

10月12日(月)

出席委員

委員長 あくつ 広王 君
副委員長 湯澤 一貴 君
同 渡部 茂 君
委員 おくの 晋治 君
同 くにば 雄大 君
同 松本 ときひろ 君
同 西村 直子 君
同 小芝 新 君
同 せお 麻里 君
同 松澤 和昌 君
同 のだて 稔史 君
同 横山 由香理 君
同 筒井 ようすけ 君
同 田中 さやか 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 新妻 さえ子 君
同 石田 ちひろ 君
同 安藤 たい作 君

委員 高橋 しんじ 君
同 須貝 行宏 君
同 つる 伸一郎 君
同 塚本 よしひろ 君
同 芹澤 裕次郎 君
同 鈴木 博 君
同 木村 けんご 君
同 中塚 亮 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 あべ 祐美子 君
同 西本 たか子 君
同 藤原 正則 君
同 こんの 孝子 君
同 たけうち 忍 君
同 若林 ひろき 君
同 鈴木 真澄 君
同 石田 秀男 君
同 大沢 真一 君

欠席委員

大倉 たかひろ 君

その他の出席議員

渡辺 裕一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

企画調整課長（計画担当課長兼務）
佐 藤 憲 宜 君

財 政 課 長
品 川 義 輝 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 課 長
立 川 正 君

人 事 課 長
黒 田 肇 暢 君

都 市 環 境 部 長
中 村 敏 明 君

都市整備推進担当部長
末 元 清 君

都 市 計 画 課 長
鈴 木 和 彦 君

住 宅 課 長
森 一 生 君

木密整備推進課長
佐 藤 聡 君

都 市 開 発 課 長
多 並 知 広 君

まちづくり立体化担当課長
中 道 元 紀 君

建 築 課 長
長 尾 樹 偉 君

防災まちづくり部長
藤 田 修 一 君

災害対策担当部長（危機管理担当部長兼務）
滝 澤 博 文 君

土 木 管 理 課 長
稲 田 貴 稔 君

交通安全担当課長
川 口 浩 和 君

道路課長（用地担当課長兼務）
溝 口 雅 之 君

公 園 課 長
高 梨 智 之 君

河川下水道課長
松 本 昇 君

防 災 課 長
中 島 秀 介 君

防災体制整備担当課長
平 原 康 浩 君

災害対策担当課長
大 森 誠 君

会 計 管 理 者
中 山 文 子 君

教 育 課 長
中 島 豊 君

教 育 次 長
齋 藤 信 彦 君

学 務 課 長
篠 田 英 夫 君

区 議 会 事 務 局 長
米 田 博 君

○午前10時00分開会

○あくつ委員長　ただいまより、決算特別委員会を開会いたします。

本日の予定に入ります前に、人事課長、防災課長および学務課長より発言を求められておりますので、順次お願いいたします。

○黒田人事課長　それでは、私から、職員の新型コロナウイルス感染についてご報告いたします。

出先施設に勤務する職員1名が、新型コロナウイルスに感染したことが判明いたしました。当該職員は体調不良を感じたため、9月30日より出勤を自粛しておりましたが、医師の指示により10月8日にPCR検査を行い、検査の結果、10月10日に陽性と判明いたしました。就業場所において濃厚接触者に当たる2名について、今後、PCR検査を実施する予定です。

当該職員は、直接区民と接触する業務には就いておりません。職場において、濃厚接触者を含め、体調不良を訴える職員は現時点ではおりません。

また、施設の消毒について、直ちに実施しております。

○中島防災課長　私から、台風第14号の対応について、報告させていただきます。

台風第14号の影響に備えるため、10日土曜日、13時に応急対策本部を設置し、職員15名の対応をとりました。なお、区民などからの被害報告、問合せ等はございませんでした。

その後、通常の監視体制に戻し、10日、22時45分に応急対策本部を解散いたしました。

○篠田学務課長　それでは、私からは、学校における新型コロナ対応状況について、ご報告をいたします。

10月9日金曜日の本委員会で、学年閉鎖をいたしました区立学校について、感染した生徒と同じ学級から3人の陽性が確認された旨ご報告をいたしました。その検査で陰性であった生徒1名が、その後、発熱をいたしまして、再度検査を受けたところ、陽性であることが確認されました。このことによりまして、同じ学級で一番最初に陽性が確認された1名を含めて、合わせまして5名の陽性が確認されたところでございます。

また、3人の陽性が確認された際に、行動履歴から隣の学級でも追加で保健所がPCR検査を行いました。こちらの学級では生徒全員の陰性が確認されました。この学級には感染者はおりませんけれども、当面の間、自宅待機となります。

この学年には3学級ございまして、もう1つの学級は、行動履歴から検査の対象とはなっておりませんので、本日から通常どおり登校している状況でございます。

学校では、自宅待機となる生徒に対しまして、本日はオンラインによる朝の学活を行いました。明日からはリモートによる授業を実施することといたしております。オンライン学習の環境の整わない家庭にはタブレットを貸し出すなどをしまして、今後とも学習機会の確保に努めてまいります。

○あくつ委員長　それでは、令和元年度品川区一般会計歳入歳出決算および災害復旧特別会計歳入歳出決算を一括議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち、第6款土木費および災害復旧特別会計歳入歳出決算でございますので、ご了承願います。

それでは、これより、本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○中山会計管理者　おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

一般会計第6款土木費からご説明申し上げます。決算書の304ページをお願いいたします。

第6款土木費は、予算現額297億4,932万3,314円、支出済額は284億586万

1,915円で、執行率は95.5%、支出済額の対前年度比は37億3,421万2,272円、15.1%の増であります。増の主なものは、武蔵小山駅周辺地区再開発事業、補助163号線整備事業に係る支出であります。

1項土木管理費の支出済額は9億2,460万9,712円で、執行率は97.4%であります。

1目土木管理費では、交通安全の啓発、駅周辺等放置自転車対策、シェアサイクル事業などを行いました。

次のページにまいりまして、中段にございます2項道路橋梁費の支出済額は58億3,042万3,546円で、執行率は96.5%であります。水辺千本桜計画、大井町駅周辺などのバリアフリー工事、オリンピック・パラリンピック施設周辺無電柱化事業、補助163号線等の都市計画道路整備などを行いました。

続きまして314ページにまいります。3項河川費の支出済額は26億3,731万9,480円で、執行率は97.1%であります。五反田水辺が結ぶプロジェクト、ヒカリの水辺プロジェクトや、第二戸越幹線整備工事などを行いました。

2枚おめくりいただきまして318ページにございます。318ページの下段にございます4項都市計画費の支出済額は155億9,259万8,860円で、執行率は96.5%であります。

次のページにまいりまして、1目都市計画費では、東急大井町線下神明駅と戸越公園駅の可動式ホーム柵整備の助成などのほか、コミュニティバス導入の検討を行いました。

次のページにまいりまして、2目木密整備推進費では、不燃化10年プロジェクトや防災生活圏促進事業などを行いました。

次の324ページにまいりまして、3目都市開発費では、大井町駅周辺地区、武蔵小山駅周辺地区などの再開発事業への補助や、連続立体交差化事業などを行いました。

次のページにまいりまして、4目公園管理費では、公園・児童遊園の維持管理のほか、しながわ区民公園、池田山公園などの改修工事、しながわ水族館の運営や、公衆便所の整備などを行いました。

続きまして334ページにまいります。5項建築費の支出済額は14億2,888万5,660円で、執行率は82.1%であります。ここでは住宅・建築物耐震化支援事業や建築行政指導などを行いました。

2枚おめくりいただきまして338ページにまいります。6項住宅費の支出済額は6億7,920万6,323円で、執行率は94.7%であります。ここでは住宅改善資金の融資あっせん・助成、空き家等対策事業、区営住宅・区民住宅の維持管理などを行いました。

次の340ページにまいりまして、下段にございます7項防災費の支出済額は13億1,281万8,334円で、執行率は91.6%であります。感震ブレーカーの普及、しながわ防災学校・防災ハンドブックによる防災普及教育や、防災服のリニューアル、帰宅困難者や集中豪雨の対策などを行いました。

土木費の説明は以上でございます。

次に、恐れ入りますが、490ページをお願いいたします。災害復旧特別会計のご説明をいたします。

歳入、第1款繰入金は、予算現額15億円、収入済額は538万4,000円、第2款都支出金は、予算現額0円、収入済額は538万8,000円で、住宅被害対策区市町村支援事業補助金であります。

次の492ページにまいりまして、歳出、第1款災害復旧費は、予算現額15億円、支出済額は1,074万2,000円で、令和元年台風第15号、第19号の住宅補修緊急支援を行いました。

○あくつ委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在29名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。小芝新委員。

○小芝委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

私からは、321ページ、水辺利活用事業に関連しました品川区の運河沿いの釣りについて、また345ページ、品川区国民保護計画変更費について質問させていただきます。

まず、水辺利活用事業に関連しました運河沿いの釣りについてお聞きいたします。

品川区の運河沿いには、釣りのシーズンになりますと、釣り糸をたらす方が多く見受けられます。大井ふ頭中央海浜公園では、ハゼやシーバスが釣れるのを皮切りに、北に向かって歩きますと、勝島運河沿いはボラも生息しており、勝島運河と合流する立会川では、立会川駅近くの橋からボラが遡上する景色が人の足を止めたりもしております。勝島運河では、花海道沿いにボラが親子で泳ぎ、とてものかな景色でございます。この勝島運河と京浜運河との合流付近では、傾斜する土手沿いで釣りに興じている方もいらっしゃいます。

そこでまずお聞きいたしますが、例えばこのような運河沿いの土手で釣りをされている、その場所の管理は品川区にあるのでしょうか。また、区内で実際に釣り場として、例えばホームページだとか、そういったところで周知しているような場所はあるのでしょうか。お聞かせください。

○鈴木都市計画課長 区内水辺での釣りの状況でございますが、現在、京浜運河の八潮側、都立京浜運河緑道公園になりますが、こちらのほうは干潟の自然保護区域や棧橋以外については、区の魅力の1つである水辺に親しむことが可能な区域として、釣り可能エリアとして既にPR、周知がなされ、実際に釣りも行われているというような状況でございます。今、ご質問の中にいただきました勝島の花海道のところにつきましても、基本的に釣りをなさっている方が見かけられますが、ここの管理につきましては、東京都から管理を委託というか、任されていて、今現在、区が行っているというような状況でございます。

○小芝委員 管理は東京都が行っており、その委託が区ということを理解させていただきました。

1人で楽しむレジャーとしては、感染のリスクの少ない釣りは、これからもっと需要が伸びてくると思われれます。しかし、釣りは管理されているわけではないので、身の安全を図るのは自己責任でもあるわけであります。品川区では、かつては地域の中に釣堀があったりと、今でも少なくともはなりましたがまだあるわけございまして、地域に住む方にとっては釣りは身近なものであったとも思います。初心者にとっては釣りのセットをそろえたものの、では、どこで釣ろうか悩む人も多いと思います。ポイントが分かるような方であればまだしも、なかなか分からない方もいらっしゃると思います。そういうときに、例えば、品川区は先ほど説明しました八潮の運河沿いも含めてですが、より分かりやすく釣り場を設けるならば、多くの方が足を運びやすくなると思いますし、ある程度は安全が確保できるのではないかと思います。コロナ禍の中で、人との接触を避けるレジャーの中で感染リスクの少ない釣りをレジャーとして楽しもうとする方が増えてくると思います。

区議会自民党でも、先般、要望させていただきましたが、ぜひとも区のほうで釣り場の確保、場所の整備を今後も図っていただきたいと思いますが、区のほうでお考えがありましたら、お願いいたします。

○鈴木都市計画課長 冒頭ご紹介いただきました本年5月に策定しました水辺利活用ビジョンの中でも、水辺の基本的な活用の方針としまして、水辺を整える、これ、拠点整備、水辺を結ぶ、水辺をつなぐネットワークの形成、そして水辺を使うと、誰もが水辺に楽しめる機会の創出を掲げてございます。

現在、釣りができるところ、できないところ、様々ございますが、例えばフェンスで水際に行けないようなところは、主には通路になっている、歩行者の遊歩道になっているところがある。その遊歩道との関係もございます。水辺、釣りを楽しむには、やはりより水辺に近付いて親水空間として楽しんでいただくということが1つあるかと思えます。今ご提案いただいた釣りは、ほかのアクティビティ等を含めて、品川区の魅力発信には、あるいは区民の水辺に親しんでいただく機会としては非常に重要なところですので、今後、そうしたスポットの整備、あるいはこういった釣りの在り方があるかというのは、しっかり研究・検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○小芝委員 続きまして、345ページ、国民保護計画変更費についてお伺いいたします。

今年の2月にテレビや新聞などでも毎日のようにニュースにありました横浜港に停泊していたダイヤモンド・プリンセス号、豪華客船でございますが、これを見た方も多かったと思います。その船では、3月までの間、乗船者に生活支援をしたり、下船者を隔離施設に搬送するなど、多くの場面で活躍してきたのが自衛隊でありました。何よりも当時の河野防衛大臣による指示のもと、災害派遣された自衛官に1人も感染者が出なかった事実に敬意を表したいと思えます。コロナウイルスが見えざる敵であれば、国民保護の敵は見える敵でございます。地震、台風など、自然災害に備えて品川区では官民一体となって毎年防災訓練を行いまして、訓練の練度を上げ、自然災害に備える努力をされています。その一方で、これはどうしても国と国のレベルの話にはなってきますが、実際に危機がすぐそこで、品川区で起きたような場合には、やはり品川区役所が国、そして東京都と連携をした上で、第一線で危機に対応しなければならない現実の課題が出てくる可能性もございます。そういった課題を解決するために、平成16年に制定されましたのが国民保護法です。2年後、品川区でも国民保護法に基づきまして条例を制定し、6年後の平成24年度に変更がされ、その7年後の令和元年度に保護計画が変更されました。

まず、具体的にこの国民保護計画の変更されたポイントについて教えていただきたいと思えます。

○大森災害対策担当課長 国民保護計画の変更についてのお尋ねでございます。委員ご案内のとおり、品川区の国民保護計画につきましては、平成19年に策定いたしまして、その後、平成25年3月に、こちらのJアラートなどのシステムの導入に伴いまして大きく変更をかけたところでございます。それから、直近で令和2年3月に、再度、変更をかけたところでございます。

その変更のポイントでございますが、1つは、平成30年3月に区の地域防災計画に修正がかかりましたので、そちらの内容に合わせる形で区の体制整備をしたものでございます。

もう1つにつきましては、その前に国の基本指針ですとか、都の国民保護計画が変更されました。区の計画につきましては、国と都の計画との整合性を図る必要がございますので、そちらの内容と整合性を図るために内容について見直しを図ったものでございます。

○小芝委員 国、東京都との整合性を図るといのは分かりました。私も変更された保護計画を読みましたら、その中に品川区以外、区外からの避難民の方の受け入れも入っていたと思えますが、そのとおりでしょうか。

○大森災害対策担当課長 区外からの避難民についてのお尋ねでございます。国民保護計画の避難場所とか避難の誘導経路等につきましては、自然災害と異なりまして、かなり広域な災害対応になる可能性がございます。そのため、避難誘導については、基本的には国とか都の指示に基づいて区が対応することになりまして、その中の1つの選択肢として、広域避難という観点から、区内から区外への避難、もしくは区外の方からの区内への受援、こういった形の想定もございます。

○小芝委員 そうなりますと、やはりこの地域の方にも、例えば避難誘導だとか、そういったところ

で協力をいただくようなこともあるかと思いますが、これまで防災訓練の中にもそういった武力攻撃事態を想定した訓練も行われてきたことはあったのでしょうか。

○大森災害対策担当課長 国民保護に関する防災訓練に関するお尋ねでございます。区では、この国民保護計画の変更に先立ちまして、令和元年9月に国民保護の図上訓練を行いまして、関係機関、警察、消防、自衛隊と連携しながら訓練をしたところでございます。

○あくつ委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 私からは、311ページ、道路バリアフリー事業、327ページ、公園・児童遊園費、343ページ、防災関係、345ページ、消防団運営費、347ページ、避難所等備蓄品について、順不同で質問させていただきます。

品川区では、これまで障害者や高齢者を含む全ての人にやさしいまちをつくるために、平成20年3月に、品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画を策定し、ハードとソフトの両面から様々なバリアフリー化の取組を進めてきました。しかし、今後も高齢化が進むことや、オリンピック・パラリンピックの開催を契機に国際都市として発展することなどを見据え、一体性、連続性のあるバリアフリー化を推進するための具体的な区域、取組を定めた計画として、平成27年3月20日に大井町駅周辺地区バリアフリー計画、平成29年7月31日に旗の台駅周辺地区バリアフリー計画を策定しました。この大井町駅、旗の台駅周辺のバリアフリー計画の概要と進展状況を教えてください。

○鈴木都市計画課長 ただいまご紹介いただきました大井町、旗の台両地域の計画の概要についてでございますが、バリアフリー法に基づき、特に重点的にバリアフリー化整備を進めていく区域として定めているものでございます。「すべての人にやさしい安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現」を基本目標と定め、駅や公共施設、医療、福祉、商業施設等生活関連施設、また生活関連施設を結ぶ道路を生活関連経路として抽出し、それぞれにおいて取り組むべきバリアフリー化整備について、短期、中期、長期の計画として整理したものでございます。

次に、これまでの進展状況でございますが、大井町駅周辺地区では、どんたく通りやゼームス坂通りの点字ブロックの整備や歩道のセミフラット化、JR京浜東北線大井町駅の可動式ホーム柵整備。また、旗の台駅周辺地区では、心身障害者福祉会館前区道の点字ブロックの補修、旗の台公園や荏原南公園のバリアフリー化改善整備、地域センターのだけれどもトイレの高機能化など、バリアフリー化に取り組んでおります。

○松澤委員 点字ブロックは視覚障害者の方にはとても必要で、杖、車椅子、ベビーカーからは逆にバリアになってしまうことがあります。適材適所にほかの利用者のことも考え設置していくことが課題となりますが、ご見解をお聞かせください。

○溝口道路課長 それでは、視覚障害者誘導用ブロックの具体的な整備になりますので、私からお答えさせていただきたいと思います。

委員ご指摘のように、視覚障害者誘導用ブロック、ある意味、立場の違う方からすればバリアになる可能性があるところではございます。ただ一方で、やはり視覚障害者の方、また弱視の方、そういった方が区内を安全に安心して歩けるためには必要な施設だと思っております。そういった中、これまで先ほどの計画に基づき、また、その前からも点字ブロック、誘導用ブロックの整備をしてきたところでございます。今後も引き続き、お互いの方たちが利用しやすい点字ブロックの設置の仕方については、様々な整備をする段階で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○松澤委員 福岡の地下鉄では、車椅子と点字ブロック、これが極力擦れ違わないように配慮してお

ります。どうしても点字ブロックの上を通るときは、車椅子とベビーカーがちょっと通れるような隙間を空けてありました。静岡県の富士山こどもの国、こういうような施設でも、同様に少し隙間を作って、車椅子やベビーカーが通れるような隙間を空けております。

これ、武蔵小山商店街パルムの駐車場、私、昨日行ったのですけれども、景観に配慮した点字ブロックになっていまして、黄色ではなくシルバーの点字ブロックとなっております。落下や飛び出しなどの危険な場所、こういったところには黄色の警告ブロック、そして誘導ブロックは一本線として景観に配慮し同系色のゴム製にするなど、新しい設置方法の考え方もこれからの時代には必要になるのではないかと思います、ご見解をお聞かせください。

○溝口道路課長 まず、点字ブロックの整備でございます。委員ご紹介の少し空けてという、やはり視覚障害者の方、またはベビーカーを押されている親子連れの方、車椅子利用者の方、そういった形の1つの配慮の仕方なのだと思っております。ただ、やはり連続して誘導していく、視覚障害者の方にはそういったことも必要だという観点もありますので、そこはやはり両方の立場のご意見等を聞いて、しっかり考えながら整備、今後どのような形で整備していくのがいいのかというのは検討していきたいと考えているところでございます。

○松澤委員 いろいろとお話し合いの中でよいよいものができればいいと私も思っております。いろいろと点字ブロックについてお聞きしました。点字ブロックだけがバリアフリーではなく、本来なら、杖の方、車椅子の方、そういった方々に一言声をかけてあげる、そうすれば済むことだと思っております。デパートのエレベーターも2つあります。ああいう2つも、私は必要ないのではないかと、もともと1つにして少し低い位置に置いてあげるなど、要は、車椅子、ベビーカーと専用として分けたりすること自体が、もしかしたらストレスと感じているかもしれません。先ほども言いましたけれども、譲り合いの精神さえしっかり持っていれば、バリアフリーというのはこれから叶っていくのではないかと思います。ハード面だけではなく、教育、歩み寄るといふ部分にも力を入れるべきではないでしょうか。「障害=できない人」ではなく、どちらも歩み寄ってこそ、よりよいバリアフリーになります。心のバリアフリーという観点で、道路のバリアフリーに対する今後の取組やお考えを教えてください。

○溝口道路課長 これまでも道路のバリアフリーですとか、点字ブロックに代表され、または先ほど大井町駅周辺、旗の台駅周辺の推進計画をやっております段差の少ない歩道ということでセミフラット型の歩道について、様々なバリアフリーに関する整備をこれまで行ってきたところでございます。やはりハードだけではなかなかすぐに全てが、道路を利用する方が安全・安心に歩行できる空間はできない部分もあると思います。そういったところでは、やはりソフト的な対応も必要だと思っております。引き続き、ハード面だけでなく、ソフト面も含めた庁内連携をとりながら、より安全に安心して区民の方が移動できる、また、来られた方も移動できるような道路空間づくりに努めていきたいと考えているところでございます。

○松澤委員 障害の有無に関わらず、高齢になっても、どのような立場でも、安心して自由に生活できるまち品川をさらに広げるために、建物や交通機関などのバリアフリーだけではなく、一人ひとりが多様な人のことを思いやる心のバリアフリーが広がる社会になるようお願い、次の質問に移ります。

次は、公園です。デンマークのバンク・ミケルセンによりましてノーマライゼーションが障害者福祉の分野で唱えられました。その後、社会福祉全体に関わる理念として広がり、教育や医療活動などにも取り入れられ、誰もが差別や偏見なく地域で普通の暮らしを送るといふ人権の問題として捉えられるようになりました。ノーマライゼーションの社会世界においては、実現していこうとする中で生まれてき

た概念にユニバーサルデザインがあります。全ての人のデザインを意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用できるデザインのことです。品川区では初となります大井坂下公園に障害のある子もない子もワークショップに参加し、子どものアイデアを活かしたユニバーサルデザインの公園がつくられます。とてもすばらしい取組に大変感謝しております。

このように公園を取り巻く環境も日々進化しております。しかし、現状、まだまだ公園は限られた空間の中、公園利用者や近隣住民からの安全や騒音等の要望など、様々な禁止看板が立てられており、規制された空間というイメージが定着しております。公園の多様な機能を発揮するためには、柔軟な利活用が求められるのではないのでしょうか。そのためには、日常の維持管理と調整を図りながら、多様な地域ニーズに対応した一定のルールづくりが必要ではないのでしょうか。

そこでお聞きいたします。禁止看板が多く規制されたイメージの強い公園であります。品川区では多様なニーズに対応したルールづくりについてどのようにお考えか、教えてください。

○高梨公園課長 高密化した都市空間が区内のほとんどを占めております本区におきましては、公園が住宅地の中に密接していることに加えまして、面積の小さい公園が多いのが現状でございます。また、来園される方の目的や年齢層も多種多様な状況となっている現在でございます。公園が周辺にお住まいの方々に認められ、愛着を持ってもらうとともに、公園を訪れる方にとっては快適に憩える場となるためには、地域の皆様の合意を持ってつくられた一定のルールづくりは今後も必要であると考えているところでございます。

○松澤委員 時代とともに公園の在り方も変わっております。道路で子どもが遊んでいた時代、車社会になり交通事故が増え、子どもたちが安全に遊べる場として住宅街に公園が整備された1990年代に都市公園法が改正されました。少子高齢化の流れで、子どもを主な利用としていた児童公園が全ての世代のための町公園に変更し、よくゲートボールをする高齢者がいた時代です。私もよくおじいちゃんと戸越公園でゲートボールをしていました。その後、相次ぐ自然災害で地域の避難場所として位置付けられるように、利用者が求める価値観が多様化しております。

足立区の事例を出させていただくと、足立区では、禁止看板を廃止して、できる看板という工夫をしておりました。これは何でも禁止にするのではなくて、地域との話し合いの中で、軟球のキャッチボールはオーケー、サッカーのリフティング、それならやってもいいですよなどを看板に書いております。品川区でも、こういった逆転の発想、そういったお考えはないのでしょうか。

○高梨公園課長 看板の記載方法についてでございますが、公園内のルールの実態によりましては、できることを記載するよりも禁止することを記載したほうが可能な遊びが増えるという場面もあるのかと考えているところでございます。しかしながら、公園や児童遊園の大規模改修や新設の際には、園内のルールにつきましては、地域の皆様と相談しながら決めている現状がございますので、ご提案のできる看板の内容につきましても、選択肢の1つとして今後に活かしていきたいと考えております。

○松澤委員 ただいま禁止看板に対して遊びを考えるというお話もありましたけれども、やはり禁止で縛ってしまうと、子どもが考える力がなくなってしまうのではないのかと私は感じております。日本では、公園を一括りにしておりますが、海外ではパブリックパーク、多様な広場、それとプレインググラウンド、遊び場として、言い方が違うように別のものとして捉えております。公園の曖昧だった機能を静かに過ごしたい公園と、思い切り体を動かせる公園に分ける考え方、ドッグランの設置の考え方もそうですが、256ある品川区の公園の多様性を求める考えを広げていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高梨公園課長 区立公園におきましては、総合公園のような面積の大きな公園が少ない状況ではございますが、運動施設がメインの公園であったり、子どもの遊び場をメインにしている公園など、公園ごとに主たる役割を分ける取組や、1つの公園の中におきましても、憩いのスペースと遊具ゾーンを分けるなどといったゾーニングの考え方などにより、公園に求められる多様なニーズに応えるため、品川区の公園づくりとして現在まで取り組んできたところでございます。今後、時代により求められるニーズも変わってまいりますので、その時々をしっかりと捉えて、区民に愛される公園づくりを今後も進めてまいりたい、このように考えております。

○松澤委員 自分の子どももそうでした。公園でゲームをしている子ども、これも私も結構声をかけてしまうのです。ゲームばかりやらないで遊びなさいと。そうすると、やっぱり子どもたちから、「全部禁止だ。何をやっても公園は遊べない。だからゲームをやっているのだ」と言われたとき、私は本当に衝撃を受けまして、あっ、なるほど、子どもはそう考えているのかと思ったのです。やはり地域コミュニティの大切なつながりの場である公園機能のさらなる充実を願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、避難所です。まず新型コロナ禍において、避難所における新しい運営マニュアルが作成されましたが、標準と比べてどのようなことが変わったのか教えてください。

○平原防災体制整備担当課長 私からは、避難所におきます新型コロナウイルス対策を踏まえたマニュアルにつきましてご説明させていただきます。

委員ご指摘のとおり、本年7月20日に本区から各地域に対しまして、新型コロナウイルス対策を踏まえた避難所運営にあたりましてのマニュアルをお配りさせていただいたところでございます。従来と大きく異なる点につきましては、まず入口の段階で検温をさせていただきます。体温を測らせていただきまして、健康チェックをして、その際に健康な方と、あるいは症状のある方、こちらを大きく分けさせていただきまして、健康な方はそのまま受付に引き続き進んでいただきまして、従来どおり避難していただく形になりますが、熱がある方、あるいは症状のある方につきましては、もう一段受付をさせていただきますまして、それによりましてさらに分けという形で、ゾーニングという考え方で分けさせていただいたところが大きなものでございます。さらには、運営にあたりましての消毒、そういったものの考え方を入れさせていただきました。

○松澤委員 今、運営マニュアルを送ったというお話がありましたけれども、この運営マニュアルは、どなたにお送りして、また避難所連絡会議の方には、どういうふうに対応してくださいとか、そういった伝達はされたのでしょうか。

○平原防災体制整備担当課長 まず、配布でございますけれども、各地域の防災区民組織の本部長宛てにお送りさせていただいたところでございます。それを受けまして、各地域で順次開催されました避難所連絡会議、こちらにつきましては本部長だけではなくて、各町会の役員の方も入っている会議でございますが、そういった会議の場に、私ども区から、防災課の人間が中心になりますけれども、区から説明という形で詳細にご説明させていただきまして、それぞれ避難所運営マニュアルのコロナ版を各学校に具体的にどのように当てはめていくかというような議論を現在も進めさせていただいているところでございます。

○松澤委員 本部長といたしますと、多分これは町会長になるかと思っておりますが、実はこれ、町会長も近隣の町会でもそういった伝達がないと私はお聞きしております。多分、今、コロナ禍の中で、なかなか集まることができない部分で伝達できていないのかとは思っておりますが、だからこそやっ

ぱりしっかり、こういったときこそ地域に連絡がいくようなシステムの構築が大事ではないでしょうか。

例えばアプリです。品川区のLINEでは、「防災について」をクリックすると記事にジャンプするようになっております。これをもっと大きな範囲で捉えられればと考えております。情報化社会において東京23区でも防災アプリを導入している自治体が大変に多かったです。品川区の防災マップ、これは非常に詳しく書いており、区民の皆様からは大変にありがたがられているものです。そういったものを防災アプリでしっかりと皆さんに周知するなど、予算特別委員会でもお話ししましたが、木密、防災、そういうものに関する助成金の情報など、双方向でのやり取りを拡充することも防災イメージーションを高める取組の1つと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○平原防災体制整備担当課長 私ども防災情報につきましては、様々な手段で地域の皆様にご提供させていただいているところでございますが、今ご指摘のございましたアプリにつきましては、今年度、品川区におきまして、SNSのLINEアプリにて公式アカウントを取得させていただきまして、そのページに防災のページも作らせていただいたところでございます。現在では、防災のページから品川区のホームページにリンクするという状況でございますが、こちらの機能を順次拡大させていただきまして、使い勝手のいい、あるいは情報の分かりやすいような提供、そういったものについて行ってきたいというふうに考えてございます。その中で防災マップにつきましても併せてご提供していく考えでございます。

○松澤委員 避難所に関連しまして、備蓄について質問させていただきます。コロナ禍において、マスクが不足する大問題が発生しました。防災に対する備蓄マスクは、あくまでも災害時におけるものとして配布することはありませんでしたが、今後、このような不測の事態において、備蓄品の活用をどうお考えなのか教えてください。

○平原防災体制整備担当課長 備蓄品の件でございますけれども、マスクにつきましては、従来から備蓄していたところ、こちらにつきまして、全庁的な活用というところで一部供出させていただきましたが、順次、市況の回復に伴いまして、再度、防災備蓄品として準備させていただいております。

また、今回の新型コロナウイルスの状況を踏まえまして、必要な備蓄品の増備、マスクにつきましても併せて増備を考えておりますし、先ほどありました避難所マニュアルのところでもこれまでと考え方を変えたところにつきましては、必要な衛生資機材も準備させていただいたところでございます。

○松澤委員 こういう災害は起こらないと言われていても起こってしまいます。本当に災害はいつ起こるか分からないということを私たちは経験させていただきました。こういったことがあったときもしっかりと対応できるような組織づくりを目指していただきたいと思います。

○あくつ委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 よろしくお願いたします。313ページ、勝島歩道橋エレベーター等整備(南側)、317ページ、水辺のライトアップ整備、321ページ、八潮地区の将来像検討経費、349ページ、集中豪雨対策費ということで順番にお伺いさせていただきます。

まず最初に、勝島歩道橋エレベーターの整備についてです。今年のオリンピック・パラリンピックの開催に向けてバリアフリー化を図るために、大井競馬場前駅のエレベーターが整備されまして、現在、この駅の中は稼働されております。これまでもここの歩道橋、また駅のエレベーターの整備、多くの声をいただいております。これに併せて歩道橋にもエレベーターの整備が進んでおりまして、現在、設置はされておりますが、まだ稼働されていない状況だと思っております。この状況を現状確認をさせていただきたいのと、予定通りのスケジュールでこれが進んでいるのかということをまずお願いたします。

ます。

○溝口道路課長 モノレールの大井競馬場前駅前につながるエレベーターの整備の件でございます。駅につながる部分につきましては南側という形、競馬場側のエレベーターになりますが、これについてはもう既に前年度に完了しております、既に稼働しているところでございます。

実はこのエレベーターが歩道橋までしっかりつながってしまっていて、南側についてはエレベーターで上がれるようになっているのですが、北側の競馬場とは反対側のところに下りる下り口のところのエレベーターが、今現在まだ完了しておりませんので、運営はしていないところで、駅まで上がれるような形での運営で止めているところでございます。北側の整備につきましては、今現在、更地になっておりますが、商業施設ができるというふう聞いておまして、それに併せて商業施設側のほうで24時間稼働のエレベーターを整備するというところで計画をしておまして、現在、事業を進めているところでございますが、当初予定よりもやはりコロナの影響等で少し遅れているということをお聞きしておまして、令和4年5月にはエレベーターが完成するような形になりますので、5月以降は歩道橋もエレベーターを使ってバリアフリーの動線が確保できる、そのような形になっているものでございます。

○新妻委員 すみません、もう一度確認させていただきます。今既に付いております南側のエレベーターが、まだ稼働されていないと思うのですが、これはいつから稼働するのかということをもう1回確認をさせていただきます。

○溝口道路課長 説明が悪くて申し訳ありません。南側エレベーターの稼働状況でございます。現在、地上から駅までは稼働しているような形になっておりますが、このエレベーターが歩道橋までさらにもう1つ上の階に上がれるような構造は造ってはありますのですが、駅から歩道橋までの高さの階まで上がる、要は、地上から歩道橋まで上がる場所については、まだやはり反対側の下り口ができていない関係、北側の下り口ができていない関係がありますので、そこについては、現在、稼働していないという形になっております。

○新妻委員 分かりました。そして、この北側の設置につきましては、当初、品川区で造るというふうにも伺っておりましたけれども、民間がやるということで、令和4年度ということで今伺いました。地域からも、一体ここはどうなっているのかという声も上がっておりますし、早く設置がほしいという、そういう期待もあります。これが地元にはどのようにお知らせされているのかということをお聞かせください。

○溝口道路課長 今回のバリアフリーのエレベーターの整備につきましては、地域の町会等には説明しながら進めてきているところではございます。ただ、やはり北側の建築が遅れているとかというところの周知は少し足りなかった部分はあると思いますので、事業者を含めて地域の方にはしっかり説明しながら進めていきたいというふうに考えております。

○新妻委員 分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。また、少し先のことになってしまいますが、1日でも早く整備されますように、取組を推進していただきたいと思っております。

もう1点、ここが自転車が乗せられるということも聞いておりましたけれども、これは予定どおり自転車が乗れるということも前提で整備されているのかということをもう1点だけ確認させていただきます。

○溝口道路課長 今回整備しておりますエレベーターにつきましては、当然、JIS基準等、基準をクリアした形での整備をしておりますので、自転車も入れるような大きさを整備しているものでございます。

○新妻委員 よろしくお聞きいたします。

続きまして、水辺のライトアップ整備についてお伺いいたします。

昨日、しながわ水辺の観光フェスタということで、10日は残念ながら台風で中止になりましたが、水辺エリアのイベントが開催されました。八潮地域も大きな期待の中で、コロナ禍ではありますけれども、感染防止対策をとり、屋形船の体験乗船を行いました。昨年よりも倍に、500名の数を集めて行ったものです。ただ、残念ながら感染防止対策ということで、チケットの販売がオンライン限定ということで行わせていただきました。しかし、早い段階で500名のチケットが完売いたしました。コロナで中止になっているイベントが多い中、期待感も大きかったと思いますが、中にはオンラインでチケットが買えないということで、今年は諦めるというような声も聞かれまして、もしかしたら、この500名の枠から大きく超えて、倍以上の数の方が体験乗船をしたかったのかなというようなことも推測しております。また、対岸では、八潮地域の青少年対策の主催でのハゼ釣りが催されておりまして、ここも例年になく大きな応募があったと伺っております。大変な大盛況であったということです。

このように八潮地域の水辺エリアのポテンシャルは非常に高いと考えます。要望で終わりますけれども、今後、水辺のイベント時だけではなく、しながわ観光協会と連携してのマイクロツーリズムの推進、また八潮地域の水辺を活かしたミニクルーズや、またさらにこの栈橋が大井競馬場前駅の栈橋を使っておりますけれども、東品川二丁目の防災栈橋のような、トイレもあって、また待合場所もあるようなものが整備されると、より一層いいなということを期待しております。

少し前置きが長くなりましたが、そこで、水辺のライトアップについて伺います。今年5月から八潮団地にかかる勝島橋とかもめ橋でイルミネーションが始まりました。地域の方が撮ったかもめ橋のイルミネーションが品川区議会だよりの表紙でも紹介されておりましたが、少し離れたところや高い位置から全貌を見ると、とても見栄えがする、大変話題になりまして、立ち止まって写真を撮る人も多く見かけました。実施時間は夕方から22時までです。これは時間制限がありますけれども、非常に明るくなって、防災の面でもよくなったのではないかとこのように思っております。また、目を港区方面に向けると、レインボーブリッジが非常に輝いて大きく見えます。残念ながら、その間の八潮橋だけが何もイルミネーションもなく埋もれているという状況であります。地元地域からも声が上がっております。この八潮橋にもイルミネーション化をぜひ進めてほしい。でも、ここは品川区ではなくて国道でありますので、実際には品川区が何かできることではありませんけれども、ぜひ国のほうに八潮橋のイルミネーションの事業を働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松本河川下水道課長 ライトアップにつきましては、区内の水辺が多くの人でにぎわう観光、交流の軸となることを目指し、ヒカリの水辺プロジェクトとして、目黒川や運河にかかる橋に対して整備を進めてきているところでございます。先ほどお話があったように、昨年度、京浜運河にかかるかもめ橋、勝島橋にもライトアップをさせていただきました。国の管轄する八潮橋につきましては、今後、しっかり働きかけをしていきたいというふうに考えてございます。

○新妻委員 このイルミネーション化が進む中で、夜の屋形船がこのイルミネーションを見るために走ることができるようなことも期待しておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

次に、八潮地区の将来像検討経費です。これは平成30年度から予算化されまして、これまで行っていただいておりますが、なかなかコロナ禍の中でも会が催されないという状況もあると思います。自治会を中心とした検討会、アンケート調査を行いました。このアンケート調査の結果は書面で報告がされて、このアンケートを基にした意見交換がされていないというふうに認識しております。また、ガイドラインの作成もするというのも伺っておりますけれども、現状と今後の展望をお知らせください。

○鈴木都市計画課長 八潮地区のまちづくりの検討についてでございますが、ただいまご紹介いただきましたように、一昨年度末になりますが、全世帯に配布をしましたアンケート調査を行ってございます。アンケート調査の結果に基づいて、自治会、事業者、あるいは分譲マンションの管理組合の方々にご説明をしながら意見交換というところで、このコロナ禍になって、その中身がちょっと延期になっているというような状況でございます。

八潮地区につきましては、耐用年数はまだまだ先でございますが、平成21年の地区計画による学校跡地の福祉施設の機能更新、あるいは団地内の歩道の拡幅、あるいは自治会、事業者等で歩道の改修などがそれぞれ行われております。今、ガイドラインのご紹介もいただきましたが、このガイドラインの策定に向けて、将来、建て替え後の姿というよりも、今お住まいいただいている八潮をよりよく住みやすく、さらによりよいまちにするために、このガイドラインを区としては定めていきたいというところで、これからこのアンケート結果の説明、意見交換も行いながら、今年度末から来年度にかけて、このガイドライン、ワークショップですとか、あるいは意見交換、勉強会を行いながら、来年度の策定に向けてさらに取組を進めていきたいというような状況でございます。

○新妻委員 今年度末から来年度に向けてということでスケジュールをお知らせいただきました。地域の中、いろいろな方々の声を、今、自治会を中心にやっているとありますが、いろいろな世代を声をぜひ聞いていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、今、八潮内の保育園の改修が進んでおります。10月1日に発行の保育園のしおりでは、八潮中央保育園の改修が1年延期されてのスケジュールが出されておりました。また、移転先を改修するに当たっての仮の移転先ということで、41号棟の都営住宅の1階にある八潮北保育園がそこに充てられておりますが、ゆくゆくは保育園の改修が終わって以降、この空くと思われる41号棟にある1階の八潮北保育園の跡地がどうなっていくのかというようなことも地元では大変気になっていると話題になっております。都営の1階であります東京都から借りている立場ではありますが、ゆくゆく、この八潮地域全体の将来像をどうしていくのかという在り方、区としてどうお考えになっているのかということも含めて、この八潮北保育園の跡地の活用についてお伺いいたします。

○佐藤企画調整課長 委員お尋ねの、八潮南保育園の跡のことだと思いますが、2022年度末まで八潮地区内の保育園の大規模改修の仮移転先として利用していきたいと考えているところです。その後に関しましては、八潮地区の行政需要でありましたら、地元のお声をお聞きしながら、どういった施設が適切なのかということ併せて検討していきたいと考えております。

○新妻委員 失礼いたしました。八潮南保育園跡が仮の移設先となっております。地元でも、今現在、高齢化率の高い八潮地域にあっては、高齢者の居場所も必要だという声もあります。また、それと変わって、多世代が交流できる場所も必要だと、そういう声もありますので、今後、ゆくゆくの、少し先の話になりますけれども、地域の声も聞いていただきながら、需要をつかんでいただきたいと思っております。

最後に、土のうの置場についてお伺いいたします。区内には、水防用の土のうが区内48か所、約1万3,000個弱でしょうか、設置されているとホームページには掲載されております。昨年台風第10号、第15号、第19号が発生した際には、区民の浸水の被害に対する意識も高まって、この土のうの置場ではない地域の方々も土のうを使いたいということで土のうのご利用があったということで、一時期、土のうがなくなるということも発生いたしました。そして、これは基本的にはこれまでに水害があったところに置かれていると認識しているのですが、区内全体でのそういう意識が高まっているところで、この土のうの置場の拡充を求めたいと思っておりますが、土のうの置場の様々な条件ですとか、

何かそのようなことがあるのか、拡充できるのかどうかお伺いしたいと思います。

○溝口道路課長 土のう置場につきましては、最近、災害が大きくなってきているという区民の方の認識のもと、利用が増えてきているのだというふうに感じているところではございます。地元の町会とか、そういった単位で必要などころがあれば、皆さんで使っていただける土のうの置場を確保できたところについては、しっかり増やしていきたいというふうと考えているところでございます。

○新妻委員 増えたところではできるだけホームページにも公開をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○あくつ委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 349ページの集中豪雨等対策費について、近年巨大化する台風など豪雨災害について伺いたいと思います。

ご承知のとおり、気候変動の影響も受け、台風が巨大化し、その被害も甚大です。台風のルートによっては、品川区でも河川の氾濫や高潮など重大な被害が発生することは十分考えられます。それだけに十分な計画や事前の訓練を重ねる必要があります。まず、自主避難施設の開設や土砂災害、目黒川氾濫、高潮による立会川氾濫による避難所の開設にあたって、毛布1枚の支給ではなく、環境改善へ最低限、水、食料、パーテーション、ベッドの設置を行うことを求めますが、いかがでしょうか。

○平原防災体制整備担当課長 避難所における環境改善についてでございますけれども、水や食料につきましては、まずは持参していただくことを呼び掛けるものではございますけれども、必要とする方につきましてはお渡しさせていただくとともに、今年度の予算や今回の補正予算でお認めいただきましたパーテーションなど、そういったものを自主避難施設や避難場所などの避難施設におきまして活用することとしてございます。

○中塚委員 事前に水や食料を持参してくださいと呼び掛けること自体は別に構わないと思うのです。ただ、様々な条件の方がいらっしゃいますので、ぜひ対応していただきたいのと、パーテーションとベッドについても検討していただけるということだったのか確認させていただきたいのですけれども、いずれにしても高齢者、障害者、妊婦、女性、子どもにとって避難所環境の負担はとても大きいので、パーテーションと簡易ベッドをぜひ設置していただきたいと思いますが、改めて確認させていただきたいと思います。

また、気象庁は、特別警報の運用を開始しております。最近でも大雨特別警報が発表されることが予測される際に、気象庁は事前に緊急会見を行い、十分な備えを呼び掛けております。品川区全域に気象庁が大雨特別警報を発表することが予測されることが示されたとき、品川区民がとるべき行動を示した行動計画はあるのか、その内容のポイントは何か、伺いたいと思います。

○平原防災体制整備担当課長 私からは、ご質問のうち環境改善の部分につきましてお答えさせていただきます。

避難施設におきます避難環境を少しでもよくするため、様々な資機材、物資を活用することとしておりまして、さらには、補正予算で認めていただきましたパーテーションの増備を早急に進めて避難環境の改善につなげていきたいというふうと考えてございます。

○中島防災課長 私からは、大雨特別警報に関しましてですが、大雨特別警報というのは数十年に一度の豪雨が予想される場合に発令されるものでございます。その前に、品川区といたしましては、避難準備情報あるいは避難勧告など適切な避難情報を発出して、その事前の避難を促していきたいと思っております。

万一、特別警報が発表された場合に関しましては、非常な豪雨の中で避難をするというのは危険な場合もございますので、例えば自宅の中の2階に上がるとか、命を守る最善の行動、そのようなものを情報発信してまいりたいと思います。

○中塚委員 大雨特別警報は、確かに数十年に一度と言われておりますが、近年は毎年のように各地で示されている。また、気象庁が事前に記者会見を行う、そういう実態があるだけに、品川区も十分な対策が必要だと思っております。この特別警報が出るほどの豪雨が予測された場合に、いわゆる台風が近付いてくると、テレビで具体的な行動が繰り返し呼び掛けられるのですが、やはり区民にとっては、突然、当日に求められても不安と混乱が起きてしまうのは当然だと思います。「しながわ防災ハンドブック」では、災害が発生する危険性が高まった場合、早めに避難することが示されておりますが、当然、40万人区民を受け入れる場所はもちろんありません。やはり被害が想定される地域にお住まいの方は、避難場所への移動や自宅の2階以上への移動、停電などの備えを行うなど、具体的な行動をする。また、自宅避難のほうが安全な場合は、自宅での対策を行う。かつて目黒川でも甚大な被害がありましたが、今後、それを上回ることも十分考えられます。やはりこうした被害が予測される事態になったときには、浸水ハザードマップに示された浸水想定区域と、その周辺にお住まいの方の具体的な行動、またエリア外にお住まいの方の具体的な行動を示した住民の行動など、エリアを分けて行動の徹底が大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○中島防災課長 区民の避難行動ということでございます。基本的に品川区に関しましては、昨年の台風を踏まえまして、現在のところ、1,200人の避難という基準で検討を進めているところでございますが、様々情報発信をしていく中で、例えば個人の避難行動を時系列でタイムラインとして計画していただくような周知をしているところでございます。

浸水エリア内外、完全に区別することはなかなか難しいところでございますが、お住まいのエリアに応じた避難行動をとっていただけるようにタイムライン等の啓発に努めてまいりたいと思います。

○中塚委員 タイムラインの啓発に努めていきたいということですが、まだまだ住民の中には十分に届いていないという実感があります。大雨特別警報が発表されることが予測され、品川区内全域が対象となることは十分あり得ます。もちろん高台にお住まいの方は直接浸水の被害というよりは、風だったり、また停電だったり、そうしたことの備えが必要だと思います。また、事前に浸水想定区域内にお住まいの方は、早めの避難であったり、また2階以上への移動だったり、様々な対策がとられているかと思いますが、五反田の水害からも大分月日が経っておりますので、住民の実感としても、まだまだ水害の対策というのは必要な体制が整えられていないと私は実感しております。ぜひ住民がとるべき計画の徹底、住民が参加する水防訓練などの実施も検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中島防災課長 これまで防災対策というと、震災というところの重点が大きかったところですが、昨年度、前から、台風の大型化などによりまして、やはり風水害の備えをいま一度強化するということが十分求められているところでございます。

その中で、防災の観点からいたしましても、避難訓練も検討しているところでございまして、例えば避難行動要支援者の避難訓練とか、そういうところも実施に向けまして検討しているところでございます。

○中塚委員 確かに住民の中にも、いわゆる防災訓練と聞くと、地震だったり火災のことは念頭にあるのですが、なかなか水害というのはあまり身近でなかったと実感しておりますが、昨年の台風を経験して、住民の意識も十分に変わってきたのではないかと思います。とりわけ自分で移動が困難な方、移

動するのに支援が必要な方にとっては、とても不安な経験をしたとお話を伺いました。幸い、昨年は重大な水害の被害は発生しなかったのですが、いつ起きてもおかしくないと思っております。要支援者への支援も重点的にぜひ実施していただきたいと思いますが、改めて水防訓練や一人ひとりのタイムラインに沿った計画の策定などを求めたいと思いますが、改めていかがでしょうか。

○中島防災課長 水防に関しましては、かねてから区職員の訓練等につきましては努めているところでございますが、やはり区民と一丸となった防災対策という観点では、避難行動要支援者の個別計画、これは震災のほうでも、今、福祉部と連携しまして取り組んでいるところでございますが、そちらをまた一層強化していくということ。そして、タイムライン、やはり個人の方がこういう大雨の情報が出たらこのように動くというところをあらかじめ決めていただくということがやはり区としての対策と考えておりますので、その点について引き続き努めてまいりたいと思います。

○中塚委員 最後に一言。強化するというので、タイムラインも作っていききたいということですが、今週、来週起きてもおかしくない台風の被害でありますから、職員の方はもちろん大変なご苦労をかけるかと思いますが、ぜひ住民の命を守るために力を尽くしていただきたいと思います。

○あくつ委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 よろしく申し上げます。私からは、317ページ、水辺利活用事業に関連して、339ページ、マンション管理支援事業、317ページ、治水対策費からお伺いたします。

水辺利活用事業に関してですけれども、東京国際クルーズターミナルが9月10日に開業されました。品川区の舟運、水辺活用に、この東京国際クルーズターミナルの活用をするべきではないかと2年前からお伝えしているところであり、今年予算特別委員会の総括質疑でもお伝えしたところでございます。今回、総務費の款でも大沢委員からもお話が出たところでもあります。具体的には、予算特別委員会でのご答弁にあるとおり、ターミナルの後ろ側近くの青海小型船発着所浮棧橋の活用ということになるかと思っております。

さて、8月26日に東京国際クルーズターミナルの完成披露内覧会が行われまして、そこに小池都知事、江東区長、港区長と共に、濱野品川区長もご出席されました。そこで濱野区長は、「かつての品川の東京湾に面した地域は“品川湊”として栄えていました。このターミナルの完成により、また品川区が港として機能することを期待し、そして江東区、港区ともに東京の繁栄に貢献していきたいと思います」と力強いご挨拶をされまして、非常に頼もしく思ったところでございます。

まず、この内覧会に区長がご出席された経緯と理由をお聞かせください。

○鈴木都市計画課長 ご紹介いただきました内覧会への参加の経緯でございますが、東京都のほうでこの内覧会に合わせて、水辺の関係する主な区にお声がけがございました。その中で、当初からこのクルーズターミナルにつきましては、区としても非常に品川区に近い、近接しているということもあって、いろいろ関係部署の中で、帰属ですとか、そうしたところも含めて調整をしてきたところで、お声がけがあった中での内覧会参加というところでございます。

○筒井委員 分かりました。東京都としても意識をされているということかと考えております。

このクルーズターミナル、青海の浮棧橋をコロナ終息の後のインバウンド復活、その需要を期待するというのもよいと考えるのですけれども、区民の日常の通行利便性、日常の足としても大いに期待できることかと思っております。船で青海浮棧橋から東京湾を横断して天王洲、そこから目黒川を通過して五反田のリバーステーションまで一気にいけるということも可能となります。当然その逆も行けるということになります。区民にとって品川区からお台場まで一気にいけるということに、かなりニーズは高いかと

思います。棧橋から近くには大江戸温泉物語などをはじめ、お台場の各種商業、娯楽施設、また船の科学館という船のことや舟運を学ぶことができる博物館もあります。舟運水辺活用を推進する品川区ですから、区民の子どもたちの教育にもよい効果が期待できるかと思えます。また、ターミナル、棧橋近くには、ゆりかもめの東京国際クルーズターミナル駅があり、電車に乗り換えれば、豊洲や新橋まで移動が可能となります。このように交通循環利便性が非常に高まってくるので、極端ですけれども、船で行って電車に乗り換えてといった形で通勤にまで利用できるという使い方も可能となるかと思えます。このように日常での使われ方が増えれば増えるほど、運賃も安くなって行きやすいと思われます。ぜひ品川区の舟運の発展のために、舟運が区民に期待される日常の足となるために、クルーズターミナル近くの青海小型船発着所浮棧橋の活用を所管の東京都港湾局と粘り強い協議の上、積極的に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松本河川下水道課長 ご質問のありました青海の棧橋の活用でございますが、今年度、東京都と連携いたしまして、私たちのほうで舟運の通勤の社会実験を行う予定としてございます。当初、オリンピックに合わせて実施する予定でしたが、今、コロナの状況でありまして、今後の実施に向けて検討を進めているところでございます。

今年度は、実際にこの青海の棧橋を使う予定はございませんが、来年度以降につきましては、青海の棧橋、委員のご指摘のように、かなりポテンシャルがございますので、そういったルートも含めて東京都と粘り強く交渉しながらルートの開発に努めていきたいと考えております。

○筒井委員 私もポテンシャルは非常に高い場所だと思いますので、ぜひご活用をお願いします。品川区の舟運、水辺活用の東京湾進出、ダイナミックな展開、そしてそのことから区民の日常の足となることを期待しまして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、マンション管理支援事業についてですけれども、私も自宅のマンションの理事長をさせていただいておまして、意識も入居当初から比べまして、やっぱりマンション全体のことを自分事と捉える人が増えてきているかと実感しております。ただ、新築したばかりのマンションなど、住民の意識がまだまだ低いかなどというマンションもあるかと思えますので、こうしたマンション管理支援は非常に有効でありたいことかと考えております。

それで、私のところでは、防災や大規模修繕、最近ではコロナ対策ということが主な関心事項なのですけれども、品川区でもマンション管理相談、マンション管理セミナー事業をやられていると思えますけれども、それらの事業を通じて、区内のマンションの管理組合での関心事項は、今、何が 높은のか、把握されている状況をお知らせください。

○森住宅課長 マンション管理支援事業についてでございます。区では、マンション管理セミナーとして年2回、防災対策等検討交流会も併せて実施しているところでございます。こちらの中の意見といたしましては、コロナが始まる前は、やはり防災の意識であったり、あるいは理事会の中で、総会の中での住民の方々の意識の統一であったりとか、あるいは、建て替えとか修繕を控えているところにつきましては、大規模修繕をどのようにしていったらいいのかというようなところが話し合われているというように認識しております。

○筒井委員 分かりました。やはり防災また大規模修繕というのは一番関心が高いのかと思えます。いろいろな住民のお考えがありますけれども、それらがやはり共通して関心が高い事項かと考えております。

そうしたことで、今後、国は2022年に管理計画認定制度というものを創設されるということでご

ざいます。まず、この管理計画認定制度というのは、どのようなものなのか、また、認定は各自治体となるそうですが、ここ品川区でしたら品川区が認定を行うことになるのか。また、今年4月から始まった東京都の管理状況届出制度との関係性、重複するところはないのか、それら3点、お伺いいたします。

○森住宅課長 ご質問にありましたマンションの管理計画認定制度でございますけれども、今年6月にマンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正されております。この改正の内容といたしましては、国で管理を適正に行うための基本方針の作成、それに伴いまして、各自治体でマンションの管理推進計画を作成できるような項目もございます。この計画を作成したところの自治体につきまして、マンションの管理計画を認定するという制度が新しくできたと聞いてございます。これにつきましては、委員ご指摘のとおり、区のほうで、各自治体でマンション管理組合が作ったマンションの管理内容を認定するという制度でございます。今、国のほうでそれぞれ検討がなされているというふうに聞いてございます。

中身につきましては、まだ具体的なところができていないというふうに聞いておりまして、今、国のほうで学識経験者を交えて検討会が行われているというふうに聞いています。

それから、東京都の条例との関係性でございますが、こちらはまだ整合性がどこまでとれるのかというところも含めて、都と国で検討されているというふうに聞いてございます。

○筒井委員 今後、マンションを建てるというよりは、やはり建てたマンションの維持が非常に重要になってくるのかと考えております。そうしたことで国も動き出したと思うのですが、東京都の管理状況届出制度があるにもかかわらず、国もさらに出したということで、二重になってしまうところがあるのかということも、どうなるのかということがちょっと懸念される場所なわけですが、その辺り、引き続き、品川区としても注視していただき、また、マンションが品川区にももう既に結構たくさんありまして、また今後、ある程度増えてくるかと思っておりますけれども、非常に業務自体も大変になってくるかと思っておりますけれども、ご対応と、僅か2年後の管理計画認定制度の周知をお願いしていただきたいわけですが、そのお考えはいかがでしょうか。

○森住宅課長 品川区内のマンションも多くございまして、東京都のデータベースによりますと、今、2,253棟というふうになってございます。こちらについては、東京都のほうでも建物の老朽化とともに、住んでいる方々が高齢化している、2つの老いというところを課題としておりまして、管理状況届出制度をやっているというところでございます。

区といたしましては、今、管理状況届出制度で、対象603棟のうち264棟が届出をされておまして、44%になってございます。周知につきましては、東京都と連携して、東京都では、例えば公共機関の吊り広告であったり、そういった部分でしっかりとPRしていきたいというふうに申しておりますので、区もそれと連携しまして、しっかりとPRをしていきたいというふうに考えております。

○筒井委員 分かりました。ぜひよろしく申し上げます。

続いて、治水対策費のほうに移ります。

土曜日も台風がございました。昨年も台風第19号によりまして、武蔵小杉のマンション浸水事故がありました。やはり浸水対策がマンション管理組合でもホットな議論となっております。

そこで、品川区の防水板設置等工事助成というのがありますけれども、これは大変ありがたい事業だと考えております。ただ、助成要綱によりますと、防水板の条件は、「取りはずしまたは移動が可能なもの」とされております。しかし、マンションやビルの発電機は地下発電機で、発電機が設置されて

いる場所は大きな地下室の中にありまして、出入口は扉になっていることが多いと思われまます。浸水を防ぐ、浸水被害の軽減という事業の趣旨・目的からしますと、そもそも扉自体を防水扉にしてしまったほうが、浸水防止、地下発電機の被害を防ぐ、浸水被害の軽減という効果は高く効率的かと考えるのですけれども、防水板に加えて防水扉の設置等工事の助成も行っていただきたいと思ひますけれども、ご見解はいかがでしょうか。

○松本河川下水道課長 現在、当課で行っております防水板設置等工事助成事業ですが、大雨、洪水、高潮などによる浸水被害の軽減のために、住宅、店舗、事務所などに防水板の設置および防水効果を高めるなどの関連工事の一部に対して助成をする制度でございます。今、お話のありました防水扉につきましては、まだ助成の対象にはなっておりませんが、現時点では防水板についての助成だけをしているところでございます。

○筒井委員 現状、防水板だけなのですけれども、それも非常にありがたいことなのですけれども、やはりマンションがどんどん増えてきております。また、その規模もかなり大規模なタワーマンションが、今後、品川区も幾つか増えてくる予定でございます。恐らく地下発電機かと思われまますので、そうしますと、台風とかで浸水して発電機が止まってしまつたら停電になる、そして住民の生活が一時止まってしまうということになってしまいますので、そうしたことで、いっそのこと防災扉のほうが、より事業の趣旨・目的の効果を達成しやすいと思ひるのですけれども、ぜひ検討を行っていただきたいのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○松本河川下水道課長 今の助成制度でございますが、今お話のありましたタワーマンションだとか、そういった地下に設備等がある場合には、やはりマンションを造る際に防災扉を付けるべきだというふうと考えております。私たちの今の助成につきましては、既存のある建物等でそういった……。〔時間切れにより答弁なし〕

○あくつ委員長 次に、田中委員。

○田中委員 319ページ、3項1目雨水流出抑制推進事業、321ページ、4項1目やさしいまちづくり整備費、325ページ、3目大井町駅周辺地区再開発事業、341ページ、6項1目居住支援協議会について伺ひます。

まず、大井町駅周辺地区再開発事業、広町地区について伺ひます。

先日の他会派の一般質問の答弁で、土地区画整理事業の活用を検討しているとありました。土地区画整理事業の活用検討を選択した理由をお知らせください。

また、答弁の中では、土地の公平負担ともありましたが、公平の考え方をお知らせください。例えば、価格が公平なのか、それとも広さが公平なのか、それともほかの考え方があれば、区民にも分かるようにご説明ください。

○多並都市開発課長 私からは、広町地区の土地区画整理事業等についてお答えいたします。

まず、この土地区画整理事業を今回の地区についての事業として検討を進めているところのポイントといたしましては、土地を再編する、今ちょうど駅のほうに区の土地があり、また、今ある現庁舎の離れたところにあるところをJR東日本の土地と合わせながら、再編しながら進めていくということが1つのポイントです。その再編する際の事業で土地区画整理事業が非常に有効だということで、その内容でご説明しているところでございます。

その公平性というところが1つのポイントになりますが、この土地を、いわゆる土地区画整理事業というのは、道路や公園などを今より使いやすくするために整備する土地を、それぞれの土地をお持ち

の方が公平にその土地を供出、負担してつくっていく事業というところで、そういう意味の必要性の、非常に公平性が高いというところです。その公平性の考え方ですけれども、広さではなくて、あくまでも価値、土地の価値が公平になるようにということで再編していく、そういう内容でございます。

○田中委員 公平に扱うとした土地は区有地ですが、前もって区に問合せをしたところ、土地区画整理法に基づくため、広町地区の公有地に関して、区有財産管理については、区の条例、規定には当たらないとのことでした。広町地区の公有地は、区の公有財産の管理、区の規定や条例から離れてしまうのでしょうか。ご説明ください。

事業の中で区民の財産が勝手に使われてしまうのではないかと不安がよぎります。そのような事業ではないということを分かりやすくご説明ください。

また、区民の財産に関わることなので、区民に対して丁寧な説明が必要だと考えますが、見解を伺います。

また、先ほど、土地区画整理事業の有効性といったことが話されていましたが、その理由についてももう一度お知らせください。

○多並都市開発課長 順番に、まずは条例についてというところでございますけれども、公有地につきましては、区の中で条例、規則があります。今回の土地区画整理事業というのは、提案させていただいているものは、土地区画整理法という法律の中で土地を再編する事業となっております。こちらは、いわゆる法律の中でその土地を、例えば事業計画であったり、再編のことを換地というのですけれども、換地計画の内容であったり、また評価の公平性を保つために評価員の設置をするなど、細かく公平性または透明性が確保できるような仕組みということで、この法律の中で全て規定されておりますので、この法律に従って行っていく事業でございます。

あと、使い方についてであります。基本的な考え方としては、まずは土地の区画を再編をして、今よりもより大井町の周辺のまちづくりに発展できるようにということで、今回も大井町駅周辺地域まちづくり方針という形で方針をまとめさせていただきまして、しっかり区民の皆様にご説明しながら、この土地の今後の活用についてと併せながら、ご説明しながら進めているところでございますので、この区画整理後の各土地といいますか、再編後の土地の活用については、まちづくり方針に従いながら、各所有者が建築計画等を進めていくということになりますので、まずこの方針とセットでやっているというのが1つの重要なポイントだと考えてございます。

あと、区民への周知という点でございますが、今回も方針の際は説明会を開かせていただいております。今後、具体的な計画については、都市計画手続を進めていくことが現在想定されています。現在、来年度から都市計画に進む予定ですが、この際には、法律の中でも説明会の義務付けがあったり、または建築計画、また大きい建物を建てる際には、その法律の中でも説明しなければいけないということでもあります。区としても、いろいろなタイミングでこれから具体的に、区の施設だけではなくですけれども、JR東日本の施設も含めて、区民の皆さんには具体的にまとまった段階で説明させていただきたいと考えているところでございます。

○田中委員 区の公有財産の管理について、ちょっと分かりづらかったので、もう一度ご説明いただきたいと思います。

続けます。大井町駅周辺地区再開発事業の中の広町地区をハザードマップに当ててみると、行政機能・にぎわい集積ゾーンについては、浸水想定区域0.1mから0.5mの薄い黄色の地域や、1.0mから5.0m未満の薄いピンク色になっている部分があります。行政機能・にぎわい集積ゾーンと、駅

側の新たな都市機能集積ゾーンでは浸水想定区域が異なりますが、浸水想定区域について、どのような議論がされて、このようなゾーン分けがされたのか伺います。土地区画整理事業によって、土地を公平に負担して土地の再編を図るという中で、浸水想定区域とそうでない区域での公平な負担は、どのように検討がされているのか、区の見解を伺います。

○多並都市開発課長 今の事業と浸水、いわゆる防災性の向上という両面のお話かと思えますけれども、この事業を進める際に、今、細かいところ、土地区画整理事業と言っても、ただ道路を造るだけではなくて、道路を造る際は、排水事業であったり、下水道管を大きなものを埋めたりとか、そういう細かいところも設計の中には入ってくるところでございます。まずベースとなることの検討を今進めているところで、併せて、今度は細かいところについて、各事業者と協議しながら進めなければいけないところですよ。

区としましては、今、想定しているところについては、道路整備をする際に、特に下水道、排水です、排水管の整備は非常に重要だと思っています。区の区役所通りのところは高くて、また一段高く広町の地区があって、もっと言いますと、三木のほうはもう少し低いところにあたりとか、そういうちょっと特殊な地形でもあります。ここについては、やはり見た目のところもありますけれども、排水計画は非常に重要となりますので、そこについては、よく関連部署と協議しながら、現在も協議しながら進めていきたいというところで行っているところでございます。

○あくつ委員長 公有財産のところについては、先ほどご説明あったのですけれども、田中委員、もう少し具体的に、どこが分かりにくいのかということをお教えいただけるとありがたいです。

○多並都市開発課長 公有財産の点につきましては、まずは法律の中で土地の再編をする規定がある事業につきましては、その中で行う。今も再開発事業とかも全部そうなのですけれども、そういう事業の中で行う法律がありますので、その中で行うということで、個別の土地の交換をする際には、それは個別の今の条例、区の条例なりを適用する、そういうところの違いでございます。

○田中委員 分かりました。また詳しいことは今後聞きたいと思えます。

行政機能・にぎわいゾーンの中では、新庁舎建設の検討がされています。庁舎機能検討委員会では、新庁舎の候補地について、今後、変更する可能性があるのか問われた区は、現在示している候補地以外の選択肢はないと発言をしています。しかし、先ほど下水道の処理だったりとかという説明もありましたけれども、先ほど示したとおり、ハザードマップで新庁舎の候補地はリスクが指摘されている候補地です。ほかに選択肢がないとする理由を伺いたいと思えます。

○多並都市開発課長 まず、広町地区のまちづくりにつきましては、現在の土地を再編して、行政機能として集約していこうという考え方で進んでいるところでございます。この中で、現庁舎が老朽化または様々な新しい機能が必要だということで、現在、庁舎機能検討委員会を開きながら、どのような機能が必要かということを検討しているところでございます。

その中でお示しさせていただいているのは、建設候補地として示させていただいたところでありますので、やはりそれをベースとしながら、現在いろいろなご議論をいただいているところでありますというのが現在の区としての到達点でございます。

○田中委員 選択肢がないとする理由を伺ったので、もう一度伺えればと思えます。

先へ進めます。現在優先すべき施策として、新型コロナウイルス感染症対策があります。大井町駅周辺地域まちづくり方針（素案）の説明会では、住民への説明不足などを指摘する多くの区民意見が寄せられました。このことから拙速にまちづくりを進めていくのではなく、住民への丁寧な説明を行い、

相互理解が進む時間を十分にとっていく必要があると主張し、次の質問にいきます。

先ほどもありましたが、道路のバリアフリー等について、款をまたがないよう土木費の範囲で質問をします。

品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画は2018年度までの計画でしたが、第2期品川区地域福祉計画と統合されました。第3期品川区地域福祉計画の中で、長期基本計画に基づきバリアフリーを推進していくとあり、旗の台、大井町のバリアフリー計画が例に挙げられています。各駅の計画の進捗状況は先ほどの質疑から伺いました。今後、バリアフリー計画が検討されている地域があれば、その地域と候補理由をお知らせください。

○鈴木都市計画課長 今ご紹介いただきました大井町、旗の台以外の重点地区化に向けた地域ですが、現在のところ、特定の地域を取り上げて導入に向けて検討を開始しているという状況はございません。ただ、やはりバリアフリーを図っていく、優先的にという考え方からすると、より多くの公共施設、不特定多数の方が集まる施設、あるいは来街者が多い地域、そうしたことを考えると、一定程度、大きな拠点駅ということが考え方の1つとして挙げられるのではないかとこのように考えてございます。

○あくつ委員長 都市発課長はどうでしょうか。

○榎本総務部長 庁舎のことですけれども、ずっと行財政改革特別委員会で案を出して、その中でD案という形で進んできたところです。要は、容積としてどれぐらい入るか、ざっくりですけれども、入るのは今より大きくなければ移転する意味がないですから、そういった意味で候補地としては広町のところになるということでございます。

○田中委員 広町のことは今後また伺っていきます。

バリアフリーです。長期基本計画を見ると、安全で安心な道路環境の確保で、バリアフリーの観点から計画的な歩道等の整備を進めると記載がありました。障害者、高齢者、乳幼児やその保護者、ケア者、介護者などの当事者から歩きづらい場所等を聞き取り、駅周辺に限らず、区内全域でのバリアフリーを進めてほしいと要望しますが、区の見解を伺います。

また、第3期品川区地域福祉計画を見ると、バリアフリーのまちづくりについて具体的な明記がともまなくなつたように感じます。まちづくり部門も関わっていたこのやさしいまちづくり推進計画は、なぜ改定されず統合されたのか、その理由をお知らせください。

また、やさしいまちづくり推進協議会に関わっていたと思いますが、2018年を最後に開催されていないのでしょうか。お知らせください。

関連して、新馬場駅南口エレベーターの設置について伺います。

これまでもほかの議員から何度も質問がありました。2015年2月に全会一致で採択された京浜急行電鉄株式会社に対し新馬場駅南口エレベーター設置をお願いする請願から5年が経過しています。生活者ネットワークにもエレベーターの設置を待ちわびる声が寄せられています。まず、請願の採択を受けた後の京急への区の働きかけについてお知らせください。例えば、助成金の提示などがあってもいいと考えますが、見解を伺います。また、京急側は設置に向けてどのような見解を示しているのか、協議の進捗も併せて伺います。

○溝口道路課長 区内の全体の道路のバリアフリーの関係でございます。長期基本計画にもうたっておりますように、また重点地区として大井町駅、旗の台駅周辺地区、2地区を整備しているところでございます。そのほかにもやはり区内、歩道があるところ、または点字ブロックの整備をしなければいけないところ、そういったところがあると思います。そういったものについては、しっかりと道路改修ま

たは経常的に歩道の段差解消ですとか、歩道の平坦化、また視覚障害者誘導用ブロックの設置、そういったものは経常的に道路改修に併せてやっていくという形になっております。また様々な団体のご意見ですが、計画づくりのときにもお伺いしているところもありますし、最近でいきますと、障害者7団体について、ゼロ段差という段差をなくすような形の歩道ブロックを導入する際に、7団体の方を集めていろいろご意見を聞いたりしてきております。今後も様々なバリアフリーに対するご要望があると思いますので、機会を見ながら、関係団体等のご意見も聞きながら整備に努めていきたいと考えているところでございます。

○鈴木都市計画課長 やさしいまちづくり推進計画が地域福祉計画のほうに統合されたというご紹介をいただきましたが、基本的な考え方として、やはりやさしいまちづくり推進計画は、ハード、ソフト両面からバリアフリー化、やさしいまちづくりを進めていくというものでございまして、さらに地域福祉計画の中で、やはり一体的に誰にでもやさしいまちづくりを考えていくという観点から統合したものでございます。ハード的なところの記載が少なくなったということでございますが、基本的には全体のボリュームの中でしっかりハード的なところも概念的なところも含めて記載させていただいております。より具体的なところは、重点地区化の中で進めていくというところでございますが、重点地区化以外のところは何もしないのかというところは一切ございません。やはりその都度、道路の改修等に合わせて、やるべきことは区内全域でしっかり行っていくというのが考え方でございます。

それからもう1点、新馬場駅の南口のエレベーターでございますが、ご紹介いただいたように、区としてもこのエレベーターの設置に向けて、2駅だったのが1駅になって、従前は2駅だったわけですから、エレベーターは南口にも区としてはしっかり付けていただきたいということで、文書による要望も出してございます。やはりなかなか土地の確保ですとか、あるいは技術的な、一番は土地の確保ということでございますが、なかなか難しいということは京急からは聞いてございます。区の働きかけとすれば、やはり毎年折に触れて、適宜、京急には設置に向けた要望を行っているというような状況でございます。

それから、助成金です。これはエレベーターの設置助成は区のほうでしっかり制度として持つてございますので、当然ながら京急には伝えておりますし、京急もよく承知しているところだと思います。

○田中委員 バリアフリーについてです。7団体に聞くのも大事だと思いますが、そのほかにもベビーカーを押している保護者の方たちもいますので、いろいろな方の当事者から声を聞いて、これからもハード面を進めてほしいと思います。

そして、新馬場駅のエレベーター設置のことです。土地がなくてという答弁がちょっとよく分からなかったのですが、2015年から生活者ネットワークは主張していますが、区は、先ほどもありましたホームドアなどの助成を出しているのですから、区民要望の多い場所や、今回のような請願採択のあった場所については、優先的に区が率先して設置に向けた提案を事業者にしてほしいと改めて要望いたします。

雨水流出抑制推進事業について伺います。気候変動で水害が多発している現在、この事業の重要性は高まっており、今以上に周知が必要な事業だと考えています。しかし、雨水利用タンクの効果は限定的です。浸透ますは結構広い敷地がないと湿気等が出てしまうので難しいとも耳にします。補助対象の拡大が必要ではないでしょうか。以前も提案しましたが、東京都の雨水流出抑制推進事業の補助金が入っています。補助要綱の趣旨に当てはまる事業なら区が提案できると聞きました。家庭用のトイレの水に雨水を活用する整備の費用の一部を助成するなど、この補助金の趣旨に合い、やってほしいと思う

のですけれども、見解を伺います。

○松本河川下水道課長 雨水利用の促進に対してタンクの助成を行っているところでございます。浸水対策だったり、水の利用について助成をしているところでございます。

○田中委員 ぜひ拡充をお願いしたいのですけれども、その見解を伺います。

○松本河川下水道課長 拡充につきましては、こちらは東京都との協議等もございますので、東京都とその辺のことにつきまして話し合いをしていきたいというふうに考えてございます。

○あくつ委員長 次に、松本委員。

○松本委員 よろしく申し上げます。本日は、307ページ、シェアサイクル事業について、309ページ、デザインマンホール蓋設置等について伺います。

まず、シェアサイクル事業についてですが、平成30年に区は株式会社ドコモ・バイクシェアと、都内初となる災害時におけるシェアサイクル使用等に関する協定を締結しています。これは素晴らしいことだと思うのですけれども、この協定は災害時の初動および復旧活動の効率化を図るために、応急活動等に関わる区の職員が緊急移動手段としてシェアサイクルを活用できるようにするというを目的としております。主に地震が想定されるのかとも思うのですけれども、災害対策基本法上の災害ということが定義に入ってくると、台風も範囲に入ってくると思います。協定上の災害の定義、災害対策基本法上の災害でいいのか。また、そうだとすると、先日も台風が来ていましたけれども、去年は台風第15号、第19号と区内でも被害をもたらしております。これまでこの協定の活用実績があるのか伺います。

○稲田土木管理課長 災害時にシェアサイクルを使って現場等の確認等々になるとは思うのですけれども、そういうものやっぴいこうということで、この協定は結ばれてきていると。実績は現在のところはあります。

○中島防災課長 繰り返しになりますが、こちらのシェアサイクルの活用については、これまで実績はございません。

○稲田土木管理課長 水害のときに使うかどうかというところでございますが、実際のところ、台風や大雨のときに自転車で行くかということ、なかなか現場に出るだけでも非常に危ないという状況もございますので、現在のところは、水害等で使うということは想定しておりません。

○松本委員 災害時に雨が降っている途中に行きましようという話をしているわけではなくて、これは復旧活動の効率化というふうな話もありますので、台風が通り過ぎた後に、なかなか車で行けなとか、あるいは公用車が使い切れているとか、いろいろなところに行っているからというところで使う可能性があるのかというところで、多分、協定を見ている限りでは、そういうことも想定されているのかというふうには理解しています。一方で、そうすると、災害時ということで今お話をしているのですけれども、少し気になるのが、やっぱり新型コロナウイルスとの関係で、現状では電車やバスで移動できませんというふうな事態が発生していないというふうには理解するのですけれども、今後、例えば強毒化を含めてどうなるかというのは少し不明なところがある。国会でも新型コロナウイルス感染症が災害対策基本法上の異常な自然現象に該当するのかというのは、これは議論がされていたところだと思います。なかなか想定は難しいと思うのですけれども、シェアサイクル協定上、この新型コロナウイルス感染症などの感染症が災害ということで対象になっていくのかどうか、そこをお願いいたします。

○中島防災課長 こちらの協定につきましては、あくまで現時点では自然災害を想定しているところでございますので、そちら以外のところについては基本的には対象外というふうに考えているところで

ございます。

○松本委員 多分ご指摘のとおりで、それは政府の答弁とも多分一致していくのだろうというふうに思うのですけれども、今はその対象を感染症まで広げる必要性はないと思うのですが、先ほども申し上げましたように、これはどうなるかというのはいろいろ分からないところもあるので、可能性については様々ご検討をいただければというふうに思います。これは要望です。

この協定ですけれども、1枚で複数台のシェアサイクルの貸出が行える専用ICカードを区役所および地域センター等の防災活動拠点に配備し、災害時に近隣のサイクルポートのシェアサイクルを使用できるように備えるというものというふうに期待されています。区役所の本庁舎の場合は、これは敷地内にポートがあるので、すぐに使用できるのですけれども、問題は地域センターのほうで、私もちょっと調べたりしたのですけれども、地域センターのほうだと最寄りのポートまで結構距離がある場合があるのです。災害時に、協定上、自転車は使用できるのだけれども、実際のポートまで遠いということになると、せっかくの協定がなかなかうまく活用できなくなってしまうのかというふうにも思います。ですので、地域センター周辺にもポート整備をしていけるように、区としても計画的にドコモ・バイクシェアと、あるいは周辺地権者と協議していくべきかというふうに思うのですけれども、ご見解をお願いいたします。

○稲田土木管理課長 シェアサイクルのサイクルポート、置場ですが、現在のところ、拡大していこうということで、いろいろとあちこち探し回って事業者も設置しているというようなところでございます。

今年度4月から本格実施に移ったのですけれども、なかなかやっぱり荏原地区とかは少ない。全体から見ると少ないというような状況もございますので、災害時の活用だけに限らず、シェアサイクルのポート等も増やしながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

○松本委員 今、荏原地区というふうな話が出ましたけれども、確かに荏原地区のポートがちょっと少ないかなというふうに私も地元に住んでいますので思うのです。その荏原地区に関しては、逆にポートが少ないということもある一方で、あそこはかなり人口も密集している。以前もちょっと取り上げたのですけれども、このシェアサイクルがUber Eatsの配達をされている方たちに使われているということがあって、昼間は全然ないぐらい活用されている。一方で、最近見ているのではないかとと思うのが、夜になるとポートに物すごいたくさんの自転車が置かれていて、場合によっては道にはみ出すぐらいのことになっている。そういう状況があります。これはやっぱり区としても対策というか、何かしら考えていかないといけないのではないかとと思うのですが、この見解をお願いいたします。

○稲田土木管理課長 ポートの自転車があふれているというような話とか苦情等は区のほうにも入ってきており、私も現場等々を見て回っているところでございますが、なかなかこれをバランスよく均等に配置するところは難しいところではございますが、事業者はトラックを用いまして、いろいろなところで、少ないところには補充していく、多いところはその自転車をまたほかに持っていくというようなところで、回収等も増やしてくれというふうな要望もしておる中、今後ともその辺の適正な配置についてはやっていきたいというふうに思います。

○松本委員 やっぱり抜本的な解決の1つの方法としては、ポートを増やしていくということかと思っておりますので、引き続きご努力をお願いしたいと思います。

次に、デザインマンホール蓋設置等についてですけれども、こちらは平成30年度の決算額だと66万円程度だったのですけれども、平成31年度（令和元年度）は約470万円と7倍以上になって

います。設置数を増やしたことなどが原因だと思うのですけれども、理由とか費用の内訳についてお願いできればと思います。

○溝口道路課長 まず、デザインマンホールの件でございます。平成30年度はマンホールカードの製作とか、そういった事務的などが主でしたので、それほど費用は予算としてはかかっている。ただ、令和元年度（平成31年度）の予算につきましては、デザインマンホールの現地での設置をしておりますので、その分、工事費等がかさんだことによって決算額が大きくなっているという形になっております。

○松本委員 一方で、令和2年度の予算だと、これ、デザインマンホールに関連する予算が計上されていないということなのですけれども、これは増やす予定がないのかと、あと、カードとかも増刷するとか、費用があり得るのではないかなと思うのですけれども、この辺りはどうなのでしょう。

○溝口道路課長 今年度につきましては、道路課の事務費の中で少し考えておまして、新たに今年度、武蔵小山のほうに、スクエア荏原においてマンホールカードの新たな配布等を行っておりますので、その分の事務的経費は予算で進めるところでございます。

○松本委員 これはマンホールをデザインするというのはなかなか面白いところで、私も漫画、アニメが好きということは、何回か申し上げているのですけれども、所沢市がKADOKAWAと組んで、日本初のLED、発光するイルミネーションマンホールなるものを設置していると。これは面白いことに広告代もKADOKAWAからもらっているということで、こういった企画、実は品川区にはサンリオだけではなくて、ゲームメーカーのセガもあるということで、こういったところもぜひ協議していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○溝口道路課長 区民の方に親しんでいただく、来ていただく、そういったところの1つのツールだと思っておりますので、様々な手法を検討していきたいというふうに考えております。

○あくつ委員長 次に芹澤委員。

○芹澤委員 よろしくお願ひします。私からは、335ページ、住宅・建築物耐震化支援事業、345ページ、防災体制整備費、これはドローンであったり協定、あと防災タブレットの運用、時間があれば、309ページの水辺千本桜計画推進費についてお伺ひいたします。

まず初めに、335ページ、住宅・建築物耐震化支援事業、これは台風被害における住宅補修緊急支援事業についてということでお伺ひしたいと思ひます。

昨年の台風第15号、第19号の中で、被害があった場合に改修をされるというのが非常に柔軟な対応をしていただいております。工事が完了した後、また施工業者に代金を支払った後でも、この助成が受けられるというような非常に柔軟な対応をしていただいたと伺っております。

昨今の台風事情においては、これまでのように一発大きな台風がどんと来るといよりは、もちろん大きな台風が来るのですけれども、その後、引き続きまた台風が続いてくるというような事象が続いています。そうすると、台風の被害を受けて、いろいろな申請をして許可をいただいてから工事をするということだと、手後れになる場合が多いため、まず最初に工事をしてくださいというような対応にいただいたのは、非常に英断なのかなと思ひますけれども、今後の台風の改修事業についても同じように柔軟な対応をとっていただけるのかをまず1点、確認をさせていただきます。

併せて、345ページの防災体制整備費で、ドローンについて幾つかお伺ひしますが、その前に1点確認で、以前、仙台市のほうで未確認飛行物体が来て、その対応をする際に、いろいろところが気象省ではありませんとか、自衛隊のほうでも関知していませんというような様々なことがあったと

思うのですけれども、これは所管が違えばおっしゃっていただきたいと思いますが、区内で未確認飛行物体が来たときに、品川区としてどういった対応をとられるのかも併せてお聞かせいただければと思います。

また、ドローンについて、以前、一般質問の中で、品川区でもドローンをどんどん配備してほしいと、その中で特に、例えば地域センターに1つ配備していただいて、地域センターごと13ブロックでパイロットもいたほうがいいのではないかなというようなご提案をさせていただきました。現在のパイロットの人数というよりは、その人数の配置状況、あとは機器の配置状況もお聞かせください。

また、これまで様々災害が起きてきましたが、ドローンをいざ飛ばすというような判断はどのレベルで飛ばすようになるのかも併せてお聞かせいただければと思います。

○森住宅課長 私からは、住宅補修緊急支援事業、住宅課のほうで実際の事務を行いましたので、その部分についてご説明させていただきます。

昨年度のこの事業につきましては、東京都で補助メニューが出されまして、その当時は住宅担当課長会のほうに説明があったときには、もう既に行った工事については対象外だというふうなお話がありましたが、23区のほうから、それではちょっと遅いという話をさせていただきまして、東京都のほうでこの部分についても対象になったということを知っております。

今後につきましては、今回の教訓を生かしながら、東京都と調整をしていきたいというふうに考えております。

○中島防災課長 私からは、未確認飛行物体に関するお問合せにつきましてですが、こちらは災害対策というよりも危機管理事象の範疇と推察されますので、当然、危機管理部等が適切に対応するところではございますが、防災課といたしましては、入ってきた情報を警察等としっかりと共有するなどの対応をして情報収集に努めてまいりたいと思います。

ドローンに関しましてでございますが、こちらは現在、防災課の職員を3名、パイロットとして育成しております。順次、防災課でもパイロットの拡充はしていきたいというふうに考えてございます。

機器に関しましても、今、2台目の調達をしているところでございます。ドローンは上から俯瞰的に情報収集できるツールでございますので、その在り方等につきましては、引き続き検討していきたいと考えてございます。

最後に、ドローンの運用する判断につきましては、恐らく災害対策本部で判断していきたいと思っております。

○芹澤委員 住宅補修に関しては、非常にいい前例ができたと思っていますので、引き続き柔軟な対応を続けていただければと思います。

また、ドローンに関して、順次人数、あと機器を増やしていくというふうなお話がありました。練習についても、以前、課長からお話いただきまして、公園内で実際にパイロットが練習をしているというふうなお話もいただいております。私の個人的な考えでありますけれども、この防災訓練といいますが、パイロットの練習については、どこかのタイミングで公園から外へ出て、実際に区内を動かしていく必要があるのではないかと考えています。もちろん相当の安全性に配慮しながら、例えば夏の朝であったりとか、明るいけれども人はあまり歩いていないというような時期を見越しての運用が必要なのだと思いますけれども、今お話しいただいたように、首都直下型地震とかで、なかなか道を通れないときに上から俯瞰的に見られる、場合によっては当時の目的のとおり、薬品であったりとか物資を運ぶこともできるという非常に大きな手段になりますので、そういったところで防災訓練の一環として、

どこかのタイミングで区内の様々な場所でドローンを動かしてみたいというのも1つの手なのかと思しますので、そちらについてご見解をいただければと思います。

次に、防災タブレットについてもお伺いします。防災タブレット、これから新しくなるというふうに伺っておりますけれども、まず新旧で何が変わったのかをお聞かせください。

○中島防災課長 私からは、ドローンについてのお尋ねについて引き続きお答えさせていただきます。

ドローンにつきましては、昨年度、水防訓練のときも一部しながわ中央公園のほうでお披露目させていただいたところございまして、現状、八潮北公園で操作訓練を行っているところございまして、実際に飛ばす際は、必要な許認可を得てやっているところございまして、ほかの場所、市街地での練習など、恐らく条件等々もまた変わってくると思いますので、可能かどうか、その条件についても確認をしてみたいと思います。

○平原防災体制整備担当課長 私からは、防災タブレットにつきましてお答えさせていただきます。

防災タブレット、今年度、ご指摘のとおり、更新を予定しておりますが、新旧の違いでございますが、まず現行の防災タブレットにつきましては、各配布させていただきましたところに有線を引っ張っております、そちらの回線と連動している関係から、その電波が届かないところでは使えない。大半の方につきましては、ご自宅から外では使えないという、そういうようなところございまして、今後配布させていただくものにつきましては、そのような制限なく、どの場所でも電波が届くところであれば使えるという自由度を高めるような形で考えているところございまして。

○芹澤委員 ドローンに関しては、今お話しいただいたとおり、上から俯瞰して見るということで、いつもの景色とは違うわけです。自転車であったりとか、車であったりで見ると景色と違うわけで、ドローンの上空からレンズを通して地域を見ていくということで、なかなかこれ、土地勘があるというか、いつもやっていないと、どこを飛んでいるのか分からなくなってしまうというようなこともあります。ここに人が倒れているというような発見をしても、実際にこれがどこなのかということが分からなくなってしまうというのも懸念される場所でございますので、ぜひ区内の上空を飛ばすというところは引き続き前向きにご検討いただければと思います。

タブレットについて、今、機能的なところは大きく変更はなくて、ネットの接続の問題だというような認識をさせていただきました。そうすると、これ、無線LANの整備というようなものもたしかどこかに経費として入っていたように理解をしていますが、この無線LAN、Wi-Fiの接続がなくても、同じように4Gなりで接続ができるという認識でよろしいでしょうか。

○平原防災体制整備担当課長 まずこちらのネット環境でございますけれども、今度新たに導入させていただくことを検討しておりますタブレットにつきましては、通常はLTE回線です、いわゆる通常のキャリア回線を用いて通信することを考えてございます。ただ、もちろんWi-Fiを使うことも可能でございますので、災害時には災害解放される例えば00000 JAPANであるとか、そういったものも当然使えるような形で考えているところございまして。

○芹澤委員 では、続いて、防災協定についてお伺いしてまいります。

防災協定、準備見直し等をしていただいていると思っておりますけれども、先ほど、松本委員からもありましたとおり、今、コロナウイルスが災害に非常に近い、準ずるような扱いになっています。国が指定する災害の扱いと、コロナウイルスはまた別だと理解をしておりますけれども、今回のコロナウイルス感染症の拡大によって、何か防災協定を使ったものがあるのかどうか、まず1点お聞かせいただきたいのと、あと、今回のコロナウイルスで、防災の考え方が少し変わってきたのかと思うのですが、今後の防災協

定を何かコロナウイルスの教訓を活かして変えていこうとかというものがあるのかお聞かせください。

○中島防災課長 防災協定に関しましては、やはり災害時に使うというところで、今回の新型コロナウイルスに関しまして、それを直接活用したというところはございません。また、災害時というところで、今ずっと運用してきている協定でございますので、それをすぐほかの事象に展開していくというところまでは、まだ調整していないところでございますので、基本的には現状の災害を中心に協定は運用していきたいというふうに考えてございます。

○芹澤委員 今回の新型コロナウイルス感染症、なかなか同じような事象が起きるとは思っておりませんが、例えば医師会であったりとか、薬剤師会であったりとかの防災協定の中で、既に様々な協定を結んでいらっしゃると思っております。ほかにも物資の提供という意味で言えば、これまで通常の防災協定の中では、飲料水の提供であったりとか、様々な物資の提供も協定の中に入っていると理解しています。例えば今回のこの感染症の中では、備蓄を使ってマスクの配布等、様々してきましたけれども、次回以降といいますか、感染症における緊急事態宣言の中で、例えばマスクの提供をしていただけるようなもの、もしくはこちらからマスクを提供しないといけないというようなところの協定を結んでいてもいいのかと思っておりますけれども、そこについてご見解をお聞かせいただければと思います。

最後に、水辺千本桜計画推進費についてお伺いしていきます。

目黒川沿いを中心にして、水辺に千本桜をとというふうに区長の発信でこの計画をつくっていただいたと思っておりますが、まずこちらの計画の進捗をお聞かせください。

○中島防災課長 協定につきましては、例えばマスクなどにつきましては、今回は防災課の管理している備蓄も活用して対応してきたところでございまして、そういうほかの災害以外の事象について、どういうふうに協定を見直していくかということについては、現状まだ、今後、調整していくところが必要かとは思いますが、基本的には災害対策の中で対応できることを基本に考えていきたいと思っております。

○溝口道路課長 水辺千本桜計画につきましては、2020年まで、オリンピックの開催が予定されていたときまでに水辺に桜を整備していこうということで、平成30年から事業を始めております。実際は令和元年度、前年度で終わっておりますが、既存の桜も含めて1,000本を超える桜の植樹が終わったものでございます。

○芹澤委員 水辺千本桜計画についてでございますが、今お話しあったとおり、1,000本を達成したということで、私の会派からの要望でもありますけれども、1,000本を達成したということで、ここで1,000本、水辺の桜の計画をもう中止にしようというか、完了としてしようというふうにせずに、ぜひ品川区の桜はすごいねというふうに思ってもらえるには、もう一声、桜の植樹が必要なのかと思っております。例えば品川の水辺二千本桜計画としてアップデートして、さらに品川のいろいろな水辺に桜、スペースの問題、様々あると思っておりますけれども、もう一声、桜を植えていただきたいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

○溝口道路課長 まずは、今回、1,000本、かなり密に植えさせてもらったものがあります。それをしっかり管理して後世に伝えて桜の名所にしていく、そういったことが大事だと思います。そういった中で、場合によってはさらに増やしていく、さらに拡充していく、そういった考えもありますので、まずはしっかり管理して皆さんに目黒川沿いの桜を知っていただく、そういった取組につながっていければというふうに考えているところでございます。

○あくつ委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時08分休憩

○午後1時10分再開

○あくつ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に傍聴人より録音申請の申し出がありましたので、これを許可します。

それでは、質疑を続けます。

ご発言願います。せお委員。

○せお委員 よろしくお願いいいたします。329ページ、子どもたちのアイデア等を活かした公園づくりから何点かお聞きします。

先日、豊島区にインクルーシブ公園がオープンしました。NPO法人S U P L I F E代表で、同じダウン症児の親の仲間である方が、豊島区にもインクルーシブ公園が欲しいと署名活動をして、それを区長に提出し実現しました。様々な方がたくさんの議論をして実現しましたので、感慨深いものがありますし、このように障害がある人もない人も一緒に過ごすことの必要性を伝えていけば、理解してもらえるのだなと希望が持てる出来事でした。

そして、東京都で始まったこのインクルーシブ公園整備の事業が、少しずつ広がってきていてうれしく思います。

品川区でも子どもたちのアイデア等を活かした公園づくりワークショップを経て、ユニバーサルデザインに配慮した公園が大井坂下公園に整備されます。すばらしいアイデアがたくさん出たようで、有意義なワークショップだったかと思います。

そこで、ワークショップの際に作成されたアイデアブックですが、大井坂下公園整備の設計の際、どのようなアイデアが採用される、または採用されたのでしょうか。また、今回、残念ながら採用されなかったアイデアは、今後どのように活用されますでしょうか。お聞かせください。

○高梨公園課長 令和元年度、子どもたちのアイデア等を活かした公園づくりということで、障害を持つ子どもたちも一緒に楽しむことができるユニバーサルデザインに配慮した公園を整備するためのアイデアということで、32名の子どもたちに集まっていたいただき、アイデアを出していただきました。今お尋ねのアイデアブックのどういったところが採用されるかといったところですが、全部で84のアイデアをいただいたのですが、その中で様々な障害を持つ子どもたちも遊べるような、いろいろパターンを持ったブランコがあったらいいのではないかとというようなアイデアがございました。そのアイデアをいただきまして、通常のシートに加えて背もたれ付きのシートであったり、複数人で乗れるような少し大きめのシートを備えたブランコを、今、実施設計中の大井坂下公園で採用する予定となっております。

そのほかには、車椅子の子どもたちも一緒に上れるスロープであったり、介助する人も一緒に滑れるような滑り台があったらいいのではないかとというようなアイデアを取り入れまして、幅広のスロープと幅広の滑り台を備えた複合遊具を採用する予定でございます。

また、車椅子の子どもたちも一緒に水遊びができるように、少し高いテーブルのようなところで水を流すような遊具があったらいいのではないかとということで、こちら製品を探しまして、テーブル式の水遊び場を採用する予定となっております。

また、限りのある大井坂下公園でございますので、全てのアイデアを活かすことはできません。今回、採用されなかったアイデアにつきましては、前回の子どものアイデアを活かした公園づくりでもそ

のように活かしたのですが、今後の公園改修の中で、そのアイデアを活かして取り入れていきたい、そのように考えているところでございます。

○せお委員 今回、子どもたちは考えが柔軟で、特別支援学校の生徒が発言したりとか、特別支援学校の先生から提案などがあつたりすると、すぐそれに合わせて考えてアイデアが出てきたりしていました。やっぱり障害がある子もない子と一緒に過ごすということは、多くのことを知ることにつながるのだなと改めて強く感じました。そして、このワークショップは、ほかの自治体からも、「子どもたちだけのワークショップって、すてきな取組だね」と、お声をたくさんいただいています。これから区内の施設や取組を検討する際に、障害がある子もない子と一緒に行うワークショップをぜひとも様々な場所で実施していただきたいと、これは要望したいと思います。

次に、公園整備に関してですが、公園は全ての方に利用していただく場所ですし、そしてこれからは予算にも配慮して公園整備をしなければならないと考えます。例えば、一部の遊具が破損した場合や、地面が凸凹しているとかといった場合などに、今後はユニバーサルデザインに配慮した改修を行うことを前提としていただきたいのですが、そのこのところを見解をお聞かせください。

○高梨公園課長 既存の遊具等の改修についてのお問合せでございます。既存の遊具の改修におきましては、遊具の安全領域との関係などから、採用できる遊具等の施設の規模には制約がございます。公園の中のほかの遊具の種類であったり、対象年齢等も勘案しながら遊具を選定していく必要がございます。しかしながら、インクルーシブの視点につきましては、これからますます重要視されていくものと区としても考えておりますので、このような視点を意識しながら、遊具改修の際にも検討していきたいと思っております。

○せお委員 例えば、ベンチ1つをとっても、背もたれがあるほうが、高齢者にも、あと座位が保持できないお子さんにも使いやすいかと思っております。あとは、地面といったところでも、場所によって異なるのですが、芝生の広場などがあると、ふだんベッド上で過ごす時間が多い方などが、座ったり、寝ころんだりすることで、肌で地球を感じることが出来ます。ぜひともその辺も考慮していただき改修していただきたいと要望いたします。

次に、都立林試の森公園に関してです。現在は工事が中断していますが、公園の西側部分は区が買い取って福祉施設を建設予定で、公園の南側部分は都が公園を拡張します。都立といえども品川区内ですので、ぜひとも区と都で連携して、誰もが使いやすい公園整備を行っていただきたいです。そして、この拡張部分と区の施設部分は近いですので、そこは関連付けていただいて、一定の面積で福祉施設を利用する方に寄り添った公園になると、利便性も高まります。今年の予算特別委員会でのご答弁で、都に要望を伝え、働きかけていくとありましたが、その後、何か変化はありましたでしょうか。お聞かせください。

○高梨公園課長 林試の森公園の拡張整備につきましては、昨年度、東京都知事から諮問を受けました東京都公園審議会により整備計画の検討がなされております。その検討に際しまして、品川区へも地元自治体ということで意見照会が行われました。区といたしましては、公園機能の拡充に当たりましては、品川区が予定しております社会福祉施設等との機能連携について、積極的な協議、検討を要望しているところでございます。

今後、具体的な協議を行う段になりましたら、ご提案の内容も含めて、東京都と積極的に協議をしていくつもりでございます。

○せお委員 東京都もインクルーシブ公園の整備を進めていますので、改めて連携を強めていただき

たいと要望します。

○あくつ委員長 次に、くにはば委員。

○くにはば委員 305ページ、屋外広告物取締事務、321ページ、八潮地区の将来像検討経費、345ページ、緊急時連絡用通信機器でいきます。

まず、305ページ、屋外広告物取締事務です。（事務事業概要には）区道等の不正使用に対する指導数について、それぞれ指導内容と指導数の内訳が記載されており、最も多い指導内容が商品せり出しで、平成30年度までは最も多い理由だったのですけれども、その他の項目が平成29年度269件、平成30年度488件、平成31年度（令和元年度）767件と急増しています。これは具体的にどのような内容、理由でしょうか。

もう1点、屋外広告物条例違反の悪質な業者に対しては、過料、罰金などがありますが、注意、指導を超えて実際に過料、罰金を科した事案は年間何件程度ありますでしょうか。また、このような悪質な事業者に対して、区はどのような対策を講じていますでしょうか。

○稲田土木管理課長 屋外広告物等の除却件数についてお答えいたします。その他の部分で増えてきている理由というところがございますが、これは、その年度で大分違うのですけれども、令和元年度におきましては、道路にはみ出している植木鉢の指導が346件、それから樹木の越境、要するに、道路側に民地の木がはみ出してきていて通行の支障になるというようなものが42件、あと、その他、ごみ箱とか、廃材とか、テーブルとか、そういうものが道路上に置きっぱなしになっているというような状況のところ、そこのお宅に行きまして、これを片づけてくださいというような指導をしているところなんです。平成30年度もやはり植木鉢が158件、樹木の越境が27件というような状況でございます。

こちらの状況で違反している人に罰金というか、悪質なところにおきまして、その実績があるかというところがございますが、これは近年においてはありません。常日頃からパトロールをして注意をしながら片づけてもらうと。ただ、片づけた後にまた出すという方もいるので、その辺は粘り強く指導をしているというような状況でございます。

○くにはば委員 その花、プラント等に関して、急増しているように感じるの、それは取締りの基準が厳しくなったからでしょうか。その他の点もまとめて質問します。

関係者の皆様にご努力いただいているのですけれども、平成28年度1,256件から令和元年度1,467件と、一進一退でなかなか減少していないのが実情ですけれども、この理由についてどのように分析していますでしょうか。もろもろ理由があると思います。行政指導を無視する悪質な事業者が減らないであるとか、一般的な規範意識が薄い。あとは行政の周知不足があたりとか、今おっしゃっていた土地や建物の構造上、ある程度やむを得ないというふうに思っている。最終的には違反取締りのさらなる人員増加が必要など、ご見解をお知らせください。

○稲田土木管理課長 これは取締りの基準が変わったというようなことはございません。区はパトロールをしながらこういう状況を見つけたり、あるいは苦情といいますか、陳情といいますか、近隣の方が教えてくれるというような状況でございまして、その状況で件数等はこのような状況になっているというところがございます。

そんなに変化がないではないかというところがございます。区としましては、パトロール強化、道路課とも連携を組みながら現状を把握しながらやっているところがございますが、先ほどもちょっと言いましたけれども、植木鉢とか、そのときは片づけるのだけれども、また出してしまうというようなお宅

もございますし、そういうところは粘り強くやっ払いこうというふうと考えております。

今後におきましても強化をしながらやっ払いこうというところでございますが、PRとしましては、毎年8月が道路ふれあい月間でございますし、そちらを道路に関しては皆さん興味を持ってもらおうということで、区報も出してございますし、庁舎の壁にも懸垂幕をかけたりにして、道路のふれあい、道路を大切に使いましょうというところでPRはして、今後もさらにそれをやっ払いきたいというふうに思っております。

○くにば委員 なかなか根絶は非常に難しいということですが、粘り強くチェックをお願いいたします。

続きまして、緊急時連絡用通信機器についてですが、こちらは7月にPHSが停波したため、スマートフォン52台を業務用に支給したとのことですが、今回の分と、既に区からスマホを支給されている方は対象から外して、携帯電話のみをお持ちでスマホを持っていない理事者の方など、どの程度いらっしゃるのでしょうか。これはもちろん区長、副区長も含めてです。

また、この点、名簿やデータベース等で携帯電話しか持っていない方等、正確に把握していますでしょうか。

○平原防災体制整備担当課長 ただいまご質問のございました緊急連絡用の防災用のスマートフォンについてでございますけれども、こちらの活用用途でございますが、通常時、職員に配付というようなものではなくて、あくまでも災害時に区役所から出まして、例えば区民避難所でありますとか、そういったところで活動する職員が外部との連絡をする手段として導入させていただいたものでございまして、平常時、個別に職員に貸与しているものではございません。そのような取扱いとさせていただいているところでございます。

○くにば委員 今ちょっと答弁漏れがあったのですが、先に質問のほうをいきます。

SNSなどのスマホアプリを活用して連携をとることにしましては、今後と言わず、効率化のためには今すぐに必要だと思います。ですので、携帯電話のみをお持ちでスマートフォンを持っていない職員の方、理事者の方がどれぐらいいるのかということをお聞きしました。

今回支給の52台には防災時の連絡用として何か統一したアプリをインストールしましたでしょうか。

また、現在、発災時の連絡方法はどのようにしていますでしょうか。今後、アプリを活用した庁内での連絡・連携についての方針もお聞かせください。

○平原防災体制整備担当課長 大変申し訳ございませんでした。先ほどのところで、私ども区長以下職員のところでは、防災上の連絡手段というところでございますが、現在、スマートフォン、携帯電話といったところでは、大変申し訳ございませんが、防災として何かといったところはございません。IP無線機を活用いたしまして配付させていただいているところでございます。

続きまして、スマートフォンにアプリというところでございますが、LINEを入れさせていただいておりますし、各スマートフォンにそれぞれLINEのアカウントを取ってグループ化して運用できるような体制にしております。

また、ツイッターを入れさせていただいておりますし、品川区からの発信情報を現地でも分かるような形、さらには、ウェブによく使うページというところで、品川区の水防情報であるとか、そういったものを見られるようにしているところでございます。

さらには、現在の緊急時の連絡でございますけれども、職員等緊急連絡システムというシステムを稼働させていただいておりますし、例えば、先日のような台風が接近したときに、大雨注意報、大雨警報

などが出た場合に、登録した各職員にメールで参集連絡が来るという形で、それぞれ定められました参集を、そのメールを見て確認する。あるいは、それに安否確認機能が付いておりますので、それで返答していただいて職員の安否確認を把握できる、そういったもので導入させていただいているところでございます。

○くにば委員 最終的に携帯電話のみをお持ちでスマホを持っていない理事者の方がいらっしゃるかどうかというのは分からなかったのですけれども、今、スマホにLINEのアプリを入れているということで、そちらのLINEのアプリのグループ、やっぱり相互に連絡ができるというのが非常に活用できて便利な部分だと思います。やっぱりメールだとどうしても一方的、電話でもなかなか相互に連絡をとるのが話し中等であれば難しいと思うので、そのLINEのグループのアプリ等々を活用して、ぜひとも今後生かしてください。

最後、八潮地区の将来像検討経費です。時間がないので、ある程度省略して申し上げます。

予算が徐々に年々増加しています。こちらは平成29年度から令和2年度まで含めて、おおむね現在までの総額で1,860万円を超えていると思うのですけれども、その総額に見合った結果を得られていると思いますか。その点をお聞かせください。

○鈴木都市計画課長 平成29年度よりまちづくり検討を開始してございます。年々委託費が増えていくというところでございますが、年度を追ってまちづくり、先ほども答弁を申し上げましたが、ガイドラインに向けて内容の熟度を上げてきているというところと、あと、アンケートの追加ですとか、そうした様々な取組を進めておりますので、決算に見合った内容で行っているというふうに考えてございます。

○くにば委員 最後、端的な数字が分かれば。八潮地区、まだ30年耐用年数があるというふうにおっしゃっていましたがけれども、この検討事業はいつぐらいまで続ける予定でしょうか。例えば、あと20年間ずっと検討ばかり続けていると、かなりの予算がかかってしまいます。検討をいつまで続けるかお願いします。

○鈴木都市計画課長 平成29年度から昨年度までの決算ですが、1,240万円余というところでございます。

それから、検討ですが、基本的には来年度をもって、まちづくりのガイドラインを取りまとめて行っていきたいというところでございます。

○あくつ委員長 次に、つる委員。

○つる委員 よろしく申し上げます。347ページ、防災行政無線管理費、305ページ、交通安全啓発費、309ページ、道路安全施設費、337ページ、コンクリートブロック塀等安全化支援事業、307ページ、駅周辺等放置自転車対策事業、311ページ、道路バリアフリー事業について伺っていきます。バリアフリーについては、Wheelog!の活用について改めて伺っていききたいと思います。

今日は子どもたちの安全・安心という視点でそれぞれ確認をさせていただきたいと思いますが、まず防災行政無線に関してですが、本日も、ちょうどたけうち委員が質疑をする頃に、5時のチャイムが鳴ります。5時のチャイムは、5時だという定刻を知らせることと、それから、防災行政無線がちゃんと機能しているかどうかということを毎日チェックするために流していると理解しています。今現在は「夕焼小焼」、中村雨紅さんが作詩をされて、草川信さんが曲をつけられた童謡でありますけれども、これは過去の議事録を確認すると、区民から公募をして厳正なる選考の結果、使われているとい

う答弁がありました。この「夕焼小焼」はいつから流されているか、教えてください。

○平原防災体制整備担当課長 ただいまご質問のございました防災行政無線、17時のチャイム「夕焼小焼」でございますけれども、1989年（平成元年）に公募を行いまして、それ以降、「夕焼小焼」を放送させていただいているところでございます。

○つる委員 そうすると、30年近く品川区の中では「夕焼小焼」ということで、過去の議事録を見ると、先ほど、林試の森公園も話題に上がりましたが、あそこは目黒区との区界になります。ああいったところは、例えば目黒区では違う曲が流れていて、音がぶつかり合うなどという過去の議事録もありました。子どもたちにとっては帰宅をするきっかけであるし、大人にとってみれば、そろそろ終業の時間なのかという、そういう目安になるというふうにされている方もいらっしゃるという中で、ある自治体によれば、そのチャイムの後、曲はいろいろまちまちでありますけれども、チャイムを流した後に、子どもたちの安全安心に大人は配慮しましょうとか、そういうアナウンスを併せてコメントとして入れているところがあるのです。そういったことをちょっと添えるだけでも、子どもたちの安心・安全に資していただくまさに協働の強力なものはあるのだろうと感じています。また、自治体によっては、季節を感じられる曲というか、季節によって四半期に一度、曲を変えたりとか、また、地元地域の出身の芸能の方で、例えばX JAPANの曲をかけているとか、ウルトラセブンの曲をかけているとか、自治体によってはいろいろあると思うのですが、過去にもそういう提案もありましたけれども、例えば、この曲について、私は「夕焼小焼」は大好きでありますけれども、いろいろな、「5時になっちゃった」、「5時になった」、1日の過ごし方によって感じ方はいろいろあるのですが、例えば季節によって曲を変えるとか、先ほど申し上げたようなアナウンスを入れるとか、そういったことが可能かどうか。あと、83運動のときにも3時にチャイムを入れたという、試験的にやったということもあったかと思いますが、その辺りについて教えてください。

○平原防災体制整備担当課長 まず、冒頭ございました例えば区界などについての取扱いについてでございますが、区界では、確かに違う音楽がそれぞれから流されまして共鳴してしまうというようなことがございます関係上、我々も声をいただきましたら、現地に赴きまして、例えば向きを変える、音量を変えるなどの調整で、そういった対応をさせていただいているところでございます。

また、季節感のある曲でありますとか、地元出身者の曲、そういったいろいろな曲であるとか、チャイムの後にナレーションというようなお話もございました。冒頭ございましたとおり、私ども、17時のチャイムにつきましては、防災行政無線がきちんと機能しているかという試験を目的に実施しているものでございますけれども、例えば防災以外の効果につきまして、どのような形で使うことができるのかとか、あるいは、私ども自体は、今現在、「夕焼小焼」を30年超えて放送している関係上、区民に定着しているというふうには考えているところではございますが、ほかの曲がどういったものか、そういったことにつきまして、庁内で改めて連携いたしまして研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○つる委員 別にこの曲という指定はないのですが、例えば春だったら春の曲、夏だったら「海」とか、「夕焼小焼」はどちらかという童謡で分けると秋、そういう季節感を感じる、そうしたことも一工夫でいいのではないのかと。なかなかコンクリートジャングルと言われて久しい東京都内でもありますけれども、やはりそういう童謡を歌って山川をしつかりと肌身で感じられるような、せめて歌でも子どもたちがそういった情景を思い浮かべることができる、古きよき日本を回想できるような、そういったことも必要なかと思っておりますので、どこかでぜひ検討いただきたいと思っております。

次にいきます。コンクリートブロック関係ですが、これは大変痛ましい事件を受けて、一昨年度から安全化支援事業ということで実施されているところだと思いますが、見通しの悪い交差点が品川区内にはたくさんあります。また、通学路、お散歩コースの安全点検は一生懸命やっていただいて、洗い出しをしていただいて、順次対策をとっていただく。ガードレールとか、ガードパイプとか、カーブミラーとか、そういった対応を今やっていただいていると思います。決算ですので実績を見ると、例えば除去については60件、フェンスについても60件やる予算の中で、最終的な決算としては、除去が22件で、フェンスが7件というふうになっています。助成額が除却が10分の10で、フェンスについては2分の1ということで、助成があるだけ区民にとってはいいだろう、そういう視点もあるわけですが、この実績結果と、また今年度の当初予算で見ると、マイナス34.2%の予算計上ということで、今、事業実施を今年度についてはやられていると思うのですが、この辺りの実施状況についての感想、それから、例えば私有地を提供していただいている道路があると思うのです。私道という言い方なのでしょうけれども、でも、ある場所では、丸々企業の土地を提供いただいて、区道と区道を結んでいただいている、その脇には万年塀があるのです。品川区が看板を掲げて、ここは企業の方に提供していただいている土地ですと大きく看板をつけているようなところがあって、その通りの脇には、これ、40年以上のものだと思いますが、万年塀がずっとあります。そうしたところからすると、この条件からは外れてしまうのですが、そうしたところに対する支援策もこの中で活用できるのかどうか、併せて教えてください。

○長尾建築課長 コンクリートブロック塀等安全化支援事業についてお問合せです。昨年度の実績といたしましては、ご紹介いただいたとおり、除却については22件ということでした。除却をご利用されている中で、必ずしもフェンスの設置を計画されない場合が半分以上でした。実績で言いますと、3割から4割程度というのが、この運用してきた中での状況でございます。

そういったところも踏まえまして、今年度の予算に関しましては、新設のフェンスについては除却分のおおむね4割程度というところの見通しでスタートしたところでございます。

昨年度の実績といたしましては、事業を始めて1年少しぐらいの中で、年度の後半にやっと周知が一定程度浸透してきたというところが実感としてございまして、後半に至って少しずつ伸びてきているような状況がございまして、今年度に関しましては、半年程度ですけれども、おおむね30件程度の除却助成の申請を受け付けているところで、昨年度と比べましても引き続き伸びているような状況がございまして、引き続き丁寧に対応していきたいと考えております。

また、例示がございました私有の通路、通路沿いの万年塀に限らずブロック塀等の塀の除却助成につきましては、こちらは現時点では助成対象外となっております。現在、建築基準法上で品川区内の道路として扱われている道路沿いであれば、塀の安全化支援事業をご利用いただける状況となっております。

○つる委員 今の最後の部分については、また個別に陳情というか、ここですということで指定させていただいて、この事業の活用か、違う方法か何かで安全対策をとっていただきたいと、ここは子どもたちも通学路として、また登園ルート、お散歩ルートとして使わせていただいているところです。その脇に万年塀が非常に高い、2mぐらいでしょうか、あるところでありまして、しっかりとここは対策をお願いしたい、そういう思いであえてお伝えさせていただきました。引き続き周知も含めてお願いしたいと思います。

では、次にいきます。駅周辺等ですが、駐輪対策という視点ですけれども、まずその前に、今、車道に自転車ナビマーク等が表示されているおりましたが、これは法定外表示というものかと思うのですが、

この認識を教えてください。

○川口交通安全担当課長 ただいまご質問の自転車ナビライン、自転車ナビマークのご質問でございます。こちらにつきましては、法定外表示でございますので、法律上、規定されたものとは異なります。

○つる委員 でも、道路交通法でいろいろ法律に問われないし、問うことも逆でないし、それを除いた形での道路交通法に基づいた処罰等がされていくという認識であります。いわゆるゾーン30も含めて法定外表示は、結構いろいろあるのだなということを改めて思ったところではありますが、その中で駅周辺等の駐輪対策ということになってくるのですが、かつて私も2011年に初めて大阪市の取組を紹介して、何度か子どもたちが、「違法駐輪、駄目だよ」というようなことをかいた絵を歩道上に貼ったりとか、また敷地に貼って駐輪をやめさせていく、こういう取組をやったらどうだという、いろいろな角度から提案をさせていただいたのですが、2013年のときには、こういうご答弁だったのです。

「法定外表示でだめです」。だけど、ナビマークは法定外表示として付けられるわけです。「法定外表示でだめです」という答弁の在り方は、私はちょっと説明が足りないのかと思うのです。法定外表示というものが実際にあるわけですから、実際にやっているところもあるわけです。23区で見ても、江東区で試験的にやっているところもあるし、大阪でもそうだし、先日もトリックアートで大阪府の豊中市などは対策をやっている。だから、道路上というのはなかなか難しいのかもしれない。既に駐輪禁止のマークは既存のものについてはそのままにしておくというご答弁も過去にあったわけでありましてけれども、例えば、そういう敷地的なところで違法駐輪も駅周辺にはたくさんあるわけでありまして、今、いわゆるウマというか、鉄製の三角形のあいうものを置いていただいて、駐輪禁止です、何時になったら撤去しますというような表示もあるわけでありましてけれども、例えばそういうところに子どもたちの絵だけではなく、トリックアートとか、様々な工夫をして、法定外表示は景観を損なわないことも大切だという表記もあるわけでありましてけれども、そうしたところも含めて、ぜひ再度検討いただきたいのですが、ご答弁をお願いします。

○川口交通安全担当課長 ただいま法定外表示に関するご質問でございます。以前にお答えさせていただきましては、いわゆる法定外表示につきましては、道路交通法等にも規定されておりますいわゆる道路の交通と安全と円滑を図るために設置するものというふうに位置付けられているものでございます。したがって、以前の答弁等では交通管理者である警察等との協議を踏まえてというところなのですけれども、以前、警察のほうに質問した際には、なかなか設置は困難という回答であったと思っております。したがって、当然そこに協議の上で判断されることになるというところでございますので、そのところはご理解をいただければということと、あと、併せまして、ただいまトリックアートのご質問が若干ありましたけれども、こちらも既に当区でも大阪府の豊中市でやっていることは把握しております。また、担当者レベルでもヒアリングをさせていただいております、その効果等についても聞き取りはしているところでございますので、引き続きそこにつきましては動向等を注視してまいりたいというふうに考えております。

○つる委員 結果として駅周辺等がすっきりして、車椅子の方も含めて交通環境がしっかりと整備されていくということが大事なわけでありまして、手段は、ある意味でなんでもいいですが、やはりより一層そうした方の心にしっかりと届くようなやり方、やはり子どもたちから言われたら、大人もちょっと手痛い、そういうような視点も含めて、ぜひご検討いただければと思います。

最後は要望になると思いますが、今申し上げた交通環境をしっかりと確保していただくというところでは、これも既に何度か提案も、2017年以降させていただいているWheelog!という国土交

通省だとか様々な自治体で既に連携をとられている、車椅子でも通れるところを携帯端末を使ってログをとっていく、それを携帯端末でも容易にそこが車椅子で通れるところ、また逆に言うと、通れないところをどう対策していくかということで、行政側にとっては資料になるアプリであります。これをイベント的に車椅子の利用の方とか健常者も含めて町歩きをして、車椅子で通れるところはどこなのか、そうではないところはどこなのかというイベント的な形で実施をされていることもあります。国土交通省からも様々なログも提供されているわけですが、今後ぜひ、また改めて提案をさせていただきたいと思いますので、このWheelog!の活用について、ぜひ積極的に様々な部署で検討いただきたいと思います。

○あくつ委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 320ページ、都市計画費、空港環境担当に関わって、羽田新飛行ルートについて質問いたします。

国土交通省は、6月に羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会を設置しました。この検討会について、共産党の都議会議員が、先月、都議会で、「固定化回避は名ばかりで、実際は、都心上空の低空飛行が大前提とされています。都はその事実を認識していますか」と質問したのに対し、都は、現在の滑走路の使い方を前提とした上で、「技術的観点から検討を行う」と答弁し、都心上空の低空飛行が大前提とされていることを否定しませんでした。品川区は、この検討会が実際には現在の都心ルートが前提とされていることを認識していますか。お尋ねいたします。

○鈴木都市計画課長 羽田新ルートについてのお尋ねでございますが、今ご紹介いただいたように、固定化回避についての検討会における考え方については、我々、新しく都市計画課に組織化しまして、いろいろアンテナを張る中で、国のやり取りも入手しているところでございます。その中では、今ご紹介いただいたように、「現在の滑走路の使い方を前提とし」と、こうした表現は、今、第1回目の議事録が国のホームページ上でもアップされておりますが、その中でも委員の発言として議事録の中でも紹介されているというところでは認識しているということですが、それがイコール品川区を、継続して都心上空を低空飛行で通ることを前提として検討が今進められているという認識ではございません。

○おくの委員 この検討会について、さらに念のためお伺いしておきます。共産党の山添参議院議員、先月、国土交通省に対し、「検討会における検討は、新飛行ルートにおける滑走路運用及び発着便数の変更を含めて行うのか」。そして、「新飛行ルートの滑走路運用及び発着便数そのものを再検討すべきではないか」との質問主意書を提出しました。返ってきた答弁書では、新経路の「滑走路の運用方法を前提とした上で、新経路の将来にわたる固定化を回避することを意味しており、検討会において、『新飛行ルートの滑走路運用及び発着便数』を『再検討』することは考えていない」と書かれていました。そうしますと、品川区は、やはり検討会が新ルートを、ある意味、前提としているのだというふうにご認識しているということでしょうか。

○鈴木都市計画課長 羽田新ルートについて、昨年8月、国のほうで運用について本格決定を公表したわけでございますが、その過程の中で、これは国の事業、国策ということで、国の判断のもと、国の責任において進められていくべきものというところの認識でございますが、ただ、これが決定したからといって、この決定したルートが今後ずっと品川区上空を飛ぶこのルートが固定化されて続くようなことがないようにということで、新飛行ルート下13区の中で品川区が唯一、その決定の前段階において、これを固定化せずに検討は着手してくださいということを求めたわけでございます。今ご紹介いただいたように、現空港の使い方が前提ということでございますが、そういう発言があったということは当然

承知しておりますが、技術革新ですとか、技術の観点から、固定化しない取組を今検討いただいているという認識でございます。

○おくの委員 もう1点伺っておきます。7月13日に港区の住民が、新飛行ルート上を自衛隊機が飛んでいるのを目撃して写真撮影もしております。国土交通省および防衛省は、その日の午後5時台に、新ルート上を自衛隊機が2機飛んでいたことを確認しております。さらに国土交通省は、1時間に合計44便としている新ルートの着陸便数に自衛隊機が含まれていること、それから、国交省が実施している部品欠落の報告制度、また、羽田空港において実施している国による駐機中の機体チェックについて、自衛隊機は対象とされていないこと、これも国土交通省は確認いたしました。

そこで伺います。以上のこと、まず第1に、自衛隊機が新飛行ルートを飛ぶこと、それから第2に、1時間に合計44便という着陸便数に自衛隊機が含まれていること、それから第3に、部品欠落の報告制度、それから羽田空港において実施している国による駐機中の機体チェックについて、自衛隊機は対象とされていないことを品川区は認識されていたでしょうか。お伺いいたします。

○鈴木都市計画課長 今ご紹介いただきました自衛隊機につきましては、当初、国のルート決定前の様々な説明の中では、海外とのつながりということで、民間航空機という説明があったわけですが、直近の新聞等の報道で、私どものほうでも国のほうには確認してございます。そうした中で、これは定期的に、44便の中に入っているというご説明もありましたが、これも国はそうだということを言っています。検査の対象からも外れているということも申しておりますが、基本的に何かこの44便、毎日飛んで定期的に自衛隊機が飛んでいるということはないということで確認してございます。それは国の防衛あるいは様々な中で飛ぶこともあると、これは羽田新飛行ルートに限らず、従来から民間の航空機のルートを、当然ながら羽田に着陸するときは自衛隊機も飛ぶという考え方だと認識しているところでございます。

○おくの委員 そう、飛ぶことがあるということなのです。ところが、国土交通省が部品欠落、要するに、部品落下の危険、それから機体チェック、飛ぶことがあるにも関わらず、報告制度や機体チェックの対象に自衛隊機の場合は含まれていないということであるわけです。そうしますと、国土交通省が部品脱落、部品落下の危険は、この報告制度や機体チェックを厳格化することによって防がれるというふうに説明しておったわけです。そうしますと、自衛隊機までもが新ルート上を飛ぶという以上、区民の安全は、国土交通省が対策をやったというだけでは守り切れないということはいよいよ明らかであって、いよいよもって新ルートそのものをやめることを国に求めるべきではないかと私は思うのですが、その点、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○鈴木都市計画課長 自衛隊機に対する落下物、特に落下物に対する取組でございますが、詳細は私は把握してございませんが、基本的に自衛隊機、国内様々な空港で離着、発着、着陸しているというところでございます。そうした中で、当然ながら自衛隊機は落下物の取組を何もしていいのかということは全くございませんで、それは国の責任において、それは自衛隊の中で当然ながら定期的なチェック、確認はされていると思いますが、羽田新ルートについて、これは定期ではなくて大分本数、飛ぶ確率は低いというのは聞いてございますが、そうした中でも上空を飛ぶわけでございますので、その辺の取組を、実施状況を区としては国に確認していきたいというところでございます。

○あくつ委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしくお伺いいたします。私からは、313ページ、都市計画道路整備事業について、320ページ、都市計画費について、321ページ、区民の自主的なまちづくりへの支援について

と、時間があれば、305ページ、道路・公園等監察費についてをお伺いいたします。

1点目に、都市計画道路整備事業についてお伺いいたします。

道路の便益計算について、例えば補助163号線では、どのような積み方をしていきますでしょうか。また、都市計画の視点から、行政サービスの提供能力について、例えば交通サービス提供能力の場合、新しい道路を造るときに2億円かかるとして、その効果は経済の観点や事故の減少など2億円の効果を超えるという便益計算があるかと思うのですが、どのような計算になっているのか教えてください。

例えば、通行時間の短縮については、「15分の短縮×4万台＝60万台分」など、渋滞の緩和による事故の減少については、新しい道路を造ったことによって実際に渋滞が減ったり、事故が減ったなど、その検証と自己評価はいつ行っていて、実際に損失を出さずに済んでいるのか。そして、検証しにくい数字に表しにくい部分もあるかと思いますが、経済、環境など、事業によって影響を受けるであろう波及効果として、こういったことが考えられるのか、区のお考えをお聞かせください。

○溝口道路課長 まず、都市計画道路の費用便益の関係でございます。以前、補助金の重点化でも、そういった流れの中でそれぞれの路線でやっていくという形になってはいますが、今現在、補助金としては、社会資本整備給付交付金という交付金の形になっておりますので、事業単体で費用便益を出すという形ではなくて、その一緒になっていきます例えば防災・安全交付金とかという補助金を使っているのですが、その全体の中で、例えば安全な市街地の整備をどうしたらいいのかとか、どう整備することでどういった効果があるのか、そういったところでの便益をやっている中で補助採択という形になって補助金をいただいているような形になっておりますので、委員ご指摘のような便益という形のもので、今回それだけで出しているという形にはなっていないというのが実情になります。ただ、一応、便益のマニュアルもありますので、そういったものに基づいて、一定、効果等を考えていかなければいけないところでございますが、今回、補助金採用にあたっては、改めてそういった便益の計算はやっておりませんので、あくまでも評価としては、安全な道路が整備されることによる評価、そういったものを総合的に見て補助金の採択をいただいているところでございます。

また、この評価につきましては、基本的な考え方についてはあまり従前から変わっていないのですが、従前からの新規採択のとき、または事業が一定期間経過したとき、その後、事後という形で最終的にこの事業を行うことによってどういう成果があるのか、そういったところを踏まえて費用便益についての計算をしているというのが今の実情でございます。

○横山委員 国土交通省で費用便益分析マニュアルというものがあまして、そちらに、「評価自体についても担当部局において独自の項目や手法の追加等を検討し、アカウントビリティの向上を図ることが重要である」というふうに記載があります。こちらの補助163号線につきましては、全体でやっていращやるということでしたので、例えば今後ですけれども、区としてもアカウントビリティの向上を図っていただくということを要望いたしますが、こちらはいかがでしょうか。

2点目にまいります。都市計画費についてお伺いいたします。

土木の観点からの防災まちづくりについて、川沿い、海沿い、荏原などの武蔵野台地、それぞれの地盤の特徴を含めて、まずは品川区の市街地形成における歴史的な経緯についてご説明をお願いいたします。

○溝口道路課長 国土交通省のほうで費用便益分析マニュアルを出されています。当然、今後いろいろな事業をやっていくときには、1つの指標として、また分かりやすい形、区民の方が数字でこれだけ道路を整備することによって効果がどのくらいありますという1つという手法でありますので、ま

た、先ほども話したように、道路の走行空間、時間短縮とかそういったものだけではなくて、やはり総合的に判断してというのが1つの考え方に大きくなってきますので、今後も機会があれば、しっかりこういったものも使いながら、区民の方に整備効果といったものを示していきたいと考えているところでございます。

○鈴木都市計画課長 品川区の市街地形成の過程と歩みというところでご質問いただきましたが、土木におけるということもご質問としていただきましたが、全体としては、例えば、やはり江戸時代からの特徴的な大名下屋敷、これが現在の土地利用に特徴的なものとして残しているということが1つ特徴として挙げられます。

それから、市街地形成の過程の中で、目黒川、当然ながら区内の鉄道駅が敷かれて、そこから市街地が発展していったというところは間違いないところでございますが、区の特徴的なところとしましては、やはり目黒川流域で、特に工業系が発展していった。その工業系、目黒川沿いに工場ができて、そこで働く人々がそこに住み着いて市街地が広がっていったというような特徴でございます。

それから、大正初期では、耕地整理が、品川区、全体的に田畑を計画的に作って生産性を上げていこうということで、耕地整理事業が行われましたが、耕地整理、非常に区画が大きいということで、周りの道路も4mない、俗に言う3.6m道路が、先ほどの目黒川沿いで働く人々が住み着いて広がっていった、あるいは、関東大震災で焼け出された方々が、その耕地整理地域に住みだして、そこから接道が乏しい木密地域に市街地が形成されていったというようなところが大きな特徴としてあろうかと思えます。

○横山委員 便益計算のところについてですけれども、波及効果としても数字に表しにくい部分ということもあるかと思えますので、環境ですとか、様々指標があると思えますので、ぜひ今後活かしていただきたいというふうに思えます。

また、歴史的な経緯についてご説明ありがとうございました。特に水害に対してなのですけれども、30年から50年後に起きたときにも、また100年後にもしのいでいけるように、人命を守るためのインフラの再配置の議論を始めていく必要があるというふうに私は考えておりますが、過去の災害の被害を今までのどのようにまちづくりに生かされていますでしょうか。区のご見解をお聞かせください。

○鈴木都市計画課長 過去の災害とまちづくりというお尋ねでございますが、直近ですと、やはり阪神・淡路大震災、地震後に発生した火災の広がり大きな災害を生んだということが教訓としてございます。そうした中で、延焼遮断帯の形成、木密地域の防災性の向上というところに、今、区は力を入れているところでございます。それから、水害の話もございましたが、これも東日本大震災では、特に千葉県のほうが液状化が多かったということで、東京都の液状化マップ等を来庁された方に閲覧できるような体制を関係部署がとってございますので、そうした中でこの液状化も周知させていただいて、建築の際の1つの参考にしていただく等々、そうしたことが教訓として、今、品川区が取り組んでいるところでございます。

○横山委員 それでは、3点目にいきたいと思えます。区民の自主的なまちづくりへの支援についてお伺いいたします。こちらは具体的にどのような内容なのでしょうか。

○鈴木都市計画課長 区民の自主的なまちづくりでございますが、地域の課題をまず居住者の方々、土地を所有されている方々が自主的に、例えば共同化を図っていききたい、あるいは防災性の向上を図っていききたいというところで、まだまだ何か市街地再開発事業とかそうしたところではなくて、地域が主体となって、土地の所有者が主体となって検討していききたいというときに、なかなか専門的なことが大

部分を占めますので、そうしたところに、まちづくりの検討のきっかけに専門家を派遣したり、それから、いろいろ準備組合が立ち上がっていった過程の中で、その準備組合の運営費等々について助成をさせていただいている制度でございます。

○横山委員 地域の方々が主体的にまちづくりを考えるきっかけづくりとしての支援にもなっているのかというふうに思いますので、不燃化特区全戸訪問などの機会と一緒に周知をしていただくなど、耐震診断には踏み切れないけれども、ご近所の数人の方々と一緒に専門家からの話を聞いてみるということがまずできるのではないかとこのように思います。こういった支援があることを認知していただけるようお願いしたいのですが、区のご見解を簡単にお聞かせください。

○鈴木都市計画課長 この制度をしっかりと使っていただけるように、様々な機会を捉えて周知をしてまいりたいと思います。

○あくつ委員長 次に、西村委員。

○西村委員 よろしくお願いいたします。323ページ、不燃化10年プロジェクト、347ページ、防災行政無線設備更新費について伺ってまいります。

まず、区は、5か年計画の3年目に、2億7,600万円近く費用をかけまして、防災行政無線の修繕を行いました。どのような工事を行ったのか、改めて詳しくお聞かせください。

○平原防災体制整備担当課長 防災行政無線の工事のお尋ねでございますけれども、こちらは国の法令改正に基づきまして、防災行政無線に活用しております発信電波をアナログ波からデジタル波に移行するために機器を交換するものを5か年で実施しているものでございます。現在はその4年目という状況でございます。

工事の主な内容といたしましては、既存の子局、外にあるアンテナでございますけれども、これの機器交換、アナログ波に対応したのからデジタル波に対応したものを交換するのが主でございます、一部これを機に増設をしているようなものが主な内容でございます。

○西村委員 議事録を見ましても、こちらはずっと議論されていることと思いますが、工事をしていただいても、やはり聞こえない状況はあまり変わらないように思います。これをどのように解消していくのか。特段聞こえをよくする工事ではなかったと理解していますが、これまでの聞こえないという区民の方の声は承知されているでしょうか。お聞かせください。

○平原防災体制整備担当課長 防災行政無線につきましては、今お話がございましたとおり、例えば音が小さくて聞こえない。あるいは逆に音が大き過ぎてうるさいというような様々な声をいただいているのが現状でございます。私ども、そういう声をいただきましたら、直接現地に赴きまして、音量の調査などを行いまして、必要な調整を行っているところでございますけれども、現在の住宅の高層化、あるいは高气密化に伴いまして、全ての方にきちんとした形で防災行政無線が届くというのが難しい状況でございます。そのような中で様々な発信手段を活用して緊急情報が届くような形で、今現在、発信させていただいているところでございます。

○西村委員 私もそのように思うのですが、この防災行政無線というのは、もしかしたら、もうこれ以上、性能的には限界かもしれないというふうに思っています。無線の音声が一体何を言っているのか分からないということが大変不安だと区民の方たちからの声も聞こえてきますので、今おっしゃられたように、様々なデジタルも駆使しまして、命を救う手立てを考えていきたいと思っています。

区では、既に様々な方法を取り入れています。テレビ、ラジオ、メール、発信ダイヤルもあります。様々なSNSも展開しておりますが、この中からテレビ・プッシュについて伺ってまいります。

しながわテレビ・プッシュでは、防災情報や防災無線の音声を知らせてくれます。停電するとテレビは見られませんが、このテレビ・プッシュは自動表示されるのでしょうか。教えてください。

○平原防災体制整備担当課長 テレビ・プッシュのお尋ねでございますけれども、テレビ・プッシュはあくまでもテレビの電源を入れるというようなものでございますので、停電時には電源が入ることはございません。

○西村委員 幾つかの自治体、都内ですと31の自治体では、J:COMの防災情報サービスを利用しておられました。初期費用以外に月300円、未加入の方は月500円がかかり、自治体と連携しているの、しながわテレビ・プッシュに近いサービスかというふうに思っています。このサービスでは、避難情報、気象情報など防災情報をテレビを自動起動して表示します。また、専用端末のランプや音声でも表示し、停電時にも余震速度と揺れが発生するまでの猶予時間を気象庁からの情報を基に専用端末が計算して知らせます。FMラジオが搭載されているので、災害時には持ち出してFMラジオとしても利用できます。

一方、ケーブルテレビ品川の場合、テレビ・プッシュの申し込みに月500円、(ケーブルテレビサービスに)未加入の方は月800円、これ以外に初期費用がかかります。ですが、区民には初期費用の一部を品川区にて負担しています。これをもっと区民の方に知っていただきたいと思ひますし、担当課と連携しながら、先ほどの他社の事例も踏まえまして、サービスの向上に努めていただきたいと思ひています。ご所見をお聞かせください。

○平原防災体制整備担当課長 様々な手段を活用いたしました緊急情報の連絡でございますけれども、委員ご指摘のございました他区の情報につきましては、私どものほうでも把握させていただいているといいましようか、研究させていただいているところでございます。

品川区におきまして、既存の電波形態といいましようか、そういうようなものをいかに活用して、どのような形でお届けできるかというのは、いろいろなパターンを、私ども、今、研究させていただいております。来る防災行政無線のデジタル波完全移行に向けて検討を進めさせていただいているところでございます。

○西村委員 力強いご答弁ありがとうございます。ぜひともお願いしたいと思ひます。

高層マンションですとか、機密性の高い住宅が増えまして、自宅内では聞こえないという方が大半ではないかと思ひます。できましたら、無料で区民の方が情報を入手できるように、様々な方法を模索していただきたいと思ひています。例えば、どこに避難すればよいのか分かるチャットボットの活用を以前ご提案させていただきましたが、先ほど、松澤委員の答弁でもありました民間アプリを活用したコンテンツにも期待をしております。現代社会においては、年齢層や生活、住居環境によっても様々な防災情報を得る方法が変わります。会派からも要望しておりますが、高齢者、障害をお持ちの方には、特に防災無線が自動的に入る方法、例えばラジオの一斉配布などをご検討いただきたいと思ひます。こちらもご所見をお聞かせください。

○平原防災体制整備担当課長 まず、防災チャットボットについてでございますけれども、こちらにつきましては、現在、具体的な何か形になっているというようなものではございませんけれども、その1つベースとなるような形で、LINEの公式アカウントを品川区が取得し、それを既に運用を開始しているということもでございます。そのLINEのところには、防災のものではございませんけれども、チャットボット機能なども付いているものでございますので、今後、防災上、そういったものがどのように活用できるか、他市の事例なども含めまして、こういったところも検討させていただきたいと

思っております。

また、ラジオについてでございますけれども、現在、私ども、平成24年度に事業を実施いたしました防災ラジオ、こちらはアナログ波対応ということもございまして、先ほど来ご説明させていただいております防災行政無線のデジタル波に対応して、どのような形で、今後、機器といいたまいますか、物で対応させていただくかを含めまして、現在検討させていただいております。

○西村委員 過渡期だと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

今年は防災訓練も中止になることが多い中、この週末、コロナ禍ではありますが、地元町会で防災訓練が行われました。災害時に安否確認のために玄関のドアノブにリボンをかけるという例年よりも小さな訓練ですが、防護服で救護に向かう訓練も行われました。結果的に町会の多くの方が参加する訓練になりました。コロナ禍でも災害は起こりますし、コロナだからと中止にするのではないとおっしゃった町会長の言葉が心に残っています。どのようなときでも安全に配慮しながら地域の方たちで日頃から確かめ合い、支え合う大切さを痛感しています。コロナ禍における今年度の防災訓練に関して、区内の状況、区のお考えをお聞かせください。

○大森災害対策担当課長 コロナ禍における防災訓練の状況でございます。

まず、例年9月から11月にかけて実施しております各地区の総合防災訓練でございます。こちらにつきましては、各地区の協議会の皆様とコロナの対応状況等を含めて丁寧に議論をした結果、各地区の秋の訓練については中止という形で結論づけたところでございます。

現在までのところ、各地区から個別の訓練をやりたいという情報等も幾つか伺っておりまして、それぞれの地区の判断において研修会などを実施しているところもあると聞いております。

12月には、避難所の訓練を中心としました一斉訓練を予定しております。こちらも現在、各避難所連絡会議のメンバーの皆様と、コロナ禍においてどのような訓練ができるかというところを調整している最中でございます。現在までのところ、例年と同様の規模で実施することは困難と考えておりますが、メンバーを限定するなど、コロナの感染防止に工夫した形で実施したい、このように考えているところでございます。

○西村委員 発展的に考えてくださっておりまして、ありがとうございます。続けることが大事だというふうに思いますので、このような状況ではありますが、できる範囲で自助、公助、共助、取り組んでいきたいというふうに思います。

最後に、駆け足ですみません、不燃化10年プロジェクトですが、現在の申請状況と、また来年3月以降の支援制度の延長について、どこまで検討されているのか、お聞かせください。

○佐藤木密整備推進課長 不燃化10年プロジェクトにつきましては、当初、令和2年度までで終了の予定でしたが、東京都のほうでは助成事業につきまして、5年間の延長を決定しております。今現在、区としても今後の取組が必要と考えておりますので、具体的な整備地区について、東京都と協議しております。

○あくつ委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、313ページ、補助163号線整備、東急大井町線交差部工事経費、329ページ、公園・児童遊園維持管理費の防犯カメラ設置費、345ページ、防災体制整備費の中からなるかと思うのですが、災害時の受援体制ということについてお伺いしたいと思います。

まず初めに、313ページの補助第163号線整備の東急大井町線交差部工事経費についてですが、

大体16億円余という区の負担があります。工事全体において区が負担している部分の割合というか、負担分というか、そういったところと、それから、財源については区の単費だけではないと思いますけれども、財源構成、このことについてお伺いしたいと思います。

○溝口道路課長 まず、補助第163号線の高架下の工事の件でございます。これにつきましては、基本は高架部分のほうを区が出すような形になっていますが、当然、東急の附帯する工事もありますので、そこについては東急と按分いたしまして、それぞれの協定に基づいて支払っているものでございます。全体、道路整備も併せての事業認可になりますけれども、高架だけではなく道路整備も併せて50億円ほどかかるような形で試算をしているところでございます。

また、当事業につきましては、国庫補助金、社会資本整備給付交付金の事業も望んでいるところですから、これにつきましては、補助要綱がありますので、それに対象する電線共同溝ですとかの整備、そういったものに対して補助金をいただいている形での整備を考えているものでございます。

○塚本委員 東急大井町線の沿線の方々、下神明駅から戸越公園駅の間にお住まいの方々から、騒音に対する苦情がこのところあったのです。大井町線沿線の騒音に対する苦情について、区に対してはどのような声が届いていたりするのか、あるいは、騒音の状況についての認識をお伺いしたいと思います。例えば、最近になって、急行などが走ったりしていますので、騒音の状況が以前にも増して強くなっているとか、そのようなことがあるのかどうかも含めて区の認識をお伺いしたいと思います。

○鈴木都市計画課長 東急大井町線の騒音についてでございますが、幾つか高架になっていて、そのガード下というところで、通過の際、騒音ということになるかと思うのですが、区のほうにその騒音について頻繁なお問合せ等は現在のところございません。ただ、ご紹介いただいたように、各停から急行が通るといってもあって、年に何件かになります。そうした声もいただいているところはございます。

○塚本委員 多分、例えばコロナで自宅にいらっしゃる人が増えたというか、時間が増えた、こういったこともちょっと関係しているのかということも考えたりするのですが、今まで住んでいた方から、ここに来てそういう騒音、大変うるさいのだということでございます。

もう1つは、今回の東急大井町線交差部もそうなのですが、ガード下は結構しっかりカバーされるというか、騒音が出てこないような対策をされていると思うのです。戸越公園駅から補助第26号線沿いの側道の辺りとか、あの辺もかなりがっちりコンクリートでしっかり橋脚というか土台が造られていて、かなり音は低いのです。その間の一部で昔のままになっているところは、ガード下がそのまま線路が見えるような昔のガードのままで、そこら辺と比較すると、またそこは確かに非常にうるさいのです。そういったこともあって、ここに来て、この騒音、何とかならないのですかみたいなお話が出ているのだと思います。

一義的には東急に何とかしていただく、こういった声をいろいろな形で届けて、東急のほうで騒音対策をしていただければということは1つあるのですが、その例えうるさいガード下の付近は、道路も結構狭かったり、橋脚の高さもなかったりとか、そういうことになると、なかなか一体的な整備みたいなことが、もしかしたら必要になってくるのかもしれないというような思いもございます。

そのような中で、こういったところの整備についての考え方というのは、区として何か、整備しているとしたときの考え方というか、どういったときに、例えば大井町線の交差部みたいな道路拡幅とかというような話とは別に、あるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○鈴木都市計画課長 ただいまご紹介いただいたコロナの関係で在宅勤務が増えている中でのお声と

というのは、ストレートには今のところいただいていないところがございますが、新生活様式の中でそうしたところが増えれば、声としても増えるということは想像はされるのですが、東急のほうに以前確認したことはございます。技術的なところ、費用的なところ、様々あるのだと思うのですが、部分的にはご紹介いただいたように、覆うことによって一定程度防音の対策をとっているところもあるというふうには聞いてございます。これは区として新たな課題と捉えて、東急に働きかけていく必要があるかどうかについては、いろいろ東急と様々な機会を捉えて意見交換する場等々がございますので、そうしたところをまずは技術的あるいは費用的なところも含めて、東急の考え方を確認していく必要があるのではないかとこのように考えてございます。

○塚本委員 分かりました。ぜひそういった住民の声を受け止めていただいて、東急との話し合いを進めていただければというふうに思います。

続いて、公園・児童遊園維持管理費の防犯カメラ設置費についてですが、現状、品川区内の公園・児童遊園、また防災広場、水辺広場等、現在、区立公園といわれているものは269か所、そこら辺に対する今現在の防犯カメラの設置状況についてお伺いいたします。

○高梨公園課長 公園・児童遊園等における防犯カメラの設置状況でございますが、昨年度、148公園235台の防犯カメラを設置いたしまして、累計で、令和元年度末時点におきまして、244公園で403台の防犯カメラを設置完了しております。

○塚本委員 そうすると、若干まだ未設置のところがあるというところになるかと思えます。この未設置のところについて、現在、設置に向けての考えとか、また、設置がまだされていない理由等が特にあればお聞かせください。

○高梨公園課長 防犯カメラ未設置の公園の状況でございますが、まず、設置していない公園は25公園ほどございますが、現在、工事中で設置自体ができない公園が数か所ございます。これは区の工事が終われば、それに準じて設置を考えていきたいと思っております。

そのほかの状況でございますが、面積が非常に少ない、例えば道路の角にあるような児童遊園であったり、そういったところは、まず見通しがいいような状況であったり、それと、一宅地を公園にしたような非常に面積の少ないところ、道路側から見通しは一定程度いいのですけれども、そういったところで中に電源を引き込んでいないような公園がございまして、そういったところがまだ未設置の公園として残っている、このような状況でございます。

○塚本委員 今ございました電源等がなくてというところについてですけれども、これは例えばソーラー式の防犯カメラが今出てきているかと思えます。このソーラー式防犯カメラについての評価を区としてどのようにされているのか。今、未設置の公園への設置について、防犯カメラの性能とか、コストパフォーマンスとか、そういったことを含めて、ソーラー式防犯カメラで対応していくということへのお考えについてお伺いしたいと思います。

○高梨公園課長 電源のない公園における防犯カメラの設置についてですが、ご提案のソーラー式の防犯カメラにつきましては、かつては大体1週間程度は連続した録画時間を確保したいといったようなこと、あと、ソーラー蓄電池の性能等から不安があったものですから、なかなか設置は難しいかと考えておったのですが、昨今、技術も大分進んでおりまして、防犯カメラ自体の性能は、少ない電力で長い時間録画が可能であったり、それと、ソーラーパネル自体の信頼性といったところも最近の技術では大分向上しているということをお伺いしておりますので、電源のない公園におけるソーラー式の防犯カメラの設置につきましては、現状、こういった製品があるのか、コストの面も含めまして検討を進めていき

い、このように考えております。

○塚本委員 ぜひ区内全ての公園になるべく早く防犯カメラが設置できるようにというふうに希望いたしますので、最新のソーラー式防犯カメラと新しい技術、積極的に検討していただいて、導入を進めていただきたいと、このような思いでございますので、よろしく願いいたします。

次に、345ページ、防災体制整備費ですけれども、災害時の受援体制ということで、品川区地域防災計画、これは平成29年度に修正がありまして、受援体制という項目というか、章というか、そういうものが追加されました。この受援体制の中で、物資とかボランティアとかあるわけですけれども、特に人的受援というところでのボランティアの受け入れに関しましては、「受入れる手順を示したマニュアルを作成した」というふうに地域防災計画に書かれております。このボランティア受け入れの手順を示したマニュアルについての概要を最初に教えてください。

○中島防災課長 まず、災害時の受援についてのお尋ねでございますが、災害時、業務全般につきまして、災害時対応マニュアルを作っております、その中でボランティアあるいはほかの自治体からの受け入れについてマニュアル化をしているところでございます。ボランティアにつきましては、基本的に一般ボランティアに関しましてはボランティアセンターを立ち上げ、専門ボランティアに関しましては各所管において受け付けるということでございまして、それらを体系的に手順をまとめているところでございますが、計画として、今年度、委託事業の中で再整備をしてみたいと思います。

○塚本委員 分かりました。それで、1つお伺いしたいのは、今年7月、豪雨で熊本なども災害が出て、復旧作業でボランティアの活動があったわけですけれども、やっぱりコロナの関係で、県外から受け入れるということに対しては、熊本県としては若干お控えくださいというような動きがあったかと思えます。新型コロナという感染が蔓延している中での感染防止対策と、そして復旧作業を多くの人手不足の中、人手をかりながら、ボランティアの力もかりながら進めていこうと、両立ということが、この時期は特にそうですけれども、ここについては将来的にもまたこういった感染症がということを考えれば、しっかりこれをどういうふうに受援体制として、こういうときはこう、こういうときはこうということをあらかじめ決めておく、こういったことが必要になるかと思えます。今、区としてこの辺の感染症とボランティアの受け入れについての考え方をお伺いしたいと思います。

○中島防災課長 いわゆるコロナ禍における受援ということで、やはり災害の規模によりましては、受援が必要になってくると思っております、それほど目新しいところはないのですが、例えば内閣府のほうでも、まず職員あるいはボランティアを受け入れる際には、やはり3密の回避、手洗い、マスクのしっかりとした励行などを促すとともに、場合によっては相手方の派遣を受ける職員の地域における感染状況などもしっかり把握をするということも必要かと考えています。いずれにしましても、今回の計画にどこまで入れられるかは今後検討でございますが、そういうしっかりとした感染対策等についても配慮してみたいと思います。

○塚本委員 ぜひしっかり前もって考えておくというか、決めておくべきことは決めておく必要があるかと思えます。いざというときに混乱を来さないように、この点についてもしっかりとご検討をよろしくお願いしたいと思います。

○あくつ委員長 次に、木村委員。

○木村委員 土木費の街路灯管理費の中の311ページの一番上にあります街路灯建替事業、LED型からの質問をいたします。

従来の街路灯からLED型へ変えた事業です。これで計画していた事業は終了したと考えていいのか

どうかお答えください。

そして、区内には何基の街路灯があり、全てを建て替えるにはどれほどの時間が必要だったのかもお聞かせください。

○溝口道路課長 まず、今回予算に計上しておりますLED街路灯への建替事業でございます。これにつきましては、もともと水銀条約、水銀灯を使ったランプが使えなくなるということで、5年間をかけて直してきたところでございます。平成元年度〔同日後刻に「平成27年度」と答弁訂正あり〕から工事を進めてきています。実際に対象となります水銀灯を使った街路灯につきましては、約8,000基ほどあったものを、順次計画的に改修、建て替え等を行ってLED化してきたものでございまして、実際は令和元年度までに、すぐに道路工事等で改修するところが何か所かありまして、それを抜いて、今現在やらなければいけない街路灯、水銀灯を使っているものの街路灯については、全てが変わってきているという形になってきております。今後、水銀灯以外にも蛍光灯を使った白い防犯灯ですとか、高規格度のランプを使った街路灯等ありますので、そういったものも順次計画的にLED化していきたいということで考えているところでございます。

○木村委員 従来の街路灯と比べますと、電力は約75%削減、そして明るさもアップと紹介されていますけれども、そうすると、この明るさ、住宅街などではあまり使えないということになるのでしょうか。

○溝口道路課長 もともとLEDの街路灯ですとか照明、出始めた頃はやはり指向性が強くて、明るくて、なかなか一方的に一部分だけが強く明るくなって周りに広がらなくて、なかなか使えないという部分もあったと思います。ただ、やはり製品がいろいろ日進月歩というか、進化していくことによって、ランプを照らす鏡といいますか、ガラス面といいますか、そういったものを工夫することによって、かなり一般の街路灯と同じように広く明るさが保てるような製品が出ております。そういったものも見極めながら、令和元年度からのLED化に向けて事業に計画的に着手してきたという経緯があるものでございます。

○木村委員 次に、その下にあります災害時消えない街路灯設置、3基、149万円余からの質問ですけれども、3基で149万4,900円、1基当たり50万円弱の計算になる街路灯ですけれども、高いのか安いのかは分かりませんが、この事業も計画した事業は全て終わったと考えてよろしいのか。

○溝口道路課長 災害時消えない街路灯事業でございます。これにつきましては、やはり災害時、停電が起きたときに、区民の方々が安全に避難所なり広域避難場所に逃げ込める、そういったところを目的に、停電地点でも3日間程度は夜間明かりが点いているような街路灯を整備していくという形で整備を進めておりまして、実際には平成30年度から事業を行っておりまして、まずは学校避難所周辺、これについては、今現在、建て替えを行っているところ以外は全て終わっておりまして、令和元年度、前年度につきましては、広域避難場所でありますしながわ区民公園の入口のところに、区道上の街路灯を消えない街路灯という形でしています。

やはりバッテリーを搭載しているという観点、要は、電源がなくても点けられるような形の整備をしておりますので、通常の街路灯というよりは、やはり割高な整備費がかかっているものの、やはり区民の安全・安心を考えたときには、必要なものを整備していきたいというふうに考えているところでございます。

○木村委員 大きな災害時には、街路灯が消えてしまうわけですがけれども、大変心強い街路灯であります。しかし、消えないと言っても、今、お答えがありましたけれども、点灯時間的には大体どれぐら

い点灯しているものなのか。そして、もちろん昼間、日が照っているときなどは、もちろんそれは消えているわけであると思いますけれども、その点灯時間、大体どれぐらいもつものか教えてください。

○溝口道路課長 すみません、説明が足りず申し訳ありませんでした。今回設置したバッテリー内蔵の消えない街路灯につきましては、夜間のみ3日間程度。これにつきましては、自動的に照度を感知して電源を入れたり切れたりということが併設して付いておりますので、暗くなった時点の3日間は何とかライトが点くような。また、通常時と同じ明るさをキープすると、なかなかこれも時間が短くなる可能性がありますので、多少照度を落とさせていただいて、少しでも長く点灯できるような工夫、そういった運営をしているところでございます。

○木村委員 2011年3月11日に発生した東日本大震災のとき、東京都町田市内の広い地域で電力供給が断たれ、夜になると道路には帰宅困難者があふれたそうであります。しかし、道路照明がつかなかったため、一時停滞施設等への誘導に支障が生じたそうであります。この教訓を活かし、誰もが安全に、かつ安心して避難所へ通行できるように、電気の供給が止まっても点灯し続ける街路灯を官と民が連携して開発したとネット上に紹介されていましたが、「消えないまちだ君」という街路灯だそうあります。このたびの災害時消えない街路灯とは、この「消えないまちだ君」でしょうか。それともまた本区独自で作上げたものなのかどうか、お聞かせください。

○溝口道路課長 基本的には、ご紹介いただいた製品を使いながら整備しているところではございます。ただ、全部が全部これが入らないところもありましたので、そういったところはこれと類似のものをつけておりますが、こういったものも1つのいい製品だという形でご紹介をされていたものですから、そういったものも使いながら、また同等な機能のものもありますので、そういったものも使いながら整備を進めてきたものでございます。

○木村委員 準備は必要であります。区民の命や区の財産を守るためにも、一刻も早い準備をまたお願いしたいと思います。

次に、339ページの中ほどにあります住環境改善促進事業の中の親元近居支援事業からの質問をいたします。

これからの日本は高齢社会に突入し、家族が同居もしくは近所に住まいを構えることで、介護や子育てなど、お互いに助け合いながら安全・安心に暮らしていくことができるようになると思います。親世帯と近居する、または同居することになったファミリー世帯に対して、「転入・転居費用の一部を『三世代すまいるポイント』として交付します」とネット上に紹介されておりました。この三世代すまいるポイントとは、品川区に引越しをすることでポイントがいただける、そのポイントを生活の一部に活用することができるということですが、ご説明を願いたいと思います。

○森住宅課長 親元近居支援事業についてのお尋ねでございます。委員ご紹介いただきましたように、親世帯の元へ子世帯が区外から転居してくるだとか、あるいは近居を始めるという方々に対して、その引っ越し代や登記の費用などを最大10万円、あるいは15万円をマックスとしまして、三世代すまいるポイントとして交付させていただいているところでございます。

このポイントにつきましては、例えば劇団四季の観劇引換券でありますとか、しながわ水族館の入館券であったり、あるいは区内の共通商品券などと交換していただいて区内で使っていただくということでございます。

○木村委員 三世代すまいるポイントというのは、親世帯、子ども世帯が、どちらかが品川区内に1年以上住まいをしていることが条件とありました。同居にしても、近居するための転居件数は増えて

いるのかどうか。また、このシステム、本区では、平成23年から行っているとのことでありますけれども、他の区も行っている事業なのか、それとも区独自の事業なのか、お聞かせください。

○森住宅課長 実績につきましては、最近少し減少気味でございます。PRに力を入れていきたいと思っております。

また、23区では、三世代すまいるポイントとして出しているところはないですが、近居の助成をしている区は幾つかあるというふう聞いてございます。

○あくつ委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 私からは、325ページの市街地再開発事業、大井町駅周辺地区再開発事業と、それから、いわゆるC地区と呼ばれる地域などについても伺いたいと思います。それから、343ページ、防災対策全般と防災会議等について、そして347ページの備蓄物資についても伺いたいと思います。

まず、再開発ですけれども、この大井町駅周辺地区の再開発全体で想定される夜間人口と昼間人口、そして商業施設等ができるという話もありますので、そうした往来者数をどのように想定されているでしょうか。

○多並都市開発課長 大井町駅周辺のまちづくりについてでございますが、品川区では、品川区まちづくりマスタープランの方針に従い、大井町駅周辺についてはまちづくりを進めているところでございます。全体的なまちづくりマスタープランの中で、定住性であったり、人口であったり、クレーム等のいろいろな説明をその中で検証しているところでありまして、区としましては、その各単位の中での人口フレームは想定しないで進んでいる、その大きな中の進め方ということで、具体的なまちづくりの進め方ということで検討しているところでございます。

○あべ委員 今のところ想定がないというふうなご答弁に聞こえたのですが、大井町は地形的にも歴史的にも道路の構造があまりよくない、鉄道を中心に発達してきたまちだと思います。開発で道路は少し拡幅したり、増やしたぐらいでは、なかなか地域としての交通キャパシティは大きく増えていかないのではないかと。とすると、やっぱりそこに入り込んでくる人口を勘案しないまま高層化をして適正規模を超えてしまうと、日常的に移動しづらく、また災害時にかえって危険なまちになってしまうのではないかと思います。この人口規模の視点がぜひ計画には必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長 具体的な今の委員からお話ございましたような大井町の全体的なまちづくりの構想となりますけれども、その中で各地区で市街地再開発事業等の事業を進めているところであります。その事業を進めている中で、やはり例えばC地区だけではなくて、今回の広町地区、C地区、E地区等の今地域の方にまちづくりの検討をしていただいている地区がありますけれども、そのような機会を捉えながら、区としましては、例えば今ありましたように大井町駅の混雑への対応であったり、今回の広町地区の検討の中でも将来的なC地区、E地区の開発の動向を見据えながら、先行的にできる部分があれば改善をしていくなど、そのような対応をしていくということで、都市計画の全体フレームの中で具体的な内容で検討していくという内容でございます。

○あべ委員 今のお話ですと、結局、計画を作った上で、出来高になってしまうのです。大崎もつくっているうちにどんどん駅が危険な状態になっているというような状況があります。大井町では、そうした失敗がないように、まずトータルとしてそのまちのキャパシティを決めていって、その中で役割分担もしていくという発想がぜひ必要だというお話をしておりますし、それはあまり理屈に合っていないことではないと思いますので、ぜひ早いうちにキャパシティ、まちの規模ということを考えていただ

きたいと思います。

C地区の話はこれからです。引き続き、C地区と区が呼んでいる地域について伺いますが、現在、まちづくり検討会が発足しておりますけれども、区の構想を見ますと、商業機能を誘致すると書かれておりますし、また、大手デベロッパーが参画していることから見ても、容積率を飛躍的に向上させてまちを作り替える、いわゆる再開発を視野に入れているということは明らかだと思います。私は再開発そのものは否定するつもりはありません。今暮らしている人も、これからまちに関わる人も、共に満足できるものであれば、それは1つの手法だと思っております。ただ、そのためには、正しい情報に基づいた判断と公平な利害調整が大前提だと思っております。今、地域内では、例えば開発に早く同意すると、買取価格が上がるとか、有利になるとか、あるいは区が決定したことだから、もう反対してもむだだというような話も出回っているようですが、こういったことはあるのでしょうか。人によって権利率が変わったりとか、区が既に何かを決定しているということはあるのか、そこをまず確認させてください。

○多並都市開発課長 最初に、先ほどのキャパシティの話からもう一度お話ししますけれども、個別の事業を進める際に、また、道路の交通量の調査をしたり、または駅の今後の混雑については予想しながら進めているということで、的確に対処しながら進めているところでございます。

また、大井町のC地区についてのところでございますけれども、やはり現在は、地域の有志の方が勉強会という形で開いて、今後のいろいろな手法について検討している段階と認識してございます。区としても、オブザーバーで出席させていただいておりますので、いろいろなご相談等があれば、区としてもやはりしっかりお支えしながらやっていかなければいけないかと思っております。

あと、そういう個別の民間の、先ほどもちょっとご紹介あったようなことは、公平性の観点から、皆さんが特に市街地再開発事業に進む段階でも、そういう公平性が担保されるような形で我々としてもしっかり見ていかなければいけないと思っておりますので、そういうことがないというふうに認識しているところでございます。

○あべ委員 質問したことに答えてください。私が質問したのは、同意する時期によって交換率が変わることがあるかということと、それから、区が既に何かを決定しているのかという2点だけです。それ以外のことで時間を使わないでください。答弁をお願いします。

○多並都市開発課長 同意することで変わることはありません。もう1つが、区が早く決めたからといって変わることももちろんありません。要するに、今進めている事業の中で公平に進めていただくものでございます。

○あべ委員 確認したいことができました。今出回っていることは、それぞれ正しいことではないということだと思います。

特に再開発事業においては、事業者と住民では大きな情報の、あるいは再開発の手続に対する情報のデバイトがあります。また、このC地区に関しては、北側住民は既に自己資金によって防火が進められており、再開発によって逆に経済的に不利益を受ける可能性も非常に高いと思っております。ですから、不安に思う方が多いと感じるのも、それは私も感じるところです。ですので、区としては、この情報デバイトを埋めていくのが行政としての責任ではないか、特に再開発事業の収益構造ですとか、権利変換状況、他地域での地権者の方々がどのような提示がされて、結果的にどのようなであったのかといったようなことを積極的に提示していくことが区の役割ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長 C地区の場合は、今ご紹介いただいたように、地区の北側の状況と、南側の東小路の状況は非常に違う。特色があるところだと思います。やはり地域の方のお話をよくお聞きさせて

いただいて、今後のどういうまちにしていくかというのは、地域の方が主体で考えていくべきでもありますので、そこについてご不安がある方がいらっしゃれば、区としてやはりそこはしっかりお支えさせていただいて、不安がないようにしていくということは非常に重要なことだと思うところでございます。

○あべ委員 かなり聞いていないことで時間が経ってしまいました。またこの件についてはお話をしたいと思いますし、C地区の中でも非常に考え方あるいは利害が違うということだけは確認しておきたいと思います。

防災会議については、先日の本会議の中で女性の人数がまだ3人ということで、10年近く求めてきたことがまだ実現していなかったということは非常に衝撃でありました。防災会議の中に、議事録も読ませていただきましたけれども、やはり女性だけではなくて、災害NPOですとか、現場で活動されている方の生の声を入れて活性化していくということをしていただきたいと思います。

それともう1点、備蓄物資で、災害時の停電のときに発電機で死亡事故が起こるということが各地でありました。これからは太陽光発電機をマンション等にも配備できるよう助成していくような考え方をぜひお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○中島防災課長 防災会議につきましては、女性の委員の割合を国の目標値である30%に至る方策の中で、委員の任命については様々考えていきたいと思います。

○平原防災体制整備担当課長 停電時に太陽光発電について助成するというところでございますが、そこは検討させていただきたいと思います。

○あくつ委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、324ページの都市開発費に関連して、超高層ビルは防災対策にならないということについて質問をいたします。

区は、防災を口実に、区内各地で再開発を進めていますが、超高層再開発は新たな問題を生み出しています。水害時では、昨年台風第19号から1年となりましたが、超高層ビルが建ち並ぶ武蔵小杉では、47階建て643戸の超高層マンションが被災し、地下にあった電気室が浸水して電気系統が使えなくなりました。そのためエレベーターが動かなくなったのはもちろん、水道もポンプで汲み上げているため、電気が止まれば水も出ません。トイレも使えず、住民の大半が1週間以上、生活できなくなりました。こうした被害は品川区としても対岸の火事ではありません。目黒川沿いに超高層マンションが多数あります。この目黒川の浸水区域内にある東五反田二丁目第2地区、東京サザンガーデンですが、超高層住宅棟は44階建て736戸、もう1つ、北品川五丁目第1地区、パークシティ大崎ですけれども、40階建て734戸の住宅棟があります。この住宅棟の電気室は何階にあるのか伺います。また、超高層マンションが浸水で停電したら、生活できなくなるという新たな問題が起こると思いますが、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長 大崎周辺の再開発事業でございますけれども、今ご紹介いただいた2地区につきましては、地下に電気室があります。これ以外の箇所についても同様なところが多いところでございますけれども、各地区とも、目黒川沿いに再開発事業、また事業を進めるということで、電気室に水が入らないように、防水板をハザードマップの浸水の深さに合わせながら設置するというので、そのような対策で安全確保をしているというところでございます。

○のだて委員 今、気候変動によって台風が大規模化している中で、品川区に上陸して目黒川が氾濫したら、区内でも武蔵小杉と同様のことが起こってしまいます。さきに質問した2棟の浸水ハザードマップの最大浸水深は、3.0mから5.0mという場所になっております。早急な対策が必要だと思

ますが、先ほど、防水板を電気室に設置しているということなのか、これからしていくということなのか、その確認もさせていただきたいと思います。

また、ほかにも既存の超高層マンションの地下や低層階にある電気室に対策をしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、やはりこれ以上の新築はやめて、既存建物への対策を抜本的に強めていくことが必要なのではないかと思いますが、それぞれ伺います。

○多並都市開発課長 まず、先ほどの防水板につきましては、設置済みということで、ハザードマップの場所によって違うところがありますので、その地区のハザードマップの浸水の深さに合わせて行っているところです。

その後のほうから先にお話ししますと、武蔵小杉の事例を踏まえまして、国土交通省と経済産業省が連携しまして、令和2年6月に浸水対策のガイドラインということで示されております。この中でもこういうタワーマンション系の高層ビルが電気室でこういう事故が起こらないような対策をいろいろな形でガイドラインで示されています。1つの事例としては、防水板の設置もありますし、先ほどのご提案もあった防水槽といいますか、電気室自体を防水扉で封じ込めるやり方だとか、あとは2階以上に移設したり、新しいビルを造る際は、そういうところに電気室を設けるなど、いろいろな工夫がその中で書かれているところです。いずれにいたしましても、その現場の状況に合わせてながら、今あるマンション等のビルについても、そういう内容で、より安全・安心できるような形で整備していかなければいけないというところで、それについてはいろいろな関係部署と連携しながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

○のだて委員 今、答弁ですけれども、防水板は既に設置されているということで、浸水深に合わせてという話でしたが、先ほど紹介した2棟は3.0mから5.0mの浸水になるということですが、電気室が地下にあって、防水板を設置したというのは、天井いっぱいまでの防水板ということになるのか、そのところを確認させていただきたいと思います。やはりそうした対策をしていくことが必要ですし、これをさらに増やして問題を増やしていくということはやめるべきだと思います。

また、首都直下地震時には、ビルが高くなればなるほど、エレベーターなど設備に被害が出やすくなります。エレベーターが止まり、長時間の閉じ込め事故の多発や、復旧する際も現在のメンテナンス体制では、数日、数週間かかると思われます。地震時にも超高層にすることで、新たな問題がエレベーターに起こると思いますけれども、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長 先ほどの防水板というのは、出入口部のものでありまして、各施設によっていろいろなやり方をしています、壁自体が防水機能があったりということです。その場所によっていろいろな工夫しながらやっているということでご紹介させていただいたところであります。

あと、万が一、電気室が同じようなことがあって停電となってしまうとエレベーターが止まってしまったらどうかというお話かもしれませんが、これについては、自家発電でエレベーターが作動するというところがまず1個目です。

もう1つは、防災課とよく連携しながら、避難体制等はどのような形ですればいいか、その現象に合わせてながら、その地域の住民の方が安心・安全にできるように進めていくべきというところで考えているところでございます。

あと、地震時の話につきましては、今お話がありましたけれども、建築自体の耐震性の話がまず1個目です。それでもどうしてもエレベーター等が止まったとか、いろいろな不都合な事象があれば、それ

については、まずは避難所に避難していただくとか、その現象に合わせながらやることです。ただ、そういうことが起こらないように、高層ビル等を建てる際には、いろいろなそういうことが起こらないような総合的な対策を行いながら建築をしているということでもありますので、個別で建てるよりは、より軽減策が発揮できるだろうということ考えているところでございます。

○のだて委員 耐震性があればということですが、この間、いろいろ耐震性がある建物も含めて、エレベーターが止まって大変な状況になっているということだと思っておりますので、やはり超高層にすることで様々な問題が起こってきます。ほかにも超高層には人口集中による駅の混雑や建物が被害を受けた場合の修復や建て替えの住民合意が困難などの問題があります。しかし、この超高層でなければ、地域の課題が解決できないのかということ、そういうわけではありません。特に耐火性や耐震性などがありますけれども、以前の予算特別委員会でも耐震性について、超高層とそれ意外とでは違いがあるのかと質問したところ、区は「何ら変わりはない」と答弁しました。むしろ新たな問題を生み出す再開発のほうが、防災という面でも問題があると思えます。超高層再開発は防災対策にならないと思えますが、いかがでしょうか。再開発以外にも個別の建て替えや高さを抑えた共同化による地域の課題解決の道はあります。そうした取組を区が支援していくことが、地権者だけでなく、地域住民との関係でも重要だと思えますが、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長 そもそも今あるまちの中で老朽化建物であったり、耐震性のないマンションがあったり、そのまちの課題、または細い道路があって避難に困難だとか、そのような様々な課題を抱える中で、市街地再開発事業、まちづくりの中で改善していくということで、現在も進めているところでもありますので、そういう総合的な観点から、区としてはやはり防災対策、市街地再開発事業を進めていくことで考えているところでございます。

○のだて委員 再開発を進めていると言いますが、それ以外の方法もあるということで、やはり地域の住民が立ち退きを迫られたり、周辺の住民に大きな影響を及ぼすということがありますので、そういった面でも低層での共同化を進めていくということが、やはり住民に理解されるまちづくりだと思います。

○あくつ委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、305ページ、交通安全啓発費、347ページ、防災行政無線管理費、同じく避難所管理費からお伺いしたいと思います。

まず交通安全啓発費ですけれども、そこに関連して、自転車の安全対策についてお聞きしたいと思います。

このコロナの影響で、通勤電車など公共交通機関のほか、移動手段として自転車を利用するという方が増えたという報道があります。こうした現状から、国土交通省では、新しい生活様式において、自転車の活用が推奨されていることを踏まえて、国として自転車の通勤・通学の一層の推進を図ることとしております。これまで区は、区内の鉄道駅の数や、また駅までの距離など立地に恵まれた区であるということから、通勤・通学などの区民の生活の移動手段は公共交通機関の利用と徒歩を推奨してきたと認識しております。

そこで、コロナの影響で自転車が生活の移動手段となってきている現状を区はどのように捉えていますでしょうか。また、こうした現状を捉えて、今後の自転車利用について、区のご見解をお聞かせください。

○川口交通安全担当課長 ただいまコロナ禍における自転車利用の関係でございますけれども、確か

に報道等にございますように、委員ご指摘のとおり、自転車の利用は非常に増えているところでございます。

また、区における自転車利用の考え方ですけれども、従前のいわゆる自転車利用の自粛に関しましては、あくまでも放置自転車対策の観点から条例で踏まえた規定でございます。したがって、今後、交通ルールにのっとった使用につきましては、当然区としては推進していくべきだというふうに考えております。

また、東京都におきましても、自転車活用推進計画の見直しが図られているところでございまして、その内容を踏まえまして、区としても対策について検討をしてみたいというふうに考えております。

○この委員 こうしたコロナも影響してということで、自転車の利用というところは、放置自転車の関係で徒歩というところだったけれども、これからは自転車を利用するという考え方で進んでいくということが確認されました。自転車は区民の生活の足として必要な移動手段であり、有効な乗り物だと捉えております。また、災害時においても有効な移動手段の1つであるとも考えられます。しかし、便利な移動手段ではありますが、自転車は車両の一部という扱いですから、きちんと運転マナーが守られないと大変に危険な車両とも理解をしております。

そこで、区民の生活の利便性向上の観点から、有効な移動手段としての自転車を安全に利用できるように、ハード、ソフト面からの対策が必要と考えられます。現在、区は、区の交通安全計画の中で、自転車の利用における対策を策定されていることは認識していますが、計画の実施の現状と事業の評価についてお聞かせください。

○川口交通安全担当課長 ただいまのご質問につきましてお答え申し上げます。

第10次品川区交通安全計画で、自転車の事故防止の対策については明記をさせていただいているところでございますけれども、現在、自転車の事故に関しまして、関与率ですけれども、令和元年度が自転車が34%、全体の中で、要は、自転車がどちらかの当事者で絡む事故が全体で34%あるということで、この数値が平成28年度の最初の策定期間のときに、これがまだ31.2%ということで、非常に自転車の利用が上がっているのと同時に、自転車事故も増えているというところでございます。

したがって、今度、第10次品川区交通安全計画につきましても、今年度末で終了いたしまして、次年度からは第11次計画ということでございますので、引き続き自転車の事故防止対策については強化をする上での計画等の策定を検討していきたいというふうに考えております。

○この委員 一定の対策に取り組まれていることが今分かりましたけれども、しかし、警視庁が調査している区市町村別の自転車関与事故数を見てみると、品川区は去年は261件で、一昨年よりも16件減ってはいましたけれども、過去3年の発生件数の平均は250件となっております。また、過去3年比をみると、11件増加という状況にもなっておりますので、現在の対策の強化をさらに求めていきたい、このように思います。よろしく願いいたします。次の質問にまいります。

防災行政無線管理費から、災害時に最も重要なのは正確な情報を分かりやすくスピーディーに情報発信していくことだと考えております。現在、防災行政無線屋外スピーカーから発信される情報提供は、スピーカー以外にも様々な媒体を活用して情報発信していることは承知しております。これまで災害時の情報発信として、区議会公明党から提案した防災ラジオが防災行政無線のがデジタル化とともに、その役目を終えて、そして一般的なラジオをなることは承知しております。この防災ラジオのメリットは、たとえラジオを電源が入ってなくても、自動的に防災行政無線を通じた情報がダイレクトに入ってくることです。

そこで、平成24年度にこの事業が開始されて、当時、販売台数は5,000台でありましたが、その後、この防災ラジオを求める声がありましたが、再製造は行われず、その後、デジタル化へ移行となり現在に至っております。このデジタル化へ移行後、令和3年度中に今後の対策を決めていくという、現在検討されていることを承知しておりますが、この検討内容は、例えばFM波を受信して自動的にスイッチが入るものについて、コミュニティFMでは、そういった機能を持たせることも可能だとするなど、区の見解は議事録でも確認をしております。実際のところ、この防災ラジオの代替案など、どのような方向で検討を進められているのか、進捗状況をお聞かせください。

○平原防災体制整備担当課長 防災行政無線の放送をいかにしてお届けするかということについてでございますけれども、現在、防災行政無線のデジタル化に移行する工事に伴いまして、現行の防災ラジオについてはご指摘のとおり今後はデジタル波を受信することはできなくなってしまいますが、今後新たにデジタル波に対応したものについてですけれども、技術的には今お話のございましたFM波を連動させるもの、あるいは直接的に変換をかけるもの、いろいろと技術的な可能性がございます、今それぞれの可能性と、私どもの防災行政無線の設備との親和性、あるいはそれぞれに応じた防災ラジオの機種、こういったものがあるのかも含めて、そういったところでそもそも導入の可能性はあるのかどうかというようなレベルから検討させていただいているところでございます。

○この委員 可能性を探ってくださっているということで、今お持ちの、5,000台しか販売をされていなかったのも、全部機能していれば5,000台しか機能していないわけでございますが、この防災ラジオ、本当に家の中でよく聞こえますし、また、外で聞こえないスピーカーの音をちゃんと拾って流れてくるというところでは、特に高齢者の方などは、ラジオで聞くというお家の中でちゃんと聞こえる、これは大変に大事なことなので、どうかこの可能性を探っていただきながら、防災ラジオのこれまでと同様の形のものが進んでいかれることを望んでまいりたいと思います。

ですので、現在の防災ラジオをお持ちの方が、このデジタル化に移行後も、同じ仕組みでラジオを持てるような形で進めていただきたいと思いますが、もう一言、ご答弁をお願いできますでしょうか。

○平原防災体制整備担当課長 新たな防災ラジオでございますが、あくまでまだ検討中のものがございますので、これといったはっきりした形ではございませんけれども、平成24年から大分年数が経ちまして、インターネット環境などの拡大もございますので、そういったところも踏まえながら、インターネット環境がない方にどのように緊急情報をお届けするかということも含めて検討させていただきたいと思います。

○この委員 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

次の質問にまいります。

避難所管理費に関連して、総務費でも少しお聞きいたしました災害対策職員待機寮の職員の方の動きについて確認をしたいと思います。

本日は、冒頭に台風第14号における区の対応をお聞きいたしました。幸いUターンするようにそれたので、今回は大事に至らなかったということで本当によかったと思いますが、しかし、まだまだ台風や集中豪雨の発生など油断のできない時期でありますので、引き続き対応をお願いしたいと思います。

そこで、総務費の中でもお聞きいたしました災害対策職員待機寮の職員の方が、現在、119人いらっしゃるからお聞きしておりますけれども、その待機寮の職員の方の初動について、今年の台風第15号、第19号の際には、どのような対応、どのような初動をとられたのでしょうか。自主避難所を開設しましたので、その当時、待機寮の職員の方はどのように対応されてきたのか、現状をお知らせ

ください。

○中島防災課長 災害対策職員待機寮の職員につきまして、基本的には災害、風水害のときにも動員をしているところで、昨年の台風の際は、本部において情報収集、電話対応等も含めまして、本部のほうで行っているところでございます。

○こんの委員 今のご答弁からいくと、本部でこの待機寮の職員の方の動きを、いわゆる指揮命令して動いていただくという理解でいいのでしょうか。その動き方、どのような対応、行動をされたのかお聞きしたいと思います。

○中島防災課長 本部の中では、指令情報部というか、実際に防災課を中心とした指揮の中で、待機寮は動員しておりまして、本部の中で台風の対応のときは電話対応を行ったところでございます。

○こんの委員 ということは、この管内の中で対応されて、119人余りの方々が全部そういう対応だったのかというところをお聞きしたいわけですが、要は、この待機寮の職員の方々は、この名目のとおり、災害対策に待機をしてくださっている職員の方ですので、災害時にどのような動きをしているのか、またどのような動きをすることになっているのか、そこら辺を確認したいと思います。

○中島防災課長 説明が不足して申し訳ございませんでした。119人、災害対策職員待機寮に職員がおりますが、基本的に風水害のときは、輪番制で大体10名程度の職員が従事してございます。ですので、昨年の台風のときは、その10名の職員を中心に動員をかけたところでございます。119名全員という形は、やはり震災とか、そういう大規模なところで動員をすることを想定しているところでございます。

○こんの委員 はい、分かりました。輪番制になっているということで、昨年はそのような対応をとられたということで分かりました。

風水害の場合は、いわゆる台風や集中豪雨のときは、事前に災害が大体予測ができるので、対応にもこれぐらいでというような形で、昨年の10名程度の対応をとられたということですがけれども、確かに震災のときには、どういう災害が起きるかというのが分かりませんので、どの程度の職員の方に動いていただくかということもあると思いますが、そうしたことがきちんと決められているのか、職員の方が動き方が分かっているのか、そうしたことがきちんとされていることが、いわゆる避難所を開設するにしても、学校との連携、学校の備品をちゃんと使えるのか、あるいは、区民避難所の連絡会議の人たちと連携がとれているのか、またコミュニケーションがとれているのか、こうしたことがきちんと決められていることが、職員の方も動きやすいし、また、地域の方もやりやすいし、スムーズな避難、災害の対応というところを考えるのですが、いかがでしょうか。

○中島防災課長 大規模地震のときは、災害対策職員待機寮の職員につきましては、避難所を参集場所としてございます。実際、避難所連絡会議の方々と、主に係長級の職員を中心といたしまして、毎年、避難所連絡会議などでお会いする機会などを設けてございます。

また、実際に避難所訓練、特に区内一斉防災訓練、そういう中で実際に顔を合わせてしっかりお互いを知る関係で訓練に取り組んでいるところでございます。

○こんの委員 職員の方も、また地域の方も力を合わせて災害に対応できるように、よろしくお願ひいたします。

○あくつ委員長 次に、西本委員。

○西本委員 323ページの密集住宅市街地整備促進事業、この中では大井五丁目・七丁目、西大井三丁目の道路の測量をするという話があったと思うのですがけれども、それがどういう状況になっている

のでしょうか。

そして、ここから考えるに、非常に狭い道路が多い地区があって、そこを拡幅するというのは限界があって、拡幅したいというふうな動きにはなかなかしづらいという地域がたくさん、ここだけではなくて点在しているのではないかと考えております。その考え方、どういう進め方を今後しようとしているのか、お考えをお聞きます。

2つ目は、321ページの区民の自主的なまちづくりへの支援、これは非常にまちづくりに関心を持っていただいて、自らどういうまちにしていけるのだということは非常にありがたいことですし、推進をしていただきたいことではありますが、それに合わせて、市街地整備事業というのがあって、そこに大井町のC地区ですけれども、再開発を品川区内あちこちでやっていると思うのですけれども、高層ビルの手法は、もう時代遅れなのではないかというふうに思います。先ほども人口の動向の話がありました。それを考えてみても、本当に需要があるのだろうかということ、そして特にこの大井町地区は、中途半端な感じがするのです。高層ビルが建って、その間に住宅が点在しているというような状況もあるので、それを考えたときに、今後進め方として、ゼネコン型の再開発というのは、あまり品川区にとって、特に大井町地区にとってはいい手法ではないのではないかとというふうに非常に危惧するところがあるのですが、その考え方をお聞きます。

3つ目は、321ページのコミュニティバス導入です。これは、いまだに私、何の目的でやるのかよく分からないのです。品川区地域公共交通基本方針（素案）があって、その中の背景・目的の中に交通の利便性が高いということで、世論調査でも、品川区の魅力は交通の便がよいというのが8割いるというのです。なぜコミュニティバスというものが入ってくるのだろうか。区の魅力を維持・継続するというのがありました。これ、都市観光のことを言っているのかしらと思うのですけれども、そうなってくると、今、選定しているルートと都市観光というふうにマッチングしているのかという、非常にちぐはぐな状況になってはいないか。もしかしたら、コミュニティバスの需要は違うところにあるのではないかとというふうに考えるのですけれども、その見解をお聞きます。

○佐藤木密整備推進課長 密集住宅市街地整備促進事業の中の道路の拡幅の関係でご質問をいただいた件です。

令和元年度におきましては、決算書の中の事業推進業務等委託という中に入っておりますけれども、こちらで大井、西大井地区の拡幅計画の道路測量委託ということを実施しております。現在、大井、西大井地区では、地区計画ということで、まちづくりを地域の方と進めておりますけれども、この前提となります、どの部分について避難路を整備していくかというところを検討する上で、その前提となります測量を行っております。

○多並都市開発課長 私からは、大井町周辺のC地区の件についてお答えします。

委員からお話でしたが、今現在、地域の方が有志の方でまちづくりの勉強会という形で将来の方向性について検討されている段階でございます。区としましては、やはりいろいろな手法について、再開発を進めたい方もいらっしゃる、反対される方、また東小路のところについては、やはり今後のまちづくりを考えていきたいというような、いろいろな思いがありますので、区としては、全体的に受け止めさせていただいて、その地域はどういう形が一番いいのかというのは、地域の方とお話ししながら一緒に考えなければいけないかと思っております。

○鈴木都市計画課長 コミュニティバスの導入目的についてでございますが、ご紹介いただきましたように、世論調査でも非常に住み続けたいという回答をいただく方が高い割合であった。その理由とし

て、地域公共交通が充実しているということでございます。基本的には、非常に高い充実度なのですが、やはりいろいろ分析している中で、一定程度、バスから遠い地域もある。運行本数も少ない地域もあるというところで、今回、コミュニティバス導入にあたって、1から11の指標を使っていろいろ分析してございます。その中で、ご紹介いただいた観光資源の分布状況ということも項目の中には入ってございますが、やはり割合的には重み付けを付けているのは、バスからの距離、あるいは路線バスの運行本数というところで、基本的には、目的としては、鉄道、バスを補完する。さらに公共交通を高めていく、地域公共交通を充実させていくというのが大きな目的でございます。

○西本委員 密集住宅地ですが、測量は終わったのですか。それがご答弁にならなかったのですが、それを基にしてどういう動きをしようとしているのか。拡幅が簡単にできるような地域ではないので、ほかの方法も考えていかなければならないだろうと思っておりますが、その考えを聞きます。

それから、大井町地区の再開発ですが、やはりコミュニティという住民の皆様方の、なかなか全員がというのは難しいところがあると思うのですけれども、ただ、やはりいろいろな手法をする中で、本当に高層ビル化がいいのかどうかというのは、いろいろ考えていかなければならないだろうと思います。ここ、C地区だけではありません。大井町地区、またほかの再開発も含めて、本当にこれから高層ビル化にどこまで対応し切れるのだろうか。人口も許容範囲があると思うのです。また、コロナ禍によって都市部から離れていく方々も多分いらっしゃるだろうとなってくると、人口の動態も変わってくる。その中で本当にまちづくりはどうすべきなのかということは、やはり時代に合わせた形、将来を見据えた形で見直しを図るという部分が必要なのではないかと思いますので、その考え方をお聞きます。

コミュニティバスですけれども、分かります、分かるのですが、もしかしたらコミュニティバスが必要だという住民たちの気持ちはよく分かるのです。ただ、本当にコミュニティバスなのか、デマンド交通があります。これ、都市部ではやっていませんというふうになっていますけれども、ただ、これに近いことを要求しているかもしれないのです。なので、そういう手法も今後考えていくべきではないかと思えます。私たちの思うものと、住民たちが必要だと思うニーズが本当に合っているのかというのは、やはり検証していきながら進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤木密整備推進課長 ただいま測量の件で再度ご質問をいただいております。今回、実施いたしました測量につきましては、いわゆる工事の前の測量というよりは、今現在、地域で5町会の皆様方と、どういったまちづくりをしていくかという中で、避難路についても検討していくということになっておりますが、その検討の前提としまして、ここを拡幅するにはどういった問題点があるかというような問題点の抽出を主にしているところです。ですので、実際、今後、個別にご説明していきますけれども、その上で実際に整備しようということになれば、再度、詳細な測量ということになりますけれども、今回、令和元年度に行った委託につきましては、その議論の前提となるものでございます。

○多並都市開発課長 大井町周辺のまちづくりにつきましては、やはりまちの課題や、またはまちの活性化等をよく見ながら、また地域の方のご意見をお伺いしながら、一番いい形のまちにしていきたいということで、地域と一緒に考え方をいきたいと思うところでございます。

○鈴木都市計画課長 デマンド交通というご紹介もいただきましたが、地域公共交通基本方針の中では、デマンド交通についても整理してございます。ただ、やはりこの交通体系については、一定需要があって、予約制で、これは定時の時間と定期の行路になっていないというところは、主にはやはり地方都市で、その活用が図られているという状況でございます。いろいろ声も寄せられている中で、やはり高齢化ですとか、子育て世代の多い地域、11の指標を先ほどご紹介しましたが、そうした分析をしつ

かり行って、この公共交通が充実している品川区において、しっかりどこを走らせるのが効率的かというところを、今、検討しているところでございます。

○あくつ委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時26分休憩

○午後3時45分再開

○あくつ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

鈴木真澄委員の質疑に入ります前に、先ほど、木村委員の質問に対する答弁について、理事者より答弁の訂正を求められておりますので、本件について理事者よりご説明願います。

○溝口道路課長 貴重な時間を申し訳ありません。木村委員のLEDの街路灯整備について、私の答弁の中で平成元年度からという形で事業の説明をさせていただきましたが、すみません、間違っております、正式には平成27年度から計画的に推進しているという形になっておりますので、申し訳ありませんけれども、訂正をよろしくお願いいたします。誠に申し訳ありませんでした。

○あくつ委員長 説明が終わりました。

ただいま申し出のありました発言の訂正につきましては、会議規則第116条の規定を準用し、これを許可します。

以上で本件を終了いたします。

それでは、質疑を続けます。

ご発言願います。鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私は、306ページ、道路橋梁費から道路維持費、326ページ、都市計画費から公園管理費、それから342ページ、防災費について確認させてください。

まず、災害ごみ関係です。衛生費でもごみの問題を確認させていただきましたが、区のがれき処理について、地域防災計画を見ていきますと、その仮置場として、しながわ区民公園、鮫洲運動公園、あとは都の施設が幾つか出ていましたが、そういうところは想定した訓練的なものを行っているのかどうかということがまず1点です。例えば、鮫洲運動公園ですと、車はちょっと入れないのです。それから、都の施設との間で何か協定でも結んでいるのかどうか、その辺を教えてください。

それから、公園に関してです。子供の森公園の関係です。「しながわの公園」の冊子を見ますと、7,607.77㎡、今度、児童相談所が来年の4月から工事が始まっていくことによって、敷地が約1,500㎡と出ていましたので、2割くらい公園の面積が減ってしまう、これは説明会のときも公園のことでいろいろなお話がありましたけれども、例えば、今、第二戸越幹線の北品川に立坑が入っていますけれども、あれが来年6月に工事が終わるのですけれども、その辺の活用はできないのかという点が1点。

それから、以前にも質問させていただいたのですが、目黒川の対岸、要津橋を渡ったところに品川区が管理している土地があります。道路用地として管理している首都高速の換気塔のところの脇、そこも結構広い敷地があるのですけれども、ここも活用できないかという点です。この児童相談所が出来上がった後も、あそこは全体の公園の改修計画もあると思うので、面積、使えない期間が長くなってしまうので、その辺のお考えを教えてください。

○中島防災課長 まず私からは、災害廃棄物に関するご質問に対してお答えいたします。

災害廃棄物に関する訓練については、具体的な場所等も含めまして、特に実施はしていないところで

ございます。

また、都の施設などと災害廃棄物に関する協定については特に結んでいないところでございます。

○高梨公園課長 区立子供の森公園における児童相談所の関係のご質問でございます。今、委員お尋ねのとおり、一時的に児童相談所の建設に伴いまして、1,500㎡弱の公園面積が子供の森公園から減となる状況でございます。ただ、長期的には、今、下水道工事を行っている部分が公園の拡張用地として活用する考えでございますが、こちらは令和6年度の下水道工事の竣工後という形ですので、一時的に数年間は子供の森公園自体が少なくなるというのはご説明のとおりでございます。

この対応といたしまして、特に平日の昼間であったりとか、保育園のお散歩等で訪れる方が多いという状況を鑑みまして、少年野球場に予約が入っていない時間帯については、公園としましては一時的に開放して、遊具等はございませんが、広場として皆さんに使っていただく、特に小さなお子様に活用していただく、こういった対応でやってまいりたい、このように考えているところでございます。

○稲田土木管理課長 要津橋の南側、首都高中央環状線品川線の換気塔の前の部分の土地ですけれども、あの土地は下のほうに首都高品川線の関係するものが通っておりまして、道路敷きということで広場型で現在開放しているという状況でございます。今後におきましては、今、公園課長も申しましたとおり、公園の配置とか、いろいろと周辺のまちづくりの状況等も考えながら、子どもの遊び場については検討していきたいというふうに考えています。

○鈴木（真）委員 災害ごみの関係ですけれども、やはり衛生費のときも言いましたが、世田谷区、大田区でああいう経験もあります。急な状況でああいう水害に遭ってしまったことを考えると、やはりある程度、想定した上で、場所的なものも、もうちょっと詰めておいたほうがいいのではないかという気はしております。さっきもちょっと言ったのですけれども、鮫洲運動公園のところは、フェンスを張ってしまっていて、車が入れるところは、1か所ぐらい、ちょっと狭いところが入れるぐらいしかないで、いざというときに入れない。また逆に、もし入ったとしても次に抜けることもできないと考えると、何かもう少し想定しておいたほうがいいのではないかという気がしております。

と同時に、品川区として、災害廃棄物処理計画のようなものも作っておく必要はないのかという点がちょっと気にはなっているのですが、その辺についてもお答えをお願いいたします。

それから、公園のほう、今お話しいただいたように、少年野球場を使っていたのは、すごくいいなと思っていました。説明会でもお話しいただいて、あの後、鮫洲運動公園が、今、昼間は子どもが入って使っているのです。あれを見ていてもすごくいいと思ったので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

○中島防災課長 災害廃棄物に関しましては、これまでは災害対応マニュアルを区のほうで作っておりまして、その中で関係部署と連携して運営に努めているところでございますが、具体的な内容の反映、あるいは災害廃棄物は災害の規模によりまして、総合的かつ計画的に対処すべきものでございますので、計画の策定についても検討しているところでございます。またその際は、関係部署と密に連携をとりまして対応にあたっていきたいと思います。

○鈴木（真）委員 もちろん災害が起きないのが一番いいのですけれども、万が一のために、ぜひよろしくお願ひします。

具体的にもう1か所、同じ鮫洲運動公園ですけれども、実は今朝も確認をしてきたのですけれども、あそこは通路の間に大型のオートバイが結構止まっているのです。今朝も10台ぐらい止まっていた。休みの日は止まっていないのです。今朝、子どもも全然いないし、誰もいない状況で止まっている。

やはりこれはオートバイなどでも駐輪の代金を取っているところもある中で、あそこに置きっぱなしの状態というのは、果たして本当にいいのかどうか。もちろん公平な点でなのですけども、利用者にとってお金を取られるのは困るのです。その兼ね合いもあるのですけれども、これは勝手な想像ですけども、近くにお勤めの方がオートバイで来て置いていってしまっているのではないかというふうに見えます。万が一事故でも起きたときも心配もあるので、その辺、区も承知して整備をやっていると思うのですけれども、その辺をまたもう1回お考えをお聞きしたいと。

それから、旧東海道の道路の問題で確認させてください。今、道路の点検を車でICTを使ってやっているのか、あるのですけれども、車道部分は見てもらっていると思うのですけれども、旧東海道ですと、車道と両脇に歩道になっているインターロッキングみたいな部分があって歩道があります。歩く部分があります。ここが非常に凸凹なのです。車がそちらへ乗り上げてしまうから凸凹になっていて、地域の方から、凸凹で子どもたちが危ない、と。私も自転車に乗っていると、見ていて、そういうところへ突っかかってしまうといけないなと思うところがあるのですけれども、区として直してもらっているから十分分かっているのですけれども、これからどう考えていくのか、その辺について教えてください。

○高梨公園課長 鮫洲運動公園の通路における違法なオートバイの駐輪については、公園課としても把握をさせていただいているところです。現在まで注意札の貼り付けであったりとか、あと、注意喚起看板等はやってきたところではあるのですが、なかなかたちごっこのような状態で解消には至っていない状況です。今、委員のご提案のありました方法等も含めて、解消に向けて前向きに検討していきたいと考えております。

○溝口道路課長 旧東海道の歩行者が歩くところのインターロッキングといいますか、石畳になっているところですが、これにつきましては、地域の方たち、また、地域のまちづくり協議会と協議しながら、一定、景観に配慮したということで、旧東海道の町並みの一環として整備をしてきたところがございます。そういった意味では、やはり凸凹してというところですけども、やはり日頃からよく私も巡回等で見ながら、悪いところは改修してきているところがございます。悪ければ直していく、そういったことを引き続きやっていくというのは大切だと思っていますし、今後どういう形で解消できるのか、それについては、また来年度を含めてしっかり検討していきたいと考えているところがございます。

○鈴木（真）委員 鮫洲運動公園のほうはよろしく。鮫洲運動公園に限らず、そういう公園があれば、全てのところで同じように考えていってほしいと思います。

それから、旧東海道のところは、殊に駐車場が最近できているところなどは、その出入口がかなり凸凹になっているところもあるので、その辺、またご苦勞ですがよろしくお願いします。

○あくつ委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、325ページの大井町駅周辺地区再開発事業から広町地区のまちづくりとC地区について伺いたいと思います。

まず、広町地区のまちづくりですけども、総務費でもちょっと質問したのですが、広町地区のまちづくりにおける区とJRの協定が結ばれている。その協定で検討される中に、現庁舎跡地の活用も入っているのかというふうにごったのですけれども、私は資料で見たら、入っているということだったので、そういうことでもいいのかということを確認したいと思います。

○多並都市開発課長 まず、広町地区のまちづくりにつきましては、JR東日本と平成30年に協定を締結して、共同で検討を進めているところがございます。このまちづくりの手法について、特に今、検討しているところがございますけれども、土地の再編という形で土地区画整理事業という形で再編を

していくということになります。これは再編策、要するに、交換ではなく再編策について検討し、また、共同でまちづくりの方針についても併せて検討しているところでもあります。これはこの現庁舎と、今度新たに再編した区の持ち分のところにつきましても、その方針の中でも行政機能・にぎわい集積ゾーンという形で示させていただいておまして、この中でどのようなものを進めていくかということになるところです。

今の現庁舎の跡地の計画についてですけれども、再編後の各々の持っている土地の計画につきましても、各々の、例えばJR東日本であれば、JR東日本の土地の区画配分先の計画をJR東日本が考えるものであって、区は区の配分先がどのようなものを進めるかということを考えるものでありまして、まちづくりの方針と併せながら一体的に進めるということで、そういう形で進めているものというふうにご理解いただければと思います。

○石田（ち）委員 とても丁寧の説明されたのですけれども、では、新庁舎ができた後、ここ現庁舎は跡地という形になってくるのですけれども、そこは共同ではなく、区として検討していくということでもいいのですか。

○多並都市開発課長 区予算の中でも共同検討と単独検討という形で予算を付けさせていただいております。共同検討というのは、先ほどの再編策であったり、そのようなところを検討しているところです。単独検討というのは、今度は区が再編した土地について、どのようなものを建てたり、どう利用していくか、土地利用をどうしていくかということを検討するものでありますので、単独検討というのは区が単独で行うものとご理解いただければと思います。

○石田（ち）委員 では、現庁舎跡地は単独検討になるということですね。再編があつての新庁舎ができたとして、そして現庁舎が跡地になっていくという、そういう流れでしようけれども、その流れが全然示されないというところ、この間も先ほどもほかの委員からもありましたけれども、やっぱりJRも十分な収益が見込めると思っているから動き出したわけで、そこで区は協定を結んでいるわけです。やっぱりそうした十分な収益、もうけが見込めると判断したJRと検討するということでは、開発なわけですから、JRのもうけのために現庁舎まで一緒に使われてしまうのかということと、私はすごく心配したのですけれども、そうすると、開発と切り離して単独で考えていくということをもう1回伺いたいと思います。

○多並都市開発課長 土地の再編についてのことは先ほど説明しましたけれども、あともう1つは、まちづくりという観点で、大井町駅周辺がどういう形で進めていくべきかということで、その方針に従って、区もちろん検討しますが、JR東日本がこれから施設検討をする際には、そこに沿った形でつくっていただくということになりますので、それが今ちょうど、素案という形でまちづくり方針を示させていただいておまして、これから決定するところでもありますので、具体的な今後の土地利用については、その方針後、はっきり検討していかなければいけないということで、そのような流れにはなります。それが大きな流れとご理解いただければと思います。

○石田（ち）委員 ちょっと話を聞いていると、やっぱり開発と一体に進められるのかという。新庁舎も開発と一緒に進める、だから超高層にせざるを得ないということがあるわけで、そしてこの共同検討の範囲というところは、現庁舎のところも部分を囲われているのに、そうになっていくのかと。私としては、切り離して考えていただきたいとずっと求めてきていますとおりののですけれども、何から何まで勝手に決まっていっているという感じがしてならないのです。駅前の一等地の区有地、これが土地再編をされてJRと交換という形になるのですが、これを区民に知らせることもなくJRと進んでいる。そ

の駅前一等地の区有地だったところに何ができるかということも、先日の一般質問ではJRの社外秘だから明かせないということだったのです。区民の土地を何に使う、交換してまで何に使うのかということが明かせないというのはなぜなのか、そしてそれをなぜ区民に問わないのか、示さないのか、伺いたいと思います。

○多並都市開発課長 最初の共同検討と単独検討をお話ししましたが、要するに、単独検討というのは区の所有のところの検討をするということもさっきお話ししました。ただし、それだけではなくて、まちづくりというのは、やはりJR東日本だけではなくて、大井町の全体的な広町地区を進めていくということが重要となりますので、まちづくり方針という形で示させていただいて、その中の範囲で一体的に整備していくということで、各々が単独でつくるのではなくて、やはり連携しなければいけない部分はその中に示させていただいて、一緒にそういう部分は検討する、そういう意味のことで、例えば歩行者デッキだとか、そういう部分の、より利用者に利便性が図れるような施設については、共同して検討しなければいけないということで、そういう部分を差してご説明したところでございます。

あと、区民へお知らせしながらというところでございますけれども、要するに、このまちづくり方針のお話をさせていただいて、これも説明会を開かせていただいております。今後、まちづくり方針に従いながら、都市計画の様々な手法について検討しながら進めていくということで、1つの手法として、土地区画整理事業、また、具体的な建築物の施設計画を立てる際には、都市計画手法も考えながらやっていくこととなりますので、それについてはJR東日本ともよく共同して連携しながら、お示ししなければいけないときになったら、区民の皆様にお示しさせていただいて、そのまままった段階でお示ししていくということで、今後も、その際にいろいろなお意見を賜りながら進めていくというのが区としての考えでございます。

○石田（ち）委員 区有地は区民の土地なわけです。それをまず問わないで交換を決めてしまうという、そのこと自体が問題ではないかと思うのです。示すべきが来たら示すと、もっと前に示しておかなければいけないことなのではないかと思うのです。やっぱりどこを向いてまちづくりをしているのかというのが見えてくるわけです。企業が利益を上げることは否定しませんが、区有地、区民の土地まで企業のもうけのために使うことは間違っているし、区民に何も示さないことは、やはりJRに便宜をはかっていると言われても仕方がないことなのではないかと思うのです。そうしたJRとの検討内容は、公表すべきだと思うのです。土地再編の経緯とか、一般質問でも伺いましたけれども、公平に土地が交換された。先ほどもおっしゃっていましたが、それがどう公平に交換されたのか、されるのか、そういうことを公表していただくと、ああ、なるほどというふうになるので、そういうものを公表すべきだと思いますし、また、土地を交換する駅前一等地は何に使われるのか、そして、現庁舎跡地の活用の検討内容なども公表していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長 今後の進め方をもう少し詳しくご説明させていただきますと、先ほどの土地区画整理事業、ずっと言葉でお話ししてはいますが、これはその手法の説明をしているものでありまして、その内容をどうするかというのは、まだお示しできる状況ではないということで、まずはそのベースとなるところがどうなるかということをお示ししながら進めているものです。

具体的な内容につきましては、現在、もう少し、先ほどいろいろな課題もありましたが、そういう整備の在り方でありまして、資金計画だとか、あとは事業計画、全体的にそろった形で検討して、それをお示しするものでありますので、それを今ちょうど検討している段階ということですので、それがまとまり次第、それはもちろん区民の皆様にお示ししながら、ご意見をお伺いして進めていく。その

ベースとなるものができた後に、各個別の施設については、またその中で段階的に、次の段階でまたお示ししてという形で、そういう基礎となるところが進まない、次の段階に進みませんので、そのような形の進め方でいきたいと考えているところでございます。

○石田（ち）委員 もうJRとは協議して合意して進んでいるわけですね。ですので、そうしたものをしっかりと示していただきたいと言っているのです。それを区民のほうを向いてまちづくりをしているというのであれば、それは示せるはずだし、示すべきものだと思うのです。ぜひお願いしたいと思えますし、やっぱり何も知らせてもらえない、これはやはり区民のためのまちづくりではなくて、JRのもうけのためのまちづくりに区有地まで使って協力するものと言わざるを得ません。そして、決算書を見ても、大井町駅周辺地区再開発事業には、11億円余が使われています。やっぱりコロナのこういう最中で、検討とはいえどもすごく、1億円、2億円とかかかってくるのがまちづくりの検討ですので、一旦ここは立ち止まって、コロナ対策に十分使うことを求めたいと思います。

そして、C地区について伺います。先ほどから多くの委員からC地区の質問が出ていますけれども、それだけ住民の皆さんが不安を抱えているということだと思うのです。まちづくり勉強会が行われているということですが、区としては、C地区は再開発として進めたいと考えているということではないでしょうか。

○多並都市開発課長 C地区のまちづくりににつきましては、地域の皆様と今のまちの将来像をどうするかというところのまずスタート地点に今立っている状況だと認識しています。その内容を共有した段階で、次にどういう事業手法になるかという進め方の順番ではないかということで、現時点ではまだ再開発事業等を区としてそのように進めるということ考えているものではありません。

○石田（ち）委員 お話を聞きながらとか、今も共有しながらという段階ですと言うのですけれども、でも、今、課長がお答えいただいているということは、都市開発課長ですので、都市開発なのですね。都市開発課は開発以外に何かほかに事業をされる所管なのでしょうか。そこを伺いたいと思います。

○多並都市開発課長 再開発ではなく都市開発なのですがけれども、都市開発というのは、今あるまちの新たに開発、今ある課題を解決するためにまちづくりを進める手法を、様々ありますので、それをやるものです。市街地再開発事業だけではなくて、いろいろ地区計画の中であったり、総合設計だったり、その土地の特性に応じて様々な手法が違いますので、区画整理もその中の1つですがけれども、いろいろな手法で現場に合った形で進めていくというのが区としての開発の在り方かと思っているところでございます。

○石田（ち）委員 地域の課題を解決するということで、東小路などの防災性に課題があるところなどは、木密整備推進事業とか、そういうところできるところだと思うのです。やっぱり都市開発課長が答えるということでも、あと、この決算書でも、都市開発課でやっている事業は、今は開発しかないのです。そういうところでは、今、現にこの品川でも進んでいる勉強会、それが協議会になって、準備組合になって、そして再開発がぐっと進んでいくという、もう止めようのない流れができていことに住民はすごく不安を抱えています。望んでいないのに自分の、そして家族の土地を奪われる。そして、その土地から出ていくのか、マンションに入るのか、そういうことを迫られる、そしてもうかるのはデベロッパーだけという、この仕組みに怒り、そして不安を抱えているわけです。ぜひ住民の声を聞くというのであれば、デベロッパーを除いて、抜きにして住民の方とじっくり話して協力していただきたいと思います。

○あくつ委員長 次は、大倉委員ですが、本日、欠席のため、次に進みます。

次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 よろしく申し上げます。314ページ、河川下水道費、立会川溢水防止板設置工事、320ページ、都市計画費、または都市開発なのかもしれませんが、財源についてお尋ねします。323ページ、立会川・勝島地区まちづくり検討経費。

まず、溢水防止板ですが、令和元年度、片側がついて、そして今年度は反対側に設置していただきました。地域の方々が台風前に完成したことで安心されていると思うのですが、そういった地域の方々のお声が区に届いているのでしょうか。届いていると、どのようなお声があったのでしょうか。

先にいきます。323ページ、平成31年にまちづくりビジョンが作成されて、令和元年度には、今、都市再生整備計画を作成していますと伺っています。今年の予算にも計上されています。現在の進捗状況と、今後の事業化に向けてのスケジュール感をお尋ねします。特に勝島運河への人道橋の架橋の実現の可能性等もお尋ねいたします。

そして、これは都市計画、都市開発になるのでしょうか。大きな枠組みの考え方の中で、庁舎機能も検討されていますけれども、第二庁舎について、工事は約30年前、平成3年から平成6年、平成6年8月に竣工と伺っています。区のホームページのしながわWEB写真館にも竣工式の写真が出ています。平成3年度で議事録を見ていたら、今の区長は予算担当副参事でいらっしゃって、答弁をされていました。

ところで、この庁舎の建設費はどれぐらいで、その財源はどのように調達したのでしょうか。内訳等が分かればお尋ねします。

○松本河川下水道課長 溢水防止板の工事でございますが、立会川の国道15号線から河口部までの間の溢水防止板を設置する工事でございます。現在進めておりまして、ほぼ設置が終わったところでございます。

区民の声でございますが、直接私たちのところに現在のところはありますが、設置にあたって、周辺の住民の方にこの工事を、設置をさせてほしいということをお話ししたときに、大変助かるというようにお話は伺っております。

○品川財政課長 第二庁舎の建設費でございますが、おおむね70億円となっております。それから、建設期間は、平成3年から平成6年までで3年間となっております。

○鈴木都市計画課長 立会川・勝島地区のまちづくり検討でございますが、ご紹介いただいたように、平成31年1月にこの地区のまちづくりビジョンを策定しまして、現在、この具体化に向けた検討を行っているところでございます。まちづくりビジョンの中でも示しておりますが、東大井一丁目と勝島地区の歩行者ネットワークの形成が大きいところでございまして、ご紹介いただいた人道橋も含めて、今、事業化に向けて、これは国費を受けて進めていきたいというところで、その申請に向けて、今現在、東京都の港湾局等と協議を行っているところでございます。

それから、今後の予定でございますが、この検討を進めまして、令和4年度には、いろいろハードルがございますので予定ではございますが、令和4年度末には事業認定を受けて、それ以降、事業化を行っていきたいというところでございます。

○品川財政課長 すみません、答弁を追加させていただきます。財源としましては、基金、それから一般財源、あと特別区債を発行してございます。

○高橋（し）委員 立会川の溢水防止板については、地域の方々の安心につながるもので、もうあと少しということですので、完成をよろしく申し上げます。台風間に合ったのでよろしいかと思えます。

立会川・勝島のまちづくりについては、勝島地区は人口が急増していて、高齢化率も区全体は21%なのに、勝島地区は4.4%という大変若いファミリー層が多いところです。立会川も含め、それらの方々の期待に応えるように、計画をスムーズに進めていっていただきたいと思います。

庁舎のことですが、今、特別区債、基金と、あと一般財源というお話がありました。当時の起債はどれぐらいであったのかということ。70億円のうちどれぐらいの金額だったということですが、これは建物全体に対するものなのか、一部なのかということがもし分かれば。そして、それは当時の東京都の財調との算定に入っていたのでしょうか。入っていたとすれば、どれぐらいの割合が算定されたのでしょうか。お願いします。

○品川財政課長 第二庁舎でございますが、起債分につきましては、約14億円となっております。これは防災センター等が入っておりますので、この防災の部分ということで起債が発行できるということで上げてございます。

それから、財調の部分でございますけれども、この起債部分の25%分が財調でまかなわれておりました。当時はこれがまかなわれていたということでございます。

○高橋（し）委員 70億円のうち14億円は起債して、そのうちの25%、約3.5億円は算定されたということです。約30年前、全体で70億円、それも第二庁舎だけということですが、新庁舎を建設するとすると、現在、さすがに想定はできないと思いますが、豊島区では430億円、政令指定都市では300億円から600億円という形になります。財源確保が重要だと思っておりますが、どのように調達するのか、現時点でのお考えがあればお願いします。もし仮に起債した場合、先ほどは25%の東京都の財調の算定でしたが、現在もし同じように起債したとすれば、金額は置いておいて、どれぐらいの割合で算定されるのでしょうか。

○品川財政課長 新庁舎に関する予算でございますけれども、これはまだまだいろいろと金額等も定まっておりますので、いろいろとまた検討していかなければいけない内容だとは思っております。ただ、昨今、近隣区等でも建て替え等を行っておりますし、そういうところが十分参考になるかというふうには思っております。

財源につきましても、今、第二庁舎でお話したように、起債、それから基金、一般財源、こういったものを使って、どのようにやっていくか、配分等もどういうふうにやっていくかということころは、これからまた検討していく内容かというふうには思っております。

それから、現在、財調制度の中で、この防災の部分の起債の部分ですけれども、建物に対しての50分の1というような割合で今はやっております。ここの部分は毎年財調交渉の内容には入っていないのですが、財調の部分で結構これは変更になる部分になっているところがございますので、今は50分の1となっておりますが、今後、続くかどうかは、ちょっと見通しとしては難しいかと思っております。またその状況に合わせて適切な資金の獲得の方法は考えていきたいと、このように思っております。

○高橋（し）委員 恐らく不確定な要素が多い中、ご答弁ありがとうございました。

ところで、今、起債の話が出ましたが、なかなかこの辺の起債のことは難しいので、ちょっと教えていただきたいのですが、庁舎建設などにおける国や都の補助金、あるいは国や都の手当てのある、さっきの起債です、先ほど、東京都で50分の1と言われましたが、特別区には、市町村とは異なり、なかなか難しい事情があるのかと思います。総務省のホームページの中に、地方債活用の手引きというのがありますが、その中に公共施設等適正管理推進事業債というのがあって、川崎市、千葉市はこれを使っ

ています。それから、緊急防災・減災事業債なども市町村で使われています。これらは交付税措置があるので、特別区とはまた違った性格のものだと思うのですが、こういうものや、あとは京都市、熊本市では、国庫補助金、防災・安全交付金というものを使って庁舎を建て替えております。このような起債や補助金について、もし活用できるようなものがあれば、分かる範囲で結構ですので、お願いします。

○品川財政課長 起債につきましては、様々、それぞれ各庁舎の実績等もございますので、そういったところからうまく活用できるものがないかというところは探していきたいというふうに思っております。

また、財調のほうの特別交付金の中で、一部使える部分もあるのではないかとこの部分もありますが、これもはっきりと条件等が確定しているわけではないので、そういった部分もいろいろ活用できるところは十分活用しながら、庁舎建設は予算を獲得していきたいと、このように思っております。

○高橋（し）委員 活用できるものは活用して探していかれるということですので、ぜひ研究、検討をして、財源を確保していただきたいと思います。

○あくつ委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 341ページ、借上型区民住宅、これ、1団地出ていますが、特優賃、これでこういう形で出てくるのは最後の最後ということで確認させていただきたいと思います。

それと、337ページ、品川シェルターですけれども、これ、1件、50万円という形で出ていますが、需要と供給、投資対効果、今後という意味において教えてください。

次が、323ページ、不燃化10年プロジェクト、これ、課長、区長が施政方針の中で、これは力強く続けていくのだということをお話しされました。課長は東京都に品川区の代表として協議に行っていると思うのですが、そういう意味において、どういう思いで、またどういう決意で行かれているか、改めて伺います。

次が、305ページの交通安全だと思っておりますけれども、信号機のない横断歩道、横断しようとしている歩行者がいたときに、車が止まるのはマナーですか、ルールですか。明確にお答えください。

次に、319ページの下水道ですけれども、これ、毎回伺っています。西大井五丁目から四丁目、下水道、前回伺ったときは、330m延長の中で、今、110m来ていますというお話でしたが、半年経ちました。どういう進捗状況か、教えてください。

それと347ページ、広域避難場所の案内看板ですが、実は区役所庁舎、「品川区総合庁舎」という銅板が、あそこを改築したときにすごくきれいに出ていますね。「品川区総合庁舎」という銅板、「ああ、いいな」と思って横を見たら、「避難場所」という看板が出ていまして、「JRアパート」と書いてあるのです。私はJRアパートがあったことを知っていますが、新しく転入した方は、「JRアパートはどこ？」となってしまうではないですか。その辺についても教えてください。

○森住宅課長 借上型区民住宅につきましては、今年の2月末をもちまして、区内の借上型住宅全てを終了いたしましたので、決算・予算を通じて出てくるのはこれが最後でございます。

○長尾建築課長 品川シェルターにつきましては、昨年度の実績としましては1件となっております。

需要と供給というお話ですけれども、近年については、耐震化を図ろうとする方、相談いただく方については、結果的に除却をして建て替える方が非常に増えております。そういうこともありまして、シェルターを使われる方の数としては減っております。ただし、やはり耐震化を図る上で費用の課題であるとか、住まいながらどういうふうに建て替えればいいのかというところの課題がなかなか見えない方については、窓口、電話等で、こういったシェルターもありますということで、次善の策ということで

ご案内しておりますので、今後についてもこの品川シェルターについては、引き続き周知等をしながら活用を図っていきたいと考えております。

○佐藤木密整備推進課長 不燃化10年プロジェクトのお尋ねです。区はこれまで都内最多となります9地区で不燃化特区の取組をしてまいりました。現在、市街地の燃えにくさを示します不燃領域率につきましては、まだ低い地区では45%程度ということで、目標には達していません。区としましても、この取組については引き続き取り組む必要があると考えてございます。したがって、今回の期間延長を受けまして、新たな地域での取組も視野に、都に対して協議を続けております。

○川口交通安全担当課長 信号機のない横断歩道に関するお尋ねでございます。こちらにつきましては、道路交通法の第38条におきまして、車両等が横断歩道のところで横断しようとする歩行者があるとき、これは当然一時停止をしなければいけないということで明記をされております。したがって、交通ルールということになります。

○松本河川下水道課長 西大井五丁目付近で実施している下水道工事でございますが、こちらは浸水被害を軽減するために必要な新しい下水道管の整備を、東京都下水道局が実施しているものでございます。この工事は、平成24年に着手いたしました。埋設物の関係で、工事がなかなか進んでいませんでした。平成29年に工事を再開し、現在のところ、進捗といたしましては、9月末時点で300mほどの延長のうち、約280mが完了したと聞いてございます。

○中島防災課長 広域避難場所の名称についてのお尋ねでございますが、確かに委員ご指摘のとおり、現在配布している防災地図などには、「JRアパート・品川区役所一帯」という名称で広域避難場所を示しているところでございます。平成30年度に決められた広域避難場所のものでございますけれども、昨年度、東京都に対して、名称の見直しというか実態について、口頭でございまして、申入れをしております。東京都からは、実態を反映した表示について対応可能ではないかという話も来ておりますので、その方向で今、調整をしているところでございます。

○藤原委員 JRのアパートについて、細かいことを伺って指摘しているのではないのです。いつ災害が起きるか分からないという意味で、危機感をもってこういう議会をしているわけです。私は、課長を責めているのではないのです。東京都が、これこれこういう案件です、こういう形でというふうに品川区から上げているのに、結局、返事が来なかったわけですね。言った言わないになるかと思うけれども、もうとっくにアパートはないです。ちゃんと上げたのだと思います、こういうふうに変ったからと。でも、東京都が返事がない、遅くなるということは、品川区に対してどういうふうに思っているのかという思いがあるのです。そういう思いで伺ったのでということ。

それと下水道、すごい進捗ですね。あと50mですね。ようやくこの質問もしないで済むか。もう1回ぐらいやって終わりましたということ伺って、だって、課長、私、10年ぐらい伺っているのです。ずっと。もう何人も課長が代わりました。だけど、ようやく光が見えたというか、安心しました。本当にあそこの地域の方、雨水に本当に悩まされた地域なので、次の次ぐらいの質問で「終わりました」となることを心より祈っております。

それと、横断歩道、止まるのがルールですね。これも毎回お話しするのですけれども、区役所を出て、大崎駅のほうに下がって、眼鏡橋があって、そこに横断歩道があります。本当に止まらないです。止まらない。私の経験は止まらない。私が歩行者として立っていて、私が止まらないではないです、私は止まりますから。これ、やっぱり交通弱者という意味で、課長、ここは力を入れてやってもらいたいです。答弁は、看板を立てますとか、そのようなことでは止まらないです。だって、前回はそういう

ふうに言って、止まっていないもの。加えて、議事録を読んだら、前課長がいい答弁をしているのです。免許の更新時だとかに安全教育で警視庁にお願いするようにしますという答弁をいただいているのです。私が1か月前に免許の更新に行きました。ただ、私の免許が優良、ゴールド免許だから、30分ぐらいで終わってしまうから、そのビデオとかには出なかったです、横断歩道は必ず止まりなさいと。私が受けた講習では出なかったかもしれない。でも、課長がいてくださるときに、歩行者が立っていたら止まる、これが品川区だ、安心・安全、そういうふうにしていただきたいのです。ぜひこれ、もう1回言います、看板とかを立てても止まらないですから、行ってしまいますから、今までやっているわけですから。ぜひそこをやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

あと、特優賃、これで終わりですね。ずっと質問させていただきました。1つ質問したいのは、区民住宅の申し込む収入段階が上と下であります。今までは収入によって家賃が決まっていた、フラットだけれども、フラットは終わりました。ですから、上の収入を、上限を、私はもう変えてもいいのだと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○森住宅課長 区民住宅の所得制限の部分でございます。今、委員のほうから、下の区分、上の区分というお話がありましたけれども、今、区民住宅の使用料については助成が全て終了しておりますので、基本的には区営住宅の上限から、その上までという形になっております。区民住宅の使用料につきましては、上限として、2人、3人、4人という家族の中で決めさせていただいているところでございまして、今後、区民住宅の中で使用料について議論があるときには、そういった部分についても考えていく必要があるかというふうに思っておりますけれども、今のところはそのまま取り急ぎ事業をしていくということで考えております。

○川口交通安全担当課長 委員からのご指摘のとおり、信号機のない横断歩道につきまして、非常に事故が多いというところは警察でも懸念をしているというふうに承知しております。

ちなみに参考ですけれども、去年の事故類型で横断歩道上での区内の交通人身事故ですけれども、これが平成30年のときに37件であったものが47件に増えている。これは必ずしも信号機のない横断歩道に限ったものではないのですけれども、横断歩道上で歩行者が横断しているということに対して、車両側の意識が非常に低いということがございます。区といたしましては、今は区の公式のLINEアカウントですとか、いわゆる情報発信ツールが非常に充実しておりますので、警察以上の情報発信能力を持っているというふうにも認識しておりますので、今後はそのツールを活用しまして、信号機のない横断歩道における停止義務等をあらゆる情報発信を警察とも連携しまして続けていきたいというふうに考えております。

○藤原委員 これはやっていきましょう。もう立て看板を見たくない。横断歩道のところにある、何月何日ここで事故がありました、車両と歩行者の事故でと、ああいうものを見たくないです。本当に。大崎の駅前でもありました。テレビで歩行者が渡っているところをバイクが追突して、そのバイクがちゃんと被害者の保護をしないで逃げていく、当て逃げで、そういう場面をテレビで見ると、本当に切なくなる。ルールを守って横断歩道を渡っているだけではないですか。それで当てられて。ここだけは知恵を出していただいて、もう課長が担当しているか、品川区でいう湾岸警察も入れて、交通課長等と話していただいて、もう横断歩道は止まるという形にしていただきたいと思いますと思いますが、改めて、あと1年半の間に、どういう形でやっていただければかという思いは、これはお伺いしたいので、よろしくお願いいたします。

○川口交通安全担当課長 ただいまのご質問に対しましてお答え申し上げます。確かに歩行者の保護

する規定に関しまして、やはりドライバー側にはっきりとした意識がまだ植わっていないのだろうと、これは昨年日本自動車連盟による調査結果にもありますように、まだ東京都内でも5.8%しか停止率が上がっていない。これは全国でワースト5位という数字だそうでございます。したがって、この数字を上げていくためには、やはりドライバー一人ひとりに対してしっかりとした歩行者に対する保護の意識を植えつけるということが大事なだろうと。併せて、警察側には、そのような悪質なドライバーに対しては厳しい取締りをお願いするという形も要請をしていくことも区の行政としては必要なことであろうかというふうに認識しております。

今年度、第10次品川区交通安全計画が終わります。第11次でありますけれども、そこの中の具体的な講じようとする施策の中にも、この部分については入れ込めないのかということで検討していきたいというふうに考えております。

○あくつ委員長 次に、安藤作委員。

○安藤委員 321ページ、特定整備路線、コミュニティバス、時間があれば、325ページ、大崎駅周辺地区再開発事業について伺います。

まず、特定整備路線です。歳入でも言いましたけれども、コロナ禍の下、税金の使い方、区政の在り方が問われています。この特定整備路線、区長が手を挙げ、3路線が特定整備路線に選定され、事業化されました。防災に大切な地域コミュニティを壊して、区が口実とする延焼遮断効果すら乏しく、住民合意も全くない。もともと不必要な事業といえますけれども、コロナ禍の下で、いよいよその正当性が鋭く問われていると思います。

まず、補助第29号線と放射第2号線について、見込まれる総事業費、またこれまで取得した道路用地の取得率と総面積をそれぞれ教えてください。

○鈴木都市計画課長 まず、29号線の用地取得率、これは令和2年4月現在になりますが、補助第29号線は6区間に分けられておりますが、全体の平均としては、4月1日時点で21%、放射第2号線の用地取得率が32%でございます。

それから、総事業費でございますが、これも事業認定を取るときに東京都が公表してございますが、放射第2号線は226.8億円というところと、補助第29号線については602.8億円というところでございます。それから、取得の面積については区のほうでは把握してございません。

○安藤委員 やはり住民が反対していますから、全然進んでいないということと、602億円と226億円、膨大な税金だということです。先日の衛生費でも、活発な質疑がありましたが、コロナの感染拡大防止へ検査の抜本拡充や保健所体制の強化、あるいは中小企業、個人事業者へのさらなる直接支援など、区民の苦境の実態に照らして、財源は幾らあっても足りないというのが率直なところだと思います。国土交通省もこの間、2000年から直近の今年9月まで四度にわたり、地方公共団体に都市計画道路の必要性についての検証と適切な見直しを行うよう助言してきています。そこでは、この都市計画道路について、「基礎調査や都市交通調査の結果等を踏まえ」、「その必要性や配置、構造等の検証を行い、必要がある場合には都市計画の変更を行うべき」と述べています。

この指針に基づいて名古屋市では、見直し指針の中で、厳しい財政状況の中、事務事業の見直しや、投資的経費の抑制などに取り組んでいると。計画の廃止も含めた都市計画道路の見直しを行う必要があると掲げて、この間、事業化、予算化され、途中まで買収していた道路についても廃止をし、用地はコミュニティセンターや学童保育所などに転用してきたことは、これまで紹介してまいりました。

伺いますけれども、コロナ禍という社会情勢の変化に鑑み、事業を中止して速やかに廃止するよう都

に求め、住民要望実現のために活用するべきではないでしょうか。これ、区長が手を挙げたので、私は区長の政治判断が必要なのではないかと思うのです。区長に伺いたかったのですが、区長はいないので、ぜひ責任ある方がご答弁いただければと思っております。

○鈴木都市計画課長 お尋ねのコロナ禍における道路整備というところでございますが、東京都につきましては、令和2年5月5日に、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた当面の都政の運営について」ということで発出している依命通達がございます。その中でも、特定整備路線につきましては、「防災、減災など、都民の生命・財産への直接の関連性が高く、直ちにに取り組む優先度が高いと考えられる事業」という中での位置付けで東京都は整理してございます。

これに対する区の考え方は、やはり特定整備路線、延焼遮断帯の形成、防災性の向上というところで、明日、明後日、すぐに事業が完成するものではないですが、喫緊の課題としては、非常に防災性の向上というのは力を入れて行っていく必要があるという考えでございます。これは特定整備路線と一緒に、周辺の耐震化、不燃化、区が行っている事業とセットで重層的に行っていく必要があると。これはコロナ禍においても立ち止まらずに、しっかりこの取組を進めていかなければいけないという認識でございます。

○安藤委員 そう言いますけれども、私は膨大な税金と時間と労力をかけ、今いる人を追い出す。南北の延焼遮断道路を整備、防災を強調しますが、風が東西に吹けば、また同時発火すれば何の意味もない道路です。火の粉や車両閉鎖の可能性も考慮にそもそも入っていない。コロナ禍の今、そういう道路に何百億円もかける政治判断を続けるということは、私は区民の理解は到底得られないと思います。私も理解できません。

先ほど、昼休みに住民団体の方が区役所前で、定例の道路事業の見直し、そして税金の使い方を変えろという宣伝を今日も行っていました。区は、道路反対、そして税金の使い方を変えろという粘り強い区民の皆さんの声をどう受け止めているのでしょうか。伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長 特定整備路線を含んだ道路整備のお尋ねでございますが、やはりコロナ禍において、例えばいつ来るか分からない地震がコロナに合わせて地震が来るのを待ってくれるわけではないわけございまして、これは本当にいつ来るか分からない地震に備えて、様々な取組をしっかり早急に取り組んでいくというのは、これはもう本当に区の今抱える一番大きなところでございますので、区としては、東京都と一緒に重層的に防災性の向上、地震に対する備えをしっかりと取り組んでいきたいというところでございます。

○安藤委員 私は、防災政策という点でも様々な問題があるということも言いましたし、遅々として進んでいない、これは区民の反対、合意が全くないからです。やはりこれは見直しを強く求めたいと思います。

次にいきます。コミュニティバスですが、区は、3つの試行ルート案を示して、事業選定にあたり、これから11月半ばまで13地域でワークショップを開くとしています。ワークショップでの住民の意見はできる限り反映していただきたいわけですが、人数的に限界もありまして、人選する町会もなかなか一苦勞なのではないかと、コミュニティバスに強い関心をお持ちで、そういう意見を言える方を選出するのはなかなか苦勞しているのではないかと思うのですけれども、この場でも、私が地元の地域から伺っているルート案、以前の提案について何点か伺いたいと思います。

1点目は、大崎ルートについてですけれども、これ、なぜ大崎広小路で引き返すのか、これ、五反田駅まで延伸して、五反田文化センターや桐ヶ谷などを經由して戻ってくるルートに改善を求める声が出

ているのですが、いかがでしょうか。

また、区役所前を通過して大崎駅のほうへ直行するわけですが、西品川地域を経由してほしいという声があります。私としてもそう思うのですが、これ、何か課題があるのか、伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長 コミュニティバスについて、まず大崎ルートでございますが、大崎ルートにつきましては、導入効果の高い区域は、先ほどからご説明しておりますが、11の指標を用いて地域の選定、さらには、ルート選定に当たっての7つの視点ということも決めて行っております。その中で、今お話の中で、ゆうぼうと跡地のところで回り込むというところでございますが、やはり五反田駅からは民間のバスが発着しているところもあって、またあと、路線も一定程度長くなると、事業採算性あるいは乗る方が減るというところで、時間がかかると速達性が落ちるとということで、今のルートは決めてございます。ただ、ご紹介いただいたように、桐ヶ谷ですとか、そうした声は様々地域からは声はいただいております。そうした声をお寄せいただくのかどうかも含めて、ワークショップではしっかりお聞きして、今年度末には事業者選定のプロポーザルに向かいたいと思っておりますので、最終的なルートの絞り込みを行っていきたいというところでございます。

もう1点、大崎ルートについて、西大井ルートですか……。

〔「西品川」と呼ぶ者あり〕

○鈴木都市計画課長 西品川から……。

○あくつ委員長 安藤委員、もう一度そこを。

○安藤委員 いわゆる戸越銀座の前の通りというのか、戸越銀座ではないのです、三木通りというのか、豊町とか西品川の辺りです。交通不便地域になっているのです。そこを経由しないのはなぜか、何か課題があるのかという質問でした。

併せて質問してしまいます。

2点目が、新しいルートですけれども、例えば区が認定している交通不便地域でありながら、上大崎がルート候補から外れているのですけれども、これはやっぱり強い要望があるのです。例えば、五反田駅からNTT東日本関東病院、そして目黒駅を経由する。途中で池田山公園とか、上大崎なども通るというルートも、これ、具体的な要望として伺っているのですが、こういうルートを検討していただきたいのですが、いかがでしょうかというのが2点目です。

○鈴木都市計画課長 失礼いたしました。1点目の大崎ルートについて、文庫の森ですとか、あるいは戸越銀座商店街、三木通り、ご指摘のとおり、駅から遠い地域がその辺に存在します。区としても検討の段階でいろいろこの辺のルートを複数ルート選定して、実際に通れないかどうかを検討しましたが、やはり車両制限内という規定とともに、実態的に曲がれない道路が、細い道路が多いということで、今現在の大崎ルートになったというところでございます。

それから、上大崎のところにも、ご指摘のとおり、駅から遠い地域がございます。これ、先ほど来、ご説明している11項目の指標の中の重み付けを2倍にして重点的に検討を行っている指標の1つなのですが、やはりその遠い地域も面積が大きいところ、小さいところ様々でございますが、決して上大崎ルートも点数を付けて効果的な地域を選出するにあたって、今の考え方を削除してやっているわけではございません。総合的に判定をして、この3地域が非常にルートの的には、地域的には効果的だということで、今、お示ししているところでございます。

○安藤委員 ぜひ住民の声を取り入れ、1日も早く区民に便利なコミュニティバスの運行を実現して

いただきたいと思います。

最後に、大崎駅西口F南地区ですが、昨日、準備組合による近隣住民への説明会が久しぶりに開かれまして、私も参加したのですが、既に9月末に認可申請を済ませていたということなのです。認可申請を出してから説明会というのは、ちょっとあきれたのですけれども、参加者から質問が出されて、地権者数と未同意数への質問があり、地権者は28人、3名が未同意との回答がありました。私が知る限り、この中には立派な持ちビルの、結構大きな持ちビルを持っている有力地権者の方も含まれているのです。その人が未同意ということになっているのではないかという私の認識なのですが、先日の一般質問で私、100%同意を得るまで進めないように指導をと求めたのですが、部長が再答弁で、法令では3分の2以上の同意とされていますが、満足せず、1人でも多くの方のご理解と同意をいただける事業となるよう指導していくということでした。しかし今回は、こういう住友が認可申請したと、これは3名の反対がいるけれども、見切り発車するということになります。区は当該地区について、3名くらいの未同意はやむを得ないという認識なのでしょうか。伺いたいと思います。100%同意までは認可しないよう都に働きかけるよう求めますが、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長 大崎駅西口F南地区につきましては、今委員にご紹介いただきましたとおり、認可申請が出されております。これにつきましては、区のほうで東京都のほうへ申請をするという形の今の手続中の内容でございます。権利者の中でまだ3名の方が同意いただいていないというのは我々も承知しているところでございます。これまでも組合の中では権利者の皆様とよくお話し合いをしながらここまで続けてきたところもありますので、法令の規定も踏まえて、今回の申請に至ったという受け止めで、区としてもそういう受け止めで計画的なまちづくりということで進めていきたいと考えているところでございます。

○あくつ委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 307ページの有料自転車等駐車場運営費、また同じページのシェアサイクル事業、323ページの不燃化10年プロジェクト、347ページの避難所管理費について伺います。

駐輪場ですけれども、下神明駅のところの駐輪場につきまして、いつもあそこを歩いて区役所に来るのですが、雨の日になると、奥側の半分以上が水浸しになって、地形的にへこんでいると思うのです。そういう状況について、どのようにつかんでいращやるか。

ただ一方で、ここは、そこまでいかなぐらい使用率が悪くて、ほとんど使っていないのです。多いときでも5割ぐらいしか止められていないという中で、今後どうしていくのかというところで、いろいろ午前中も質疑があつて、シェアサイクルについては、これから拡大をしていくという中で、区役所のシェアサイクルもなかなか使われているのではないかと思うのですけれども、区役所から比較的近いところに下神明駅の駐輪場があるのですけれども、そうしたところを利用していか、都の土地を借りているので、それができるのかどうかというのはあるのですが、その辺のところについて教えてください。

それから、不燃化10年プロジェクトについては、いろいろ質疑があつて確認ですけれども、東京都は延長していくとなっていますけれども、品川区では、9地区継続、それから新しい地域も含めて東京都に申請を出している。そのことについて東京都が品川区が出している地域はオーケーですというお返事が来ているのかどうか、確認をさせてください。

それから、避難所管理費については、主要施策の成果報告書の43ページに細かく載っているのですが、この中で風水害避難体制検討委託で187万円と載っております。また、今年度の予算でも同じよ

うな委託が載っておりますけれども、午前中も風水害のときの避難体制とか、またマイ・タイムライン等の質疑が出ましたが、こうしたことがこの中で委託として検討されているのかどうか教えてください。

○川口交通安全担当課長 私からは、下神明駅の自転車等駐車場の水がたまっている関係と、利用状況に関しましてご報告をさせていただきます。

水たまりですけれども、これは確かに委員ご指摘のとおり、自転車駐車場奥側、あそこはやはり雨が降ると水がたまる。かつ、雨水のます等がありませんで、たまってしまう状況がございますので、こちらにつきましては、担当のほうで早急に対策を講じたいというふうに考えております。

また2つ目の自転車の利用状況、下神明駅ですが、こちらは当日利用のみ141台、利用できるスペースがあるのですけれども、実際のところは、令和元年度ですと、平均の利用台数が43台ということで30.3%、これは26、区営自転車駐車場があるのですけれども、最下位ということになっております。

この原因ですけれども、やはり下神明駅の立地の状況、この辺のところ利用率がなかなか上がらない部分にはなっているのかというふうに区としては考えてございます。

○稲田土木管理課長 シェアサイクルについてでございます。委員ご指摘のように、区役所の周辺のシェアサイクルポートでございますが、3か所ほど建物の周辺にあります。非常に利用率が高くございまして、使おうと思っても全然ないというような状況もございます。下神明駅周辺には、確におっしゃるとおりそういうものがございませんので、今後もシェアサイクルポート、下神明駅周辺というところにおいてはいろいろと考えていきたいというところでございます。

○中島防災課長 私からは、風水害避難体制検討委託についてご説明させていただきます。こちらは昨年度から今年度にかけて作成、検討しているところでございますが、台風第19号を中心といたしまして、昨年度、全庁体制をとって対応にあたったその課題などを検証いたしました。職員にヒアリングなどを行いまして、やはり災害対策本部の運営、あるいは避難施設の周知、避難場所の運営要領などが課題ということで、それを個人のマイ・タイムラインというよりも、災害対策本部としてのタイムラインを1つ形といたしまして、適切な風水害に対応できるような形の検討を行ったものでございます。

○佐藤木密整備推進課長 不燃化10年プロジェクトに関するお尋ねです。委員ご指摘のとおり、東京都のほうでは、制度といたしまして助成制度の5年間の延長を決めております。それを受けまして、品川区といたしましては、現行の整備地区および新しい地域も視野に入れまして、東京都のほうに調整を行っているということですが、具体的には、申請の前に事前申請という手続がありまして、そちらのほうを進めているという状況でございます。

○たけうち委員 下神明駅の駐輪場については、誤解しないでいただきたいのは、駐輪場をなくしてくださいということではないのです。使っていない部分をどう有効活用できるのかという視点で考えてもらいたいと。東京都の土地なので、そことの調整も要るのだと思いますけれども、これは要望にさせていただきます。

不燃化10年プロジェクトについては、そろそろ東京都からも返事がないと、やっぱり地域でも、多分皆さん、いつ終わるのでしょうかと、本当だと今年度末なのですね。ただ、東京都は延長すると、ただ品川のどこどこをやるとか、そういうものがまだ来ていないということなので、これは早急に区からもう1回働きかけて早めに出してもらわないと、地域の方は、もし終わってしまうのだしたら、もうやっておかないと駄目なのだと、こういう声があるのです。これはぜひお願いしたいので、ここはもう1回答弁をいただきたいと思っております。

それから、風水害のほうは、分かりました。まず、いわゆる区としてのタイムライン、こうなった場合、こうなります、気象庁からこういう発表が出たら、区はこういう、それが大事なのです。その後、個人のタイムライン、これをやっていただきたい。今、品川区のホームページにタイムラインが張られています。東京のマイ・タイムライン、これが張られているので、これを活用してもらいたいだけでも、ちょっと分かりづらい点もあるので、ぜひ土砂災害の地域だとか、水害で常に避難しなければいけないような地域には、早めに、できれば品川ナイズしたマイ・タイムラインの作成を呼び掛けて、また、避難所の訓練なども、私は、平成30年第3回定例会の一般質問でこのことに触れさせていただいたのですが、ぜひこれを早急に実現してもらいたいのですけれども、その2点、お願いいたします。

○佐藤木密整備推進課長 令和3年度以降の不燃化特区の件でございますが、委員ご指摘のとおり、我々も窓口等で来年度以降どうなるのかというお問合せを受けておりまして、東京都のほうにもそういった実態を含めて申入れをしておりますので、地区が決定次第、区議会のほうにご報告するとともに、区民の皆様にも周知したいというふうに考えております。

○中島防災課長 マイ・タイムラインにつきましては、やはり防災課といたしましても非常に重要なツールだと思っております。例えば広報しながわなどの紙面におきましても、品川ナイズしたものはなく、やっぱり東京マイ・タイムラインというもので啓発に努めているところでございます。

いずれにしても、時系列に応じて行動計画を立てていただけるように啓発をしてみたいと思います。

また、風水害の避難行動の訓練、検討していたところでもコロナの関係で少し滞っている部分もありますが、課題認識として持っておりますので、引き続き調整してまいります。

○たけうち委員 不燃化10年プロジェクトのほうは、我々も我々の立場で東京都にぜひ早く返事をくれということでやってまいりたいと思いますので、ぜひ積極的に頑張ってくださいと要望させていただきます。

また、水害のほうにつきましては、今日、皆様もご存じのように、今年の台風第19号からちょうど1年ということで、本当に毎年のように多くそういうものが出てまいりますので、本当にコロナの中でなかなかできないというのは事情は分かるのですけれども、なるべく早めていただいて、早急によりしくお願いいたします。これも要望で終わります。

○あくつ委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 お願いします。305ページの交通安全と、それともう1つ、公園管理、林試の森公園の旧跡地の森林になってしまっているところのことを伺いたい。それが305ページ。そして、347ページ、避難所について伺いたいと思います。

ちょうど今、早く進んでいて、私の頃に「夕焼小焼」が来るかなと思っていたら、つる委員の予想どおり、たけうち委員ということで、私もほっとしているところでありますが。

冗談はさておいて、347ページの避難所からお伺いさせていただきたいと思いますが、いろいろと調べて、事務事業概要等々を見せていただいたのですけれども、内部障害者、オストメイトの方の避難所における対策、対応は、どのように行われているのか教えていただきたい。

○平原防災体制整備担当課長 内部に障害をお持ちの方の対応でございますけれども、施設によってでございますけれども、例えばそういったものに対応するだれでもトイレでありますとか、そういったところの整備が進んでいるような状況でございます。一部そのような施設がないようなところもありますけれども、それに対応した仮設のものになってしまうのですが、それで今、代用させていただいてい

るところでございます。こちらはトイレの状況になりますけれども、こういったような形で現在対応させていただいているような状況になります。

○大沢委員 だれでもトイレということで、ストーマを洗う部分のところということで心得ておりますけれども、この中でストーマ装具等々の備蓄はされているのですか。

○平原防災体制整備担当課長 こちらにつきましては、学校設備ということもございまして、学校の備蓄品といたしまししょうか、通常の備品を活用させていただくということになっておりまして、現状では災害用備蓄品として、だれでもトイレ用のものを準備しているものはございません。

○大沢委員 「ございません」とはっきりおっしゃいましたけれども、やはり内部障害の方はなかなか障害をお持ちだということが、手帳は持っていらっしゃるけれども、なかなかお困りのことは多かろうと思えますし、ましてや腸とか膀胱の罹患が非常に高かろう、成人病としては多いところだと思うのですけれども、そのところでやはり用意しておく必要は私は多くあると思えますし、やっぱり性質上、外見からは分からないがゆえに、その方も万が一避難をするような段になって、お困りになることがうんとあると思うのですけれども、その点について、今後どのように運ばれていくのか、お考えをお聞かせください。

○平原防災体制整備担当課長 今ご指摘ございましたとおり、内部に障害をお持ちの方だけではなくて、災害時により配慮を要するような方向けに、様々なものが必要になってくるかと思えます。これまでも様々なご指摘をいただいてまいりました。それにつきまして、私ども、なかなか、まだまだ追いついていない部分はあるかと思えますけれども、今、委員からご指摘のございました内部障害者のものについてもそうなのですが、こういったものを当然用意していかなければならないというふうに考えてございますので、どういったものが必要か、それがどのような形で活用するか、あるいはどこに配備すべきなのか。例えば区民避難所なのか、福祉避難所なのか等々、いろいろなことを検討させていただきながら、そういったものの配備を進めていきたいというふうに考えてございます。

○大沢委員 そこで1つ提案なのですけれども、内部障害者向けのポータブルのトイレ、これは普及というか、近年出始めております。そのところも視野に入れていただきながら、内部障害者の方の避難所における支援といいますか、そのところを行っていただきたいと思っております。これで347ページの質問については終わります。

次は、305ページ、まず林試の森公園のところの旧国家公務員宿舎跡の国の持ち物、あるいは都が入っている部分もありまして、しかしながら、あそこのところ、よく言えば、緑が多くなる、悪く言えば、ちょっと廃墟チックといいますか、非常に見通しが悪くて、事件、事故のもとになりやすいような要素をはらんでいるところがあると思えます。緑が多いということはいいことですし、これはあくまでも私見ですけれども、武蔵小山駅周辺と比べると、夏場でもあの周辺へ行くと、1度から2度ぐらいの体感温度が違ってまいります。やはり緑の効用というのは大きなものだとは思いますが、かつて生活の息がしょっちゅう感じられた場所が、今は手つかずの状態になっている。あの状態をどのような考えをもって、どのように荒れた状態を直していただいただけるのか。国なのでそうそう区は手をつけられるという問題ではないとは思いますが、そのところをどういうふうにお考えになっていらっしゃるか教えてください。

○高梨公園課長 今、委員お尋ねのとおり、林試の森公園は区内の貴重な緑を生み出す場所ということで、区としても認識しているところでございます。特に緑の少ない荏原地区にとっては、貴重な緑であるというふうに感じております。

林試の森公園の国家公務員宿舎跡地の拡張整備につきましては、東京都が林試の森公園の拡張ということで、都立公園として拡張整備することを予定しております。昨年度、公園審議会で、その整備計画が諮問を受け、答申がなされております。その計画によりますと、今でも宿舎の中にも結構大きな木があるというようなことで、緑が多くあるのですが、その緑は生かしつつ、駐車場の整備であったりとか、カフェ等の拠点施設等も設けながら、緑を主体としてにぎわいのある施設として整備すべきということが答申がなされております。

○大沢委員 ちょっとかみ合わなかったのだけれども、ぼさぼさになっているあの場所を整備をしていただきたいと、簡単に言えば、それだけのことです。ですので、入れないので、さっきも申し上げたように、今、事件・事故の可能性を含んでいる場所になりつつあるので、そこらのところは注意かたがた持っていただきながら、あそこの部分は注意を向けていただきたいと思います。これで終わります。

交通安全ですけれども、先ほど来、交通事故があります。自転車の事故もということなのですが、やはりコロナ禍ということで、最近、多く風景を見るのが、宅配の自転車業者の方、あの方たちは時間に追われている部分もあるのですが、意外と交通ルールに、先ほどもルールなのかマナーなのかと藤原委員からもありましたけれども、怖い運転をされ、ヒヤリとするようなところもあるのですが、そこらの宅配業者の方たちに対する安全教育というか、安全に対する注意喚起はどのように現場というか、行政のほうで行っていただいているのか教えてください。

○川口交通安全担当課長 いわゆる宅配業者による自転車利用の安全利用に関するものですが、現在、こちらは警察等においても、各事業者に対して申入れを行っているというように承知しております。

なお、区内におきましては、いわゆるシェアサイクルを利用した区内の宅配で配達をしているものもいます。これにつきましては、今、シェアサイクルの担当者が、他区、同じ実施をしている区の会議が定期的にございますので、その中に対して事業者に対してしっかりそういう指導も併せてやってもらいたいという要請を区からもしているところでございます。

○大沢委員 そのこのところの交通安全に対する注意を業者の方たちに伝えていただきたいと思っております。

私が見た1つのシーンですけれども、完璧に信号無視されていらっしやったりとか、一時停止のところを、車は停止しているのですが、突っ込んでみたりとか、あの方たちも生活がかかっているから、その部分のあまり無理なことは一私人が論じることはできないのですが、これが社会問題化する前に、なるべく早く安全に対する啓発活動をしていただきたいと思います。

先ほど来、「交通安全」という言葉がありますが、ここに表記をしてある「交通安全計画」とありますけれども、これ、私は「交通安全」というのは、どうもあまり解せない言葉で、「交通安全計画」ではなくて、「交通安全化計画」ではないのでしょうか。

○川口交通安全担当課長 ただいま委員からご指摘のありました宅配業者の無謀な運転等に関しましては、指導、啓発は、当然区からもやるのですが、それ以外につきましても、警察も非常に悪質、危険な自転車の取締りについては強化をしているというふうに承知しております。

ちなみに、参考ですけれども、いわゆる交通切符を適用した自転車の取締り、赤切符で取締りをされた件数が、平成30年には1,563件であったものが、令和元年は1,960件ということで……。

〔「分かりました、分かりました」と呼ぶ者あり〕

○大沢委員 私が聞きたかったのは、「交通安全」という言葉について、どのような認識をお持ちか

ということなのです。交通安全、交通と安全の中、これ、相反することで、交通は安全、交通が安全であれば、交通安全の運動をする必要はないのです。交通の安全化を図るために交通安全運動をしなければいけないと思うのです。この標語にはらんでいるというのは、国というか、役所、警察のほうで用意をするから、区民の方、市民の方、それに従ってくださいという、それは当時の昭和40年代の交通戦争が始まった時代の意識のもとにそういう言葉が作られたということ。しかしながら、共同という部分では、我々市民・区民も受動的、受け身的立場ではなくて、自らやる能動的な立場でこの交通安全というものを認識しながら、交通安全運動を行っていかなければいけないと思うのです。そうすると、やはり標語、スローガンは交通安全でもいいのですけれども、ここのところを一ひねり、二ひねり変えて、「交通安全化運動」、交通の安全に対する何とかというふうに変えていただいて、交通の安全と言っても、交通安全というのは何がなんだか意味をつかみかねるのですけれども、そのところをどういうふうにお感じになられますでしょうか。

○川口交通安全担当課長 失礼いたしました。まず、交通安全に関しましては、交通安全対策基本法という国の法律に基づきまして、それぞれ施策が行われているところでございます。また、委員ご指摘の「交通安全化」なのではないかというところでございますけれども、我々は1つの名詞的に「交通安全」と申し上げておりますけれども、やはり「交通安全」の中には、それぞれ、例えば交通の円滑化を図ることによる交通安全もありますし、例えば交通の障害に基づいて、そういうことを除去することによる交通安全ということがございますので、その辺の部分につきましては、もし「交通安全化」というような部分に関しましてのところは、国や東京都の考え方の方針を見極めて判断をしていきたいというふうに考えております。

○大沢委員 これは東京都の警視庁なり、あるいは上の役所から出た言葉なので、私ごときが言っても、どうにも変わる問題ではないのですけれども、やはり交通安全という交通に対する安全性をকাশし出すには、やはり表現を変える必要はあるのではないかと。もうちょっと交通に対する危機感を持ってもらえるような表現に変える必要があるのではないかと私は思ひまして、この質問をさせていただきました。

○あくつ委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は、333ページ、しながわ水族館、それから324ページ、都市開発費の中で京急連続立体化とか、品川駅南地域、大井町駅周辺関係に触れたいと思っています。

まず初めに伺いたいのは、今、品川は都市型観光といろいろ言っています。集客が必ず必要だと。そういうふうになってくると、必ず出てくるのが水辺と商店街ということなのだけれども、今言ったように、水族館がいろいろ周辺でも何でもいいけれども、そういうものを作り出していかなくてはならないのだらうと私は思っていて、皆さんもいろいろ考えるときに、その都市型観光と集客をどれぐらい考えて、いろいろな幅広いことも考えながら、いろいろな計画を練っていくのかというところを伺いたくて言っています。

なぜこのようなことを言うかという、例えば台東区、今、台東区に来る方は、来客数6,000万人だと言われています。浅草が3,000万人、上野が2,000万人、秋葉原の一部、御徒町が1,000万人ぐらい、ダブっている人もいるけれども、どういうカウントの仕方が台東区の人にも聞いたけれども、よく分からないけれども6,000万人と言われている。だけど、こういうものがあるけれども、では、浅草の仲見世通りも45年ぐらい前は、空き店舗だらけだったし、神輿の担ぎ手もいなかった。そういう形の中で確かに浅草寺とか浅草神社とか、そういうものがあって、何でやってき

たかと言ったら、イベントです。あとは、いろいろイベント型とあそこは言われるし、あとは、いろいろそれでカーニバルをやってきたりとか、そういうものでどどんいろいろな仕掛けをしてきた。そういう仕掛けが必要なのだらうと思っています。

もっと大きな話をすると、いろいろ企業体は、今ここで、例えば野球の話をする、プロ野球のファンクラブの会員は減っているけれども、だけど、観客動員数は圧倒的に増えている。熱烈なファンがいっぱいいるということなのです。ファンクラブの人は減っていても、試合を見に来る回数とか、そういうものを多く来る方が多くて、大体12球団全部、観客動員数はすごい増えている。よくカーブ女子とかいろいろ言われるけれども。そういう意味で言うと、例えばそういうものを受けて、日本ハムなどは、野球は北広島市に全部移って、こういう判断もあるわけです。これも1つの仕掛けなわけです。だから、こういうことを踏まえた中で、まず都市型観光と集客というのは、皆さんの中で誰かが答えていただいてもいいけれども、必ず我々もそういうことを考えて、いろいろな計画を練っていますと言っただけの方がいらっしゃれば、まずそこから入っていきたいのでお答えいただきたいと思います。

○高梨公園課長 都市型観光、集客についてのお問合せでございますが、水族館という切り口でお答えさせていただきます。

しながわ水族館は、品川区を代表する観光施設であると考えておりますが、開館から来年で30周年を迎えるということと、周辺に大分水族館が30年前に比べて多くできました。また、既存館のリニューアル等もあって、現在、来館者数は伸び悩んでいる状況でございます。そういった水族館を、品川区に来たらこれがあるというようなことで、他区にはないサービス、目的で品川区に訪れていただくというような施設にしていかなければいけない、このように考えているところでございます。それに向けて、今年度、しながわ水族館の顧客満足度満点プロジェクトということで取組を進めているところでございます。

○石田（秀）委員 水族館から私も入ろうと思って、今のお話でそのとおりで結構であります。目的とか業務内容で、私は50年後にあってよかったという水族館になっていただきたいと思っています。シンボリックなしながわ水族館になっていただきたいと思っておりますけれども、その中で何点か話をさせていただきたいのは、現在の管理許可制度、これに基づく基本協定、これはやっぱり見直すということは非常に考えてほしいというのが1点。それから、ほかの水族館、これは設置許可であったり、京都水族館とか、新江ノ島水族館とか、須磨海浜水族館はPFIだとか、いろいろなやり方があります。こちら辺はぜひ手法を検討していただきたいと思っております。それに答えていただきたいのと、あと、富山に富岩運河環水公園があって、これは私も行ってすごくよかったのだけれども、フレンチの達人のレストランがある。日本一来客数が多いスターバックスコーヒー。非常にいい。夜間にはライトアップもして、もちろん環境とかそういうものは全然違うのだけれども、あれでは公園に行きたいなと思うような感じであります。そういう意味では、水族館だけではなく、水族館周辺、レストラン等も含めて検討していくことが必要だと私は思っております、そこら辺のところもぜひ考えていただきたい。そういうものを含めるとなると、今の生活様式を考えると、今の時間ではと思うのです。レストランにしても、やっぱり最低9時ぐらいまでやって、10時ぐらいまで、そういう時間帯を開けていなければ、やっぱり集客にもつながらないと思う。それは近隣の方の話もよく分かっていますけれども、それぐらいのことも含めて検討していただきたいと思うので、水族館のところはもう1回お答えいただきたいと思います。

○高梨公園課長 まず最初に、水族館が今、区民公園の中にありますが、その管理許可制度について

でございます。先ほどご説明いたしました今年度行う委託の検討の中で、運営のスキームについても検討をするということになっておりますが、管理許可制度から設置許可制度への移行につきましては、本当に民間企業から見て、あそこがどういう形で事業スキームが成り立つのかというような、そういった調査も必要でございます。そういったところも含めて、フラットに、本当にあそこの立地でどのような事業スキームができるのか、今の民間企業の動向等も踏まえながら、しっかりと見定めていきたい、このように考えているところでございます。

ご提案のありました水族館周辺の施設も含めてというところでございますが、まずはほかではない公園の中での水族館といったところを十分に活かして、区民公園等、今現在、改修工事を順次行っているところでございますが、区民公園と一体として魅力が向上するような取組を考えていきたい、このように考えているところでございます。

また、区民公園を取り巻くそのまた周辺、大井競馬場も含めて多くの施設がございますので、そういったところの連携についても視野を広げて検討していきたいと考えております。

営業時間のご提案につきましては、委員からもありました周辺の住居等との関係もございますが、30年経ってきたといったところもございますので、そういったところを既存の考え方にとらわれなくて、また周辺の方々ともお話し合いをしながら検討を進めていきたい、このように考えております。

○石田（秀）委員 ぜひその点はよろしくお願いします。

京急連続立体化の話をさせていただきたいと思っております。決定をして、今、買収行為もスタートしていくということでありますけれども、必ず高架があるので高架下、それから駅舎のデザイン、それから駅前広場、地域の方からも意見を聞いて、いろいろパスを引いていただくということにこれからなっていくのだらうと思っておりますけれども、ぜひそのときに、いろいろ考えていただきたいのは、地域の人は、もうこれ決まっています、南地域と連動してくるとなると、まず旧東海道の道幅はぜひ守ってほしいというのが1つ。それから、地域が使える広場にしてほしいということがもう1つ。それから、これはちょっと難しい部分もあるけれども、筋違いは守ってほしいというのが1つ。それから、新しく今度できるところがあるとすると、何かそこに小道でも、何とか小路でもいいのだけれども、我々だと、あそこだと歩行新宿という名前なので、歩行新宿小路とか、歩行新宿小町というのでもいいのだけれども、そういう場所を作ってもらいたい、それが高架下の活用にもなる。こういうことを含めていくと、今度、広場のところには、建築物というわけにはいなくても、工作物をどういうふうにしていくかというのだけであるではないですか。そういうことも含めて、ぜひ考えていただきたいと思っております。

それから、そこで考えるのであれば、必ず三角形のところできてしまう。線路と間の旧東海道。その活用をどうするのだということも考える。やっぱりゴジラはどこかで考えてほしい。ずっと言っているのだけれども、シン・ゴジラで淡路島にやられる話でもない。こちらは本家本元、初代ゴジラが本土上陸第一歩を踏んだのが八ツ山なのです。初代ゴジラは50mしかないのだから。そうすると、その顔だけをとっても、しっぽは八ツ山に出してもいい。体は地中にあると言ってもいいのだから。こういうことを考えると、その部分については、ゴジラぐらいまで広げると、淡路島が幾らかかったのかということ調べてもらうとか、いろいろなやり方があるので、そういうことを含めてパスをかいってもらうとか、いろいろなことを考えていただきたいのですが、そこら辺のところをお考えをお聞かせください。

○中道まちづくり立体化担当課長 北品川におけますにぎわいまたは在り方という点でございますが、北品川駅におきましては、通勤・通学等の滞留者の方が多いという課題もございまして、駅前広場で解

決をする。一方で、旧東海道、もしくは品川浦といったところの観点から、観光といった、またにぎわいという点で東側にイベント広場を開くといったところがございます。

今お話のございましたゴジラの点につきましては、品川区で旧東海道、八ツ山といったところで登場したといったところで、非常に北品川に関係の深いキャラクターであり、また幅広い方に親しまれているキャラクターというところで、非常に魅力あるキャラクターというところがございますが、その一方で、特許権であったり、広告費用であったりとかという課題もあるというところは認識しているところがございます。北品川の駅前広場、また品川駅の南地域のまちづくりの中で連携いたしまして、地域の方がいかに魅力あるまちになるかといったところを、今後、地域と一緒に入りまして、一緒に考えていきたいというふうに考えてございます。

○石田（秀）委員 ゴジラの点は、ぜひ、今、東京ジョイポリスでトーキョーゴジラミュージアムが行われていますので、見に行っていたきたいと思っております。

確かに地域でも、上陸して八ツ山を踏みつけて壊してしまった、まちを破壊したのはゴジラだという意見もあるのは事実でありますけれども、やっぱりそれはそれで1つの考え方もあるので、ぜひ考えていただきたいと思います。

もう1点は、例えば南地域なのだけでも、これも集客を考えるということ。そうすると、例えば高輪ゲートウェイには、100万㎡の床ができるわけです。では、あそこは品川駅から10分圏内だけでも、そこにテナントがあったから入るのか、それがずっと後々になってどういう状況になるのだということも考える。そうなったときには、ある一定を超えた集客となると、テナントの次はホテル、それぐらいまではいいとして、それを超える集客となると、やっぱり区の協力が必ず必要になる。そこは一段超えると。そうではないと、集客も含めてそこはなかなかいい開発ができない。それはぜひ考えてほしいと、それは答弁を欲しいと思います。

それから、大井町駅周辺地区は、これは夢で終わってもいいのだけれども、さっきの日本ハムの話をしたけれども、ここをドームにしてしまうという話だってあります。E地区を区役所にすれば、再開発しようと言っているのだから、あそこを再開発しよう、あそこを区役所にしてしまえば、5分以内で区役所なのです。ここはドームにしてしまおう。それはJRのもっと奥までやらなくてはいけないけれども、そうすると、毎日5万人ぐらいの人が来る可能性がある。そういうことも踏まえていろいろ広く物を考えてほしい。それはもうちょっと駄目っぽいからいいのだけれども、そういう発想も頭に入れてほしいというだけ。そういうことも踏まえて考えていく。そういうことを踏まえて南地域のほうは答弁を欲しい。

○中道まちづくり立体化担当課長 品川駅南地域でございますが、今、あその地域におきましては、やはり行政課題としまして、都営住宅であったりとか、また都営バスの敷地等がございます。そうした東京都の敷地に対しましては、区が間に入りまして課題を解決していくとともに、やはり品川浦といったところで船宿等の観光施設がございますので、そういった活用も地域と一緒に考えていきたいと思っております。

○あくつ委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、明日、午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時31分開会

委員長 あくつ 広 王